

県中地域の景観に配慮した防護柵等の 整備に関するマスタープラン

平成 1 7 年 1 月

福島県県中建設事務所

()

○

目 次

1. マスタープラン策定の趣旨	1-1
2. 対象施設	1-1
3. 運用方針	1-1
4. エリア区分	4-1
5. 景観配慮への基本方針の構成	5-1
5-1 郡山エリア	5-2
【1】エリアの特性	5-3
【2】景観基調の区間区分	5-12
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-13
5-2 須賀川エリア	5-21
【1】エリアの特性	5-22
【2】景観基調の区間区分	5-31
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-32
5-3 岩瀬エリア	5-35
【1】エリアの特性	5-36
【2】景観基調の区間区分	5-46
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-47
5-4 石川エリア	5-51
【1】エリアの特性	5-52
【2】景観基調の区間区分	5-64
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-65
5-5 三春エリア	5-73
【1】エリアの特性	5-74
【2】景観基調の区間区分	5-84
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-85
5-6 あぶくま洞エリア	5-88
【1】エリアの特性	5-89
【2】景観基調の区間区分	5-99
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-100
5-7 田村エリア	5-105
【1】エリアの特性	5-106
【2】景観基調の区間区分	5-115
【3】区間毎の景観配慮への基本方針	5-116

6. 実践にあたっての基本方針	6-1
6-1 施設別整備基本方針	6-1
【1】防護柵	6-1
【2】道路案内標識等道路付属物	6-12
【3】交通規制標識等	6-14
【4】電柱等	6-15
6-2 実践にあたっての方針	6-19

参考

マスタートプラン策定までの経緯	参考-1
県中地域全体の景観基調の区間区分	参考-8
県中地域全体の色彩方針	参考-9
防護柵の色見本	参考-10

1. マスタープラン策定の趣旨

県中地域は奥羽山脈と阿武隈高地、阿武隈川等の自然景観をはじめ、歴史・文化的景観、市街地景観等豊かで優れた景観に恵まれた地域であり、今後もこの良好な景観を保全、育成していくことが求められている。

このため防護柵等の道路施設整備にあたっては、従来の機能性、安全性、経済性等に配慮することはもとより、地域の個性や魅力を生かした道路景観の形成に努める必要がある。

本マスタープランは、県中地域の景観に配慮した防護柵等の整備に関する基本方針を示すものである。

2. 対象施設

県中地域内の道路敷内に設置される防護柵、案内標識、交通規制標識、電柱等を対象とする。(以下、特にことわらない限りは総称して「防護柵等」という。)

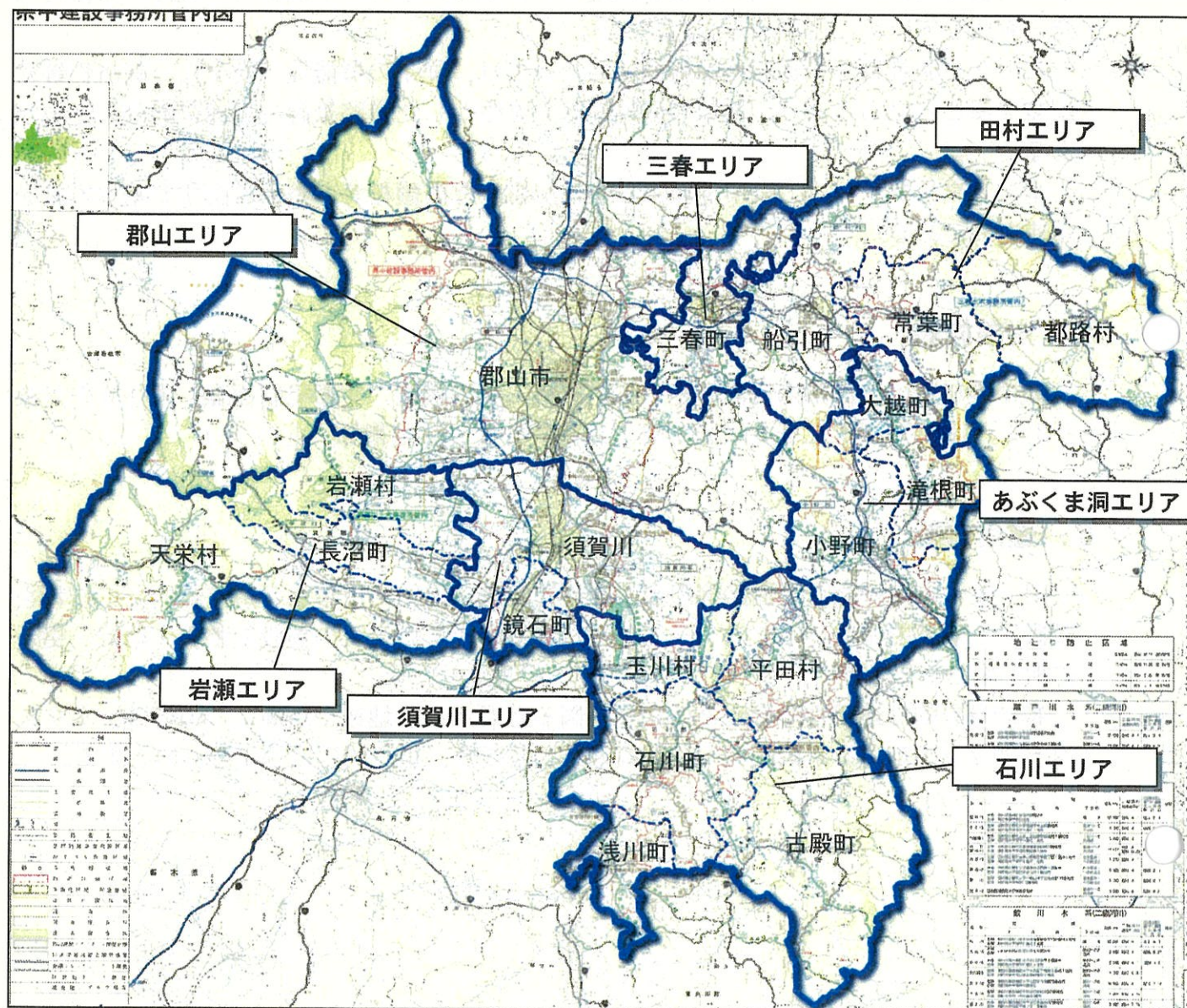
3. 運用方針

国・県・市町村などの道路管理者、交通管理者、道路占用者など道路敷内に工作物を設置する事業主体は、本マスタープランに基づき、それぞれの施設の整備・維持・更新に取り組むものとする。

特に景観的な連続性や周辺との調和を図る必要がある地域や路線については、本マスタープランが定める景観配慮への基本方針に基づき、重点的に取り組むものとする。

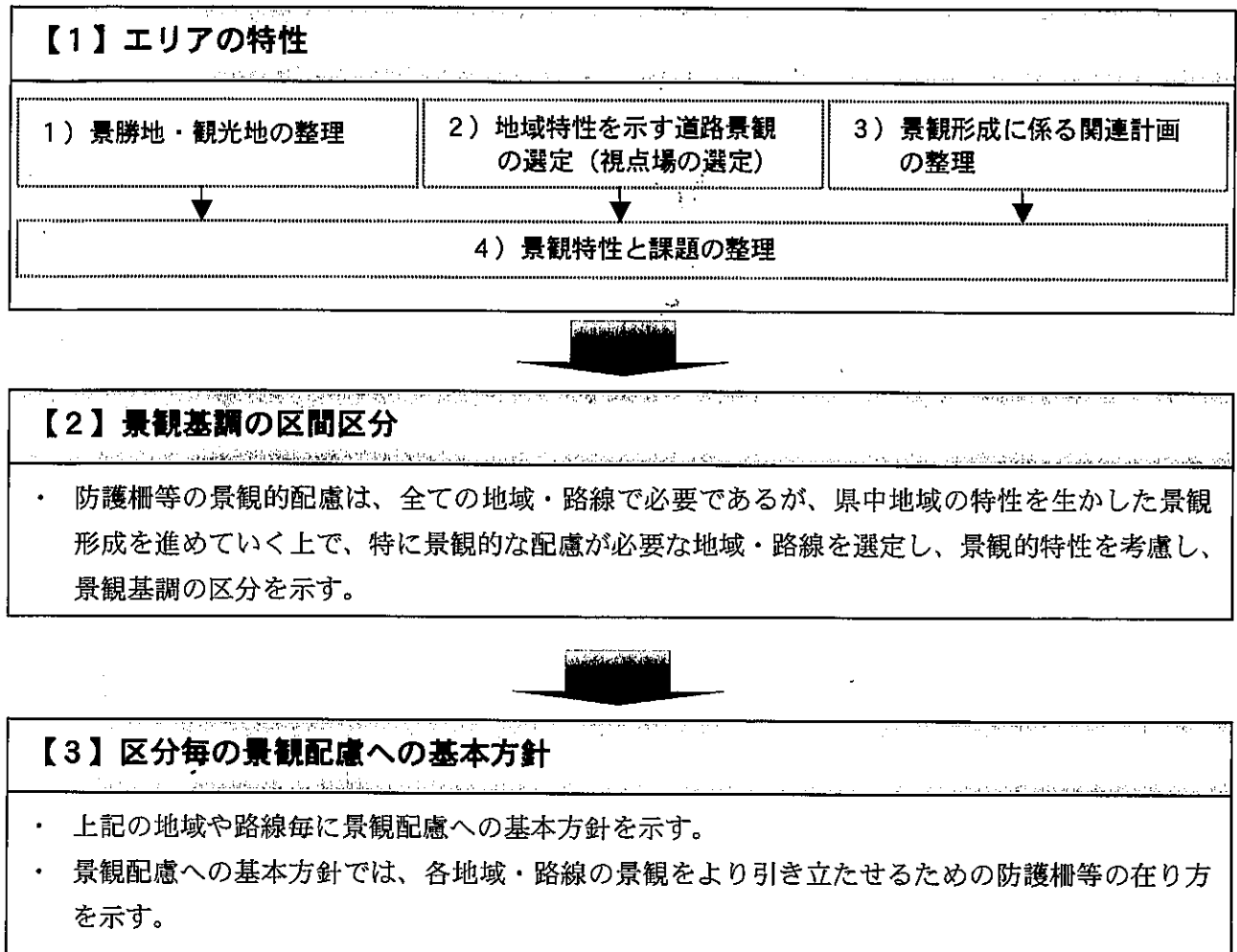
4. エリア区分

県中地域における景観配慮への基本方針は、地域特性を考慮し、以下の7つのエリアに区分して定める。



図：エリア区分

5. 景観配慮への基本方針の構成



5-1 郡山エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

表：景勝地・観光地一覧（順不同）

市町村名	景勝地・観光地名称	市町村名	景勝地・観光地名称
郡山市	市街地		市街地周辺(東部)
	1 うねめ温泉	65 守山温泉	
	2 並木温泉	66 レインボーフラワーパーク	
	3 光彩つつみ温泉	67 光照寺摩崖三十三観音	
	4 開成山大神宮	68 宇津峰の桜	
	5 開成山公園(桜)	69 中津川鉱泉	
	6 21世紀公園	70 須賀寺大般若波羅密多経	
	7 安積国造神社	71 ザクの摩崖三十三観音	
	8 仙遊島乃湯	市街地周辺(西部)	
	9 開成館	72 長権の種蒔ザクラ	
	10 総合体育館・こおりやま文学の森資料館	73 蓬瀬公園	
	11 如宝寺	74 浄土松公園	
	12 麗山公園	75 大槻公園(桜)	
	13 荒池	76 郡山温泉	
	14 酒蓋公園(桜)	77 高族観光ぶどう園	
	15 安積歴史博物館	78 笹原川千本桜	
	16 静御前堂	79 のんびり温泉	
	17 郡山湯本温泉	80 郡山三種田温泉	
	18 五百淵公園(桜)	猪苗代湖周辺	
	19 香久池公園(桜)	81 小倉沢掛崖松	
	20 天然温泉長寿の湯	82 秋山浜	
	21 ビックバレット	83 青松浜	
	22 郡山カルチャーパーク	84 白鳥桜	
	23 バーデン温泉	85 境の大松	
	24 なりた温泉	86 鬼沼	
	25 日大の桜	87 屏風岩	
	26 東北原温泉	88 湖南港	
	27 大槻公園(桜)	89 舟津浜	
	28 郡山温泉	90 鶴浜	
	29 月光温泉	91 横沢浜	
	市街地周辺(北部)	92 浜路浜	
	30 松並木	93 来福寺大スギ	
	31 藤田川ふれあい桜	94 飯盛寺コウヤマキ	
	32 ふれあい温泉	95 館のまゆみ	
	33 西方寺大日如来坐像	96 長福寺千本杉	
	34 松並木	97 千手院千手観音立像	
	35 蛇骨地藏堂イチイ	98 千手院の種蒔桜	
	36 こどもの森	99 サニーランド	
	37 子と清水	100 東光寺阿弥陀如来坐像	
	38 鹿島神社ベクタマイト岩脈	101 満福寺銅鐘	
	39 内出のサクラ	102 一里塚	
	40 広度寺銅鐘	103 イチイ	
	41 天神夫婦桜	104 馬入新田水芭蕉群生地	
	42 高柴デコ屋敷	105 赤津のカツラ	
	43 雪村桜	106 会津布引高原	
	44 子と滝公園(桜)	107 隠津島神社神社社叢	
	45 白鳥の里	108 菅滝	
	46 堂坂観音供養塔婆	109 北つつじ群生	
	市街地周辺(東部)	110 高橋山森林公園	
	47 市立美術館	111 大滝渓谷	
	48 不動桜	112 伏石温泉	
	49 稻荷神社薬師堂算額	113 源田温泉	
	50 荒井の湯	114 赤津御前桜	
	51 大善寺のふじ	115 舟津公園(桜)	
	52 大安場古墳	116 洞泉寺観音立像	
	53 ふるさとの森スポーツパーク	磐梯熱海温泉周辺	
	54 東山霊園東山悠苑	117 鮎子ヶ滝	
	55 海老根の大カヤ	118 石筵ふれあい牧場	
	56 常林寺木造観音菩薩半跏像	119 十一面観音像	
	57 伊勢松桜	120 高山鉱山跡	
	58 龍ヶ丘公園の桜	121 高玉城跡	
	59 紅枝垂地蔵サクラ	122 高山金山黄金温泉	
	60 黒木の石造三層塔	123 郡山スケート場	
	61 忠七桜	124 御衣黄桜	
	62 大ケヤキ	125 磐梯熱海温泉	
	63 東山霊園平和記念塔	126 ユラックス熱海アイスアリーナ	
	64 田村神社(桜)厨子		

郡山エリア景勝地・観光地等

- 凡例
- 景勝地・観光地等
 - 国立・県立自然公園

福島県県中建設事務所管内図



一級河川		二級河川		砂防指定地一覧	
河川番号	河川名称	河川番号	河川名称	河川番号	河川名称
1	荒川	101	千代田川	101	千代田川
2	利根川	102	利根川	102	利根川
3	荒川	103	荒川	103	荒川
4	利根川	104	利根川	104	利根川
5	荒川	105	荒川	105	荒川
6	利根川	106	利根川	106	利根川
7	荒川	107	荒川	107	荒川
8	利根川	108	利根川	108	利根川
9	荒川	109	荒川	109	荒川
10	利根川	110	利根川	110	利根川
11	荒川	111	荒川	111	荒川
12	利根川	112	利根川	112	利根川
13	荒川	113	荒川	113	荒川
14	利根川	114	利根川	114	利根川
15	荒川	115	荒川	115	荒川
16	利根川	116	利根川	116	利根川
17	荒川	117	荒川	117	荒川
18	利根川	118	利根川	118	利根川
19	荒川	119	荒川	119	荒川
20	利根川	120	利根川	120	利根川
21	荒川	121	荒川	121	荒川
22	利根川	122	利根川	122	利根川
23	荒川	123	荒川	123	荒川
24	利根川	124	利根川	124	利根川
25	荒川	125	荒川	125	荒川
26	利根川	126	利根川	126	利根川
27	荒川	127	荒川	127	荒川
28	利根川	128	利根川	128	利根川
29	荒川	129	荒川	129	荒川
30	利根川	130	利根川	130	利根川
31	荒川	131	荒川	131	荒川
32	利根川	132	利根川	132	利根川
33	荒川	133	荒川	133	荒川
34	利根川	134	利根川	134	利根川
35	荒川	135	荒川	135	荒川
36	利根川	136	利根川	136	利根川
37	荒川	137	荒川	137	荒川
38	利根川	138	利根川	138	利根川
39	荒川	139	荒川	139	荒川
40	利根川	140	利根川	140	利根川
41	荒川	141	荒川	141	荒川
42	利根川	142	利根川	142	利根川
43	荒川	143	荒川	143	荒川
44	利根川	144	利根川	144	利根川
45	荒川	145	荒川	145	荒川
46	利根川	146	利根川	146	利根川
47	荒川	147	荒川	147	荒川
48	利根川	148	利根川	148	利根川
49	荒川	149	荒川	149	荒川
50	利根川	150	利根川	150	利根川

凡例	
市界	市界
町界	町界
村界	村界
国界	国界
県界	県界
市界	市界
町界	町界
村界	村界
国界	国界
県界	県界

急傾斜地崩壊危険区域	
区域番号	区域名称
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30

2) 地域特性を示す道路景観の選定（視点場の選定）

地域特性を生かした景観が望める道路は、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場		
郡山市	郡山市街地	市街地全域※	
	磐梯熱海温泉街	①	磐梯熱海温泉街（国道 49 号）
	猪苗代湖	②③	湖南湊線（猪苗代湖畔）
		④	猪苗代湖南線
	郡山市街地周辺	⑤	国道 49 号、逢瀬川沿い
		⑥	美術館通り

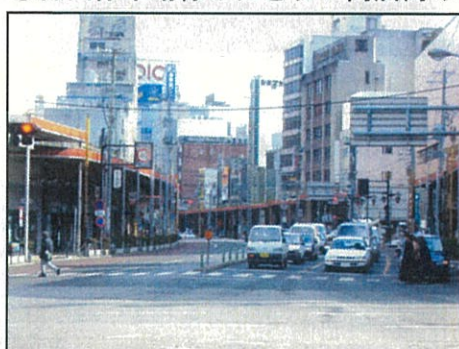
※郡山市街地内は特色ある景観を望める場所が数多く存在するため、視点場は市街地全域とする。

■郡山市街地

○フロンティア通りの水・緑豊かな景観



○郡山停車場線のにぎわい商店街の街並み



○郡山湖南線の住宅地の街並み



○五百淵公園の自然豊かな景観



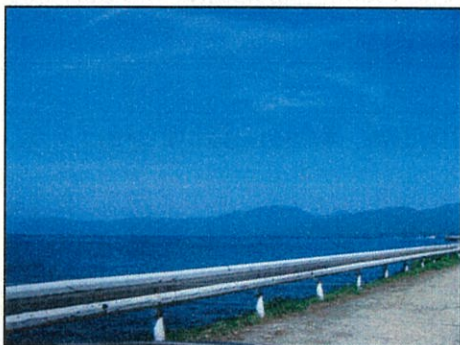
■磐梯熱海温泉街

①国道 49 号から望む磐梯熱海温泉街と山並み

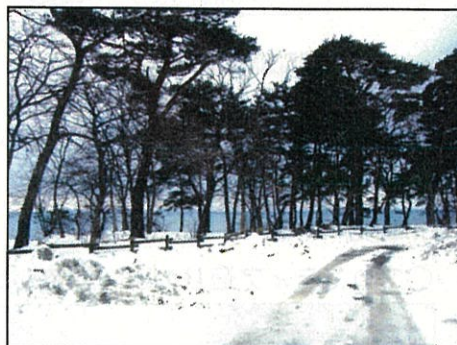


■猪苗代湖

②湖南湊線から望む猪苗代湖と山並み



③湖畔沿いから望む松並木と猪苗代湖



④猪苗代湖南線から望む猪苗代湖と田園景観



■郡山市街地周辺

⑤国道 4 号から望む逢瀬川の水辺景観

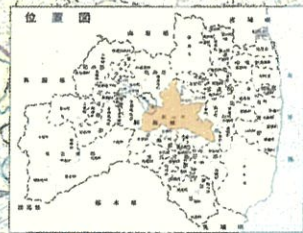


⑥美術館通りから望む市街地の街並みと山並み



郡山エリア視点場

福島県県中建設事務所管内図
(1:50,000)

[illegible]

凡 例

 視点場

	凡	例
	管内界	国有林
	市町村界	国有保安林
	县界	民有保安林
	主要交通方道	河川
	發源地	砂防指定区域
	庄城界道	市街所、支所、出張所
	都府市縣區域	急難消滅施災救済区域
	市街化区域	学校
	F T D I D 区域	
	公園区域	

[illegible]

3) 景観形成に係る関連計画の整理

景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっても景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

- ・ 福島県景観条例（磐梯山・猪苗代湖周辺景観重点地域）
- ・ 郡山市屋外広告物条例

以下に、福島県景観条例において、福島県を代表する、優れた景観を有している地域や、新たに優れた景観地域が必要な地域など、県土の景観形成上重要な地域に指定された磐梯山・猪苗代湖周辺景観重点地域と郡山市が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した郡山市屋外広告物条例の概要を示す。

福島県景観条例

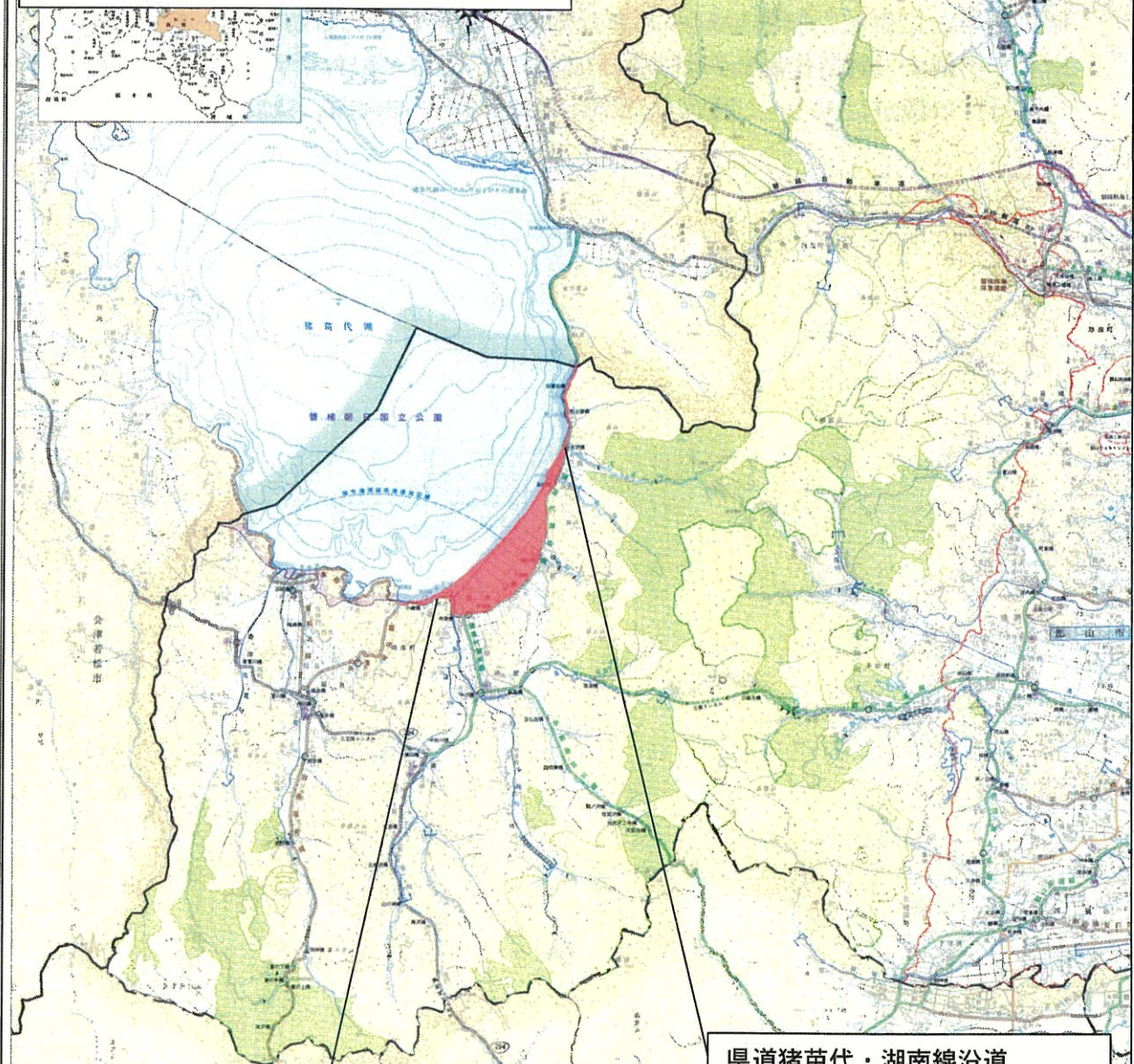
凡 例

景観形成重点地域

知事に届出を行う行為

- 1) 建築物、工作物の新築・改築・増築・移転
- 2) 建築物、工作物の外観の模様替え、又は色彩の変更
- 3) 土地の区画形質の変更
- 4) 鉱物の採石又は土石の類の採取
- 5) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- 6) 木竹の伐採・植栽

※一部抜粋



県道猪苗代・湖南線沿道
(道路東端から100m、湖岸まで)

県道舟津・福良線沿道
(道路南端から100m、湖岸まで)

国 道	県 道	市 道	町 道	村 道
1号線	2号線	3号線	4号線	5号線
6号線	7号線	8号線	9号線	10号線
11号線	12号線	13号線	14号線	15号線
16号線	17号線	18号線	19号線	20号線

急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域
1号線	2号線	3号線
4号線	5号線	6号線
7号線	8号線	9号線
10号線	11号線	12号線
13号線	14号線	15号線

路 線	路 線	路 線	路 線	路 線
1号線	2号線	3号線	4号線	5号線
6号線	7号線	8号線	9号線	10号線
11号線	12号線	13号線	14号線	15号線
16号線	17号線	18号線	19号線	20号線
21号線	22号線	23号線	24号線	25号線

屋外広告物規制状況

福島県中建設事務所管内図

(1:50,000)

位



總 說

22

天 龍 村

[illegible][illegible]

禁止地域（次の地域では原則として表示掲出できない）

- （1）第一種低層住居専用地域及び風致区内。
- （2）国、県及び市が指定した重要文化財又は重要有形民俗文化財及びその周囲 300m 以内の区間並びに史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物。
- （3）保安林、国立公園、県立自然公園及び都市公園の区域（運動施設のうち野球場を除く）。
- （4）県指定の自然環境保全地域又は緑地環境保全地域。
- （5）道路、鉄道及び索道の区間並びにこれらの区間から展望できる地域で規則で定める区間（以下、禁止路線）。※展望できる地域は矢印表示
- （6）古墳、墓地、社寺、教会及び火葬場の敷地内。
- （7）公用又は公共用建造物及びその敷地内。

- (1) 第一種低層住居専用地域及び風致区内。
- (2) 国、県及び市が指定した重要文化財又は重要有形民俗文化財及びその周囲 300m 以内の区間並びに史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物。
- (3) 保安林、国立公園、県立自然公園及び都市公園の区域（運動施設のうち野球場を除く）。
- (4) 県指定の自然環境保全地域又は緑地環境保全地域。
- (5) 道路、鉄道及び索道の区間並びにこれらの区間から展望できる地域で規則で定める区間（以下、禁止路線）。＊展望できる地域は矢印表示
- (6) 古墳、墓地、社寺、教会及び火葬場の敷地内。
- (7) 公用又は公共用建造物及びその敷地内。

許可地域（禁止地域以外の次の地域では原則として市長の許可が必要）

- （１）都市計画区域内。
- （２）道路、鉄道及び索道の区間並びにこれらの区間から展望できる地域で規則で定める区域。
- （３）禁止路線のうち、家屋連たん地区。

- (1) 都市計画区域内。
- (2) 道路、鉄道及び索道の区間並びにこれらの区間から展望できる地域で規則で定める区域。
- (3) 禁止路線のうち、家屋連たん地区。

凡 例	
	禁止地域・路線
	許可地域・路線

禁止地域・路線

許可地域・路線

↑↑↑
展望できる地域
↓↓↓

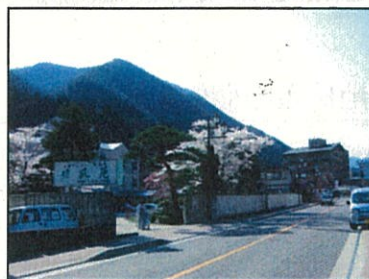
出典：郡山市屋外広告物条例

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

■郡山市街地、磐梯熱海温泉街の景観

- ・ 郡山市街地は地域・路線独自に景観形成に努めていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 磐梯熱海温泉街は独自に景観形成に努めていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 郡山市街地は防護柵や標識、電柱等が混在しており、市街地の街並みを乱している。



■須賀川二本松線の歴史的な景観

- ・ 須賀川二本松線の沿道は松並木や寺社仏閣などの奥州街道の名残があることから、歴史を生かした景観を形成する必要がある。



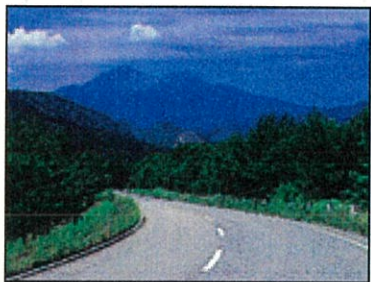
■猪苗代湖畔や阿武隈川等の水辺の景観

- ・ 猪苗代湖畔は猪苗代湖や磐梯山などの水・緑豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵や電柱等が、猪苗代湖や背後の山並みへの眺望を阻害している。
- ・ 磐梯山・猪苗代湖周辺は、景観形成重点地域として取り組まれている。
- ・ 阿武隈川等の河川沿いは市民に親しまれている空間であることから、水辺環境を生かした景観を形成する必要がある。



■郡山湖南線や中の沢熱海線、母成グリーンライン、国道 288 号等の自然豊かな景観

- ・ 郡山湖南線や中の沢熱海線、母成グリーンライン、国道 288 号等は、山並みや田園等の自然景観に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



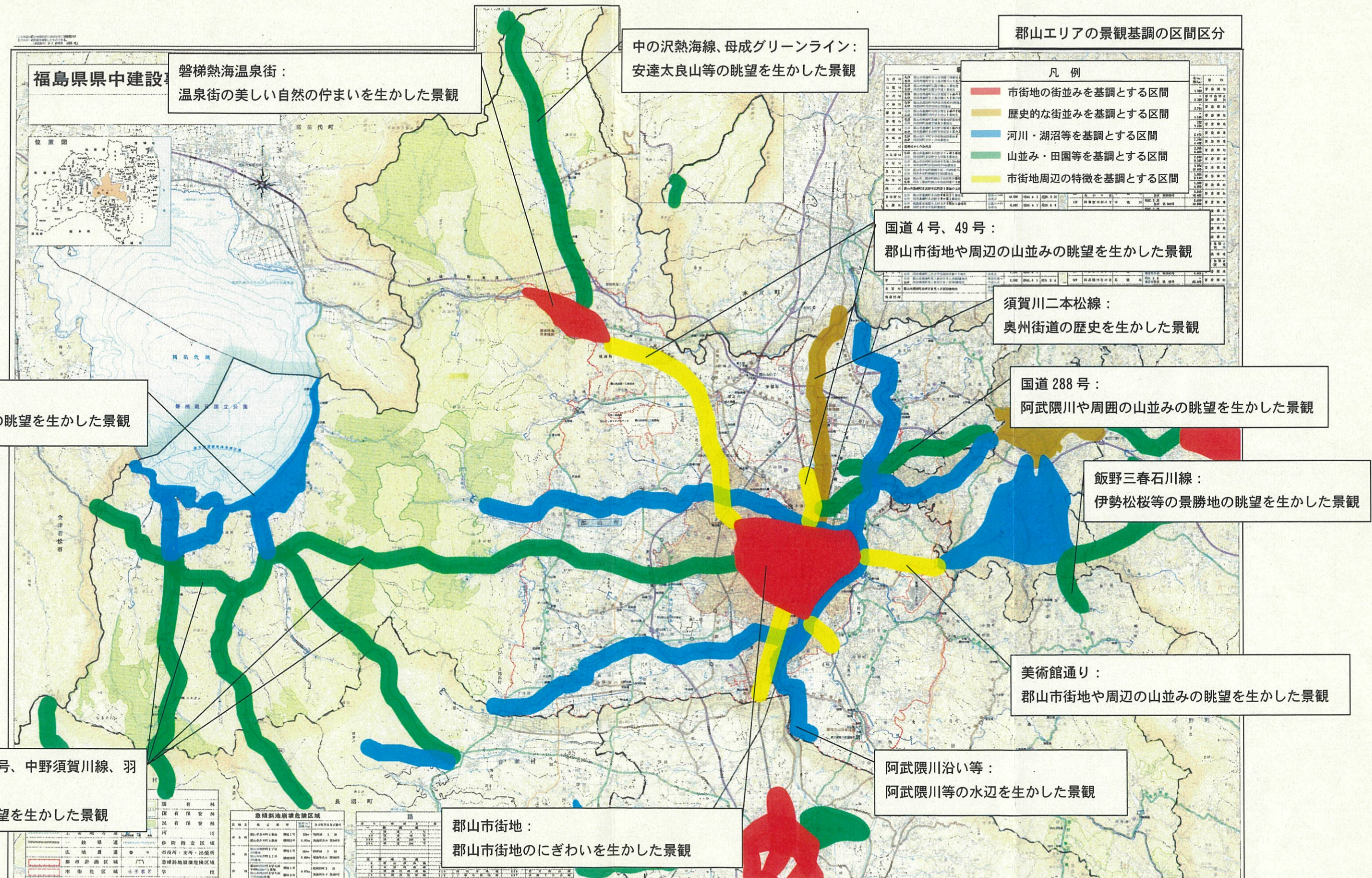
■国道 4 号、国道 49 号等の市街地周辺の個性豊かな景観

- ・ 道路敷内の電柱や看板等が、国道 4 号や国道 49 号等の沿道景観の眺望を阻害している。
- ・ 美術館通りなどは市街地や周辺の山並みを眺望できることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。



【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項①)、基本的な形状・配置方針②)、基本的な色彩方針③)を以下に示す。

■市街地の街並みを基調とする区間（郡山市街地）

- ① 郡山市街地は郡山駅前を中心としてにぎわいある市街地を形成しているため、防護柵等の設置にあたっては、魅力ある街並み形成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は街並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は整然とした街並みとなるよう縮小板（通常の約3分の2の大きさ）を設置することを検討する。
電柱等はフロンティア通り等のように地中化することを検討する。地中化が難しい場合は統廃合や移設、裏配線を検討する。
- ③ 色彩は市街地内で既に取り組みされている整備と整合を図ることを基本とする。

シミュレーション1：郡山停車場線



至郡山駅



郡山駅前の郡山停車場線の電線・電柱を地中化し、市街地の景観向上を図る。

シミュレーション2：さくら通り



河内郡山線

国道 49 号



さくら通りの電線・電柱を地中化し、信号柱や標識板、支柱をダークブラウンに替え、市街地の景観向上を図る。

シミュレーション3：小野郡山線



小野郡山線

東部幹線

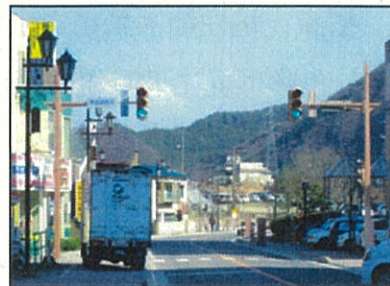


小野郡山線の電線・電柱を地中化し、信号柱や標識板、支柱をダークブラウンに替え、市街地の景観向上を図る。

■市街地の街並みを基調とする区間（磐梯熱海温泉街）

- ① 古くからの温泉街として多くの観光客が訪れる温泉街の佇まいを生かすため、磐梯熱海地域独自の景観形成を行っている。
- ② 防護柵や標識、電柱等は現在取り組まれている景観と整合を図った形状を用いることを基本とする。
- ③ 磐梯熱海地域独自に検討した色彩と整合を図ることを基本とする。

◆磐梯熱海温泉街（国道49号）
の整備状況



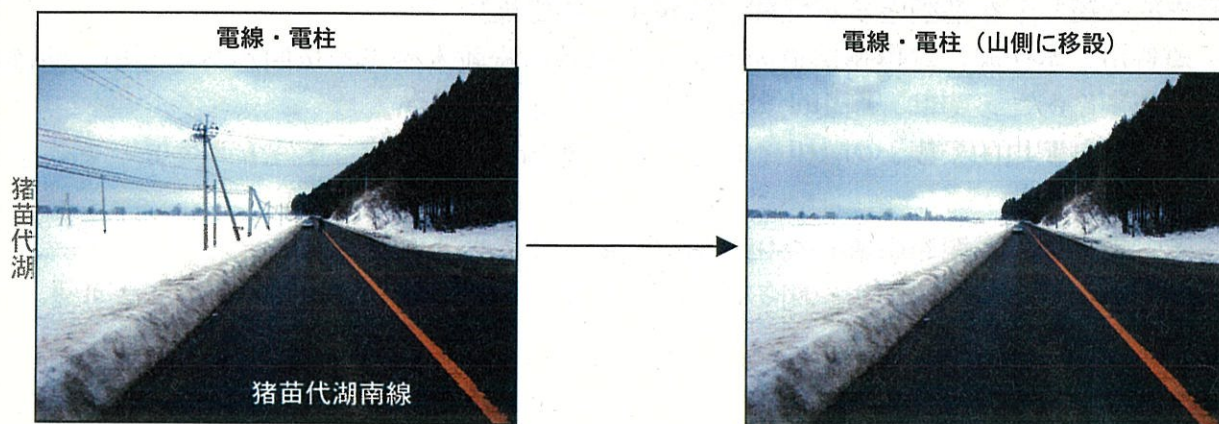
■歴史的な街並みを基調とする区間（須賀川二本松線）

- ① 須賀川二本松線には奥州街道の歴史を偲ばせる松並木や寺社仏閣があるため、防護柵等の設置にあたっては、歴史的景観に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は歴史的景観との調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■河川・湖沼等を基調とする区間（猪苗代湖畔）

- ① 猪苗代湖畔は水と緑が織りなす豊かな自然景観に恵まれた地域である。また猪苗代湖周辺は磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域として先駆的な取り組みが行われている。そのため防護柵の設置にあたっては、豊かな自然景観の保全・育成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は猪苗代湖や磐梯山等への眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は既に取り組みされている猪苗代・裏磐梯地区と整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション4：猪苗代湖畔



猪苗代湖南線の湖畔側にある電線・電柱を山側に移設し、猪苗代湖や山並みの眺望の確保を図る。

シミュレーション5：猪苗代湖畔

冬

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)



夏

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)



猪苗代湖畔沿いの劣化した白のガードレールから、ダークブラウンのガードパイプに取り替え、猪苗代湖や山並みの眺望の確保を図る。

■河川・湖沼等を基調とする区間（阿武隈川沿い等）

- ① 阿武隈川等の河川は多くの人々に親しまれている水辺空間であるため、防護柵等の設置にあたっては、水辺の眺望や親和性に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は透過性や親和性に配慮したガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 294 号、郡山湖南線等）

- ① 国道 294 号や郡山湖南線等は奥羽山脈の山並み等の自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みや田園の眺望を確保するため透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（中の沢熱海線、母成グリーンライン）

- ① 中の沢熱海線や母成グリーンラインは郡山市と猪苗代町を結んでおり、雄大な自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は自然景観の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 288 号）

- ① 国道 288 号は郡山市街地と三春町や船引町等を結んでおり、阿武隈川や周囲の山並み等の自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は自然景観の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（飯野三春石川線）

- ① 飯野三春石川線の周辺には伊勢松桜や紅枝垂地蔵サクラ等の景勝地があるため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は桜並木や山並みへの眺望を確保するために、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩はさくら湖畔との整合性を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■市街地周辺の特徴を基調とする区間（国道4号、49号、美術館通り）

- ① 郡山市街地へ導く幹線道路からは、市街地の都市景観と周辺の自然景観を眺望することができるため、防護柵等の設置にあたっては、景観的な連続性と自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は市街地や周囲の山並み等の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は既に取り組みされている整備と整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

5－2 須賀川エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

表：景勝地・観光地一覧（順不同）

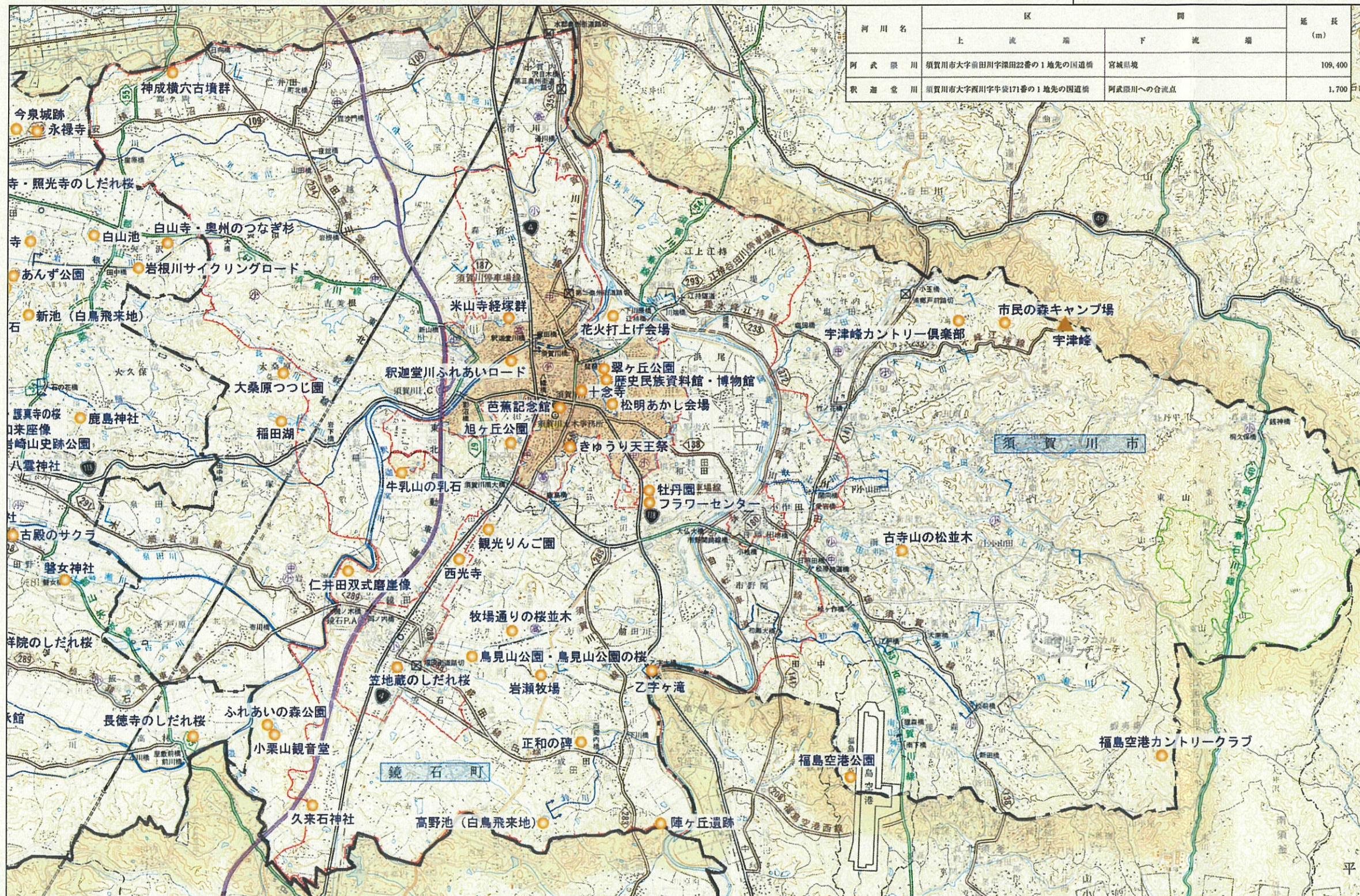
市町村名	景勝地・観光地名称
須賀川市	市街地
	1 米山寺経塚群
	2 花火打ち上げ会場
	3 釈迦堂川ふれあいロード
	4 翠ヶ丘公園
	5 歴史民俗資料館・博物館
	6 十念寺
	7 松明あかし会場
	8 きゅうり天王祭
	9 芭蕉記念館
	10 旭ヶ丘公園
	市街地周辺
	11 市民の森キャンプ場
	12 宇津峰カントリー倶楽部
	13 牡丹園
	14 フラワーセンター
	15 古寺山の松並木
	16 福島空港カントリークラブ
	17 福島空港公園
	18 乙字ヶ滝(玉川村)
鏡石町	東部
	19 観光りんご園
	20 西光寺
	21 牧場通りの桜並木
	22 鳥見山公園・鳥見山公園の桜
	23 笠地蔵のしだれ桜
	24 岩瀬牧場
	25 正和の碑
	26 高野池(白鳥飛来地)
	27 陣ヶ丘遺跡
	西部
	28 牛乳山の乳石
	29 仁井田双式磨崖像
	30 ふれあいの森公園
	31 小栗山観音堂
	32 九来石神社

須賀川エリア景勝地・観光地等

河川名	区 間		延長 (m)
	上流端	下流端	
阿武隈川	須賀川市大字前田川字湊田22番の1地先の国道橋	宮城郡境	109,400
釈迦堂川	須賀川市大字西川字牛込171番の1地先の国道橋	阿武隈川への合流点	1,700

凡 例

● 景勝地・觀光地等



2) 地域特性を示す道路景観の選定（視点場の選定）

地域特性を生かした景観が望める道路は、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場		
須賀川市	須賀川市街地	①②	須賀川二本松線
		③	須賀川三春線
		④⑤	須賀川駅周辺
		⑥⑦	国道 118 号
	翠ヶ丘公園	⑧	翠ヶ丘公園周辺
	福島空港周辺	⑨	古殿須賀川線
		⑩	須賀川テクニカルサーチガーデンアクセス道路
		⑪	福島空港周辺
鏡石町	鏡石市街地	⑫⑬	鏡石駅周辺
	岩瀬牧場周辺	⑭	岩瀬牧場周辺

■須賀川市街地

①須賀川二本松線の古い市街地景観



②須賀川二本松線の整った市街地景観



③須賀川三春線のにぎわいある市街地景観



④須賀川駅前の市街地景観



⑤須賀川駅と須賀川 I.C を結ぶ道路の市街地景観



⑥国道 118 号から望む松明あかし会場



⑦国道 118 号から望む牡丹園



■翠ヶ丘公園

⑧翠ヶ丘公園の自然豊かな景観



■福島空港周辺

⑨古殿須賀川線から望む山並み



⑩須賀川テクニカルリサーチガーデンアクセス道路から望む山並み



⑪福島空港周辺特有の景観



■鏡石市街地

⑫鏡石駅前の市街地景観



⑬下松本鏡石停車場線の市街地景観



■岩瀬牧場周辺

⑭岩瀬牧場周辺の自然豊かな景観



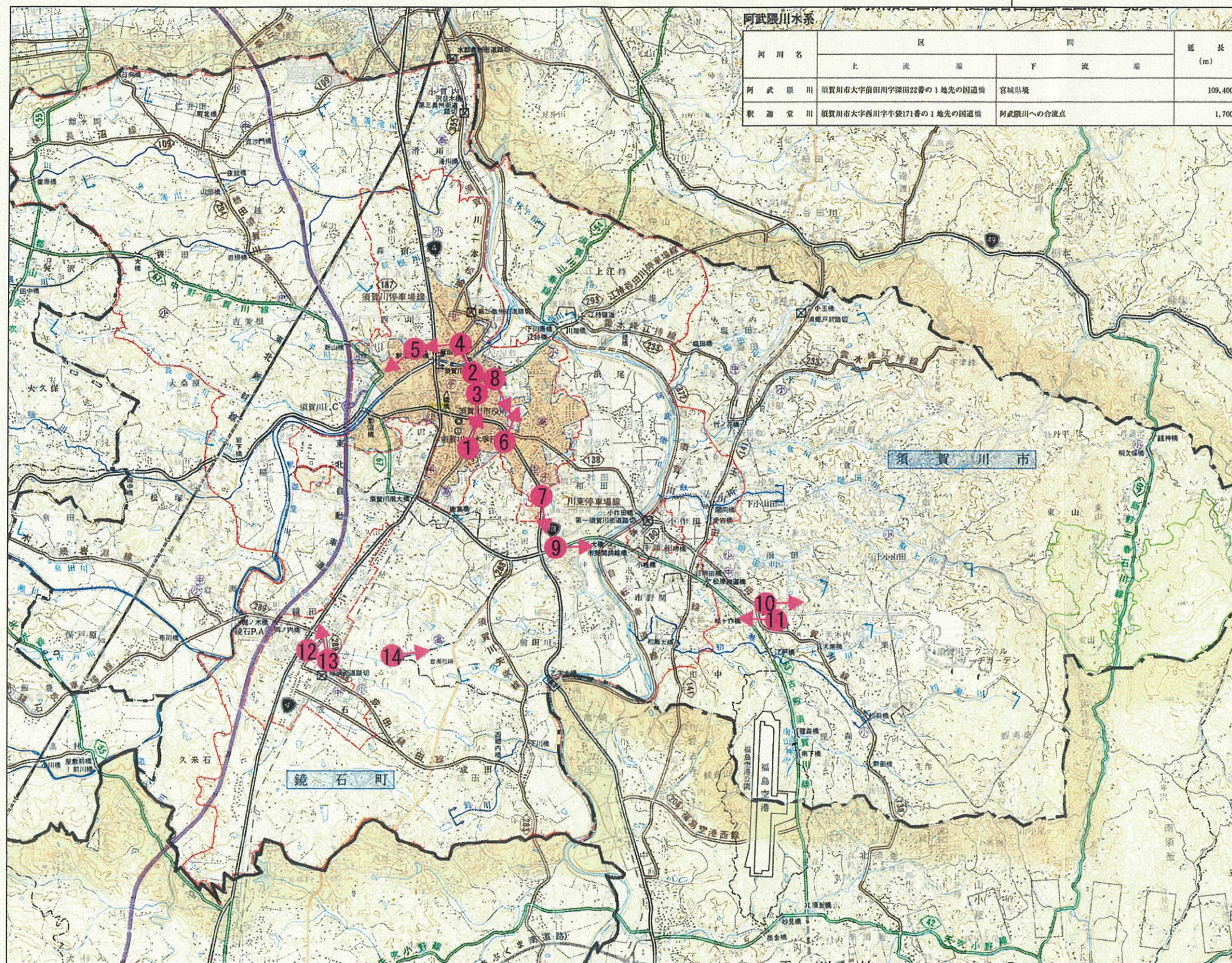
須賀川エリア視点場

阿武隈川水系

河川名	区間		延長 (m)
	上流端	下流端	
阿武隈川	須賀川市大字前田川字深田22番の1地先の国道橋	宮城県境	109,400
歌潮堂川	須賀川市大字西川字牛込171番の1地先の国道橋	阿武隈川への合流点	1,700

凡例

●→ 視点場



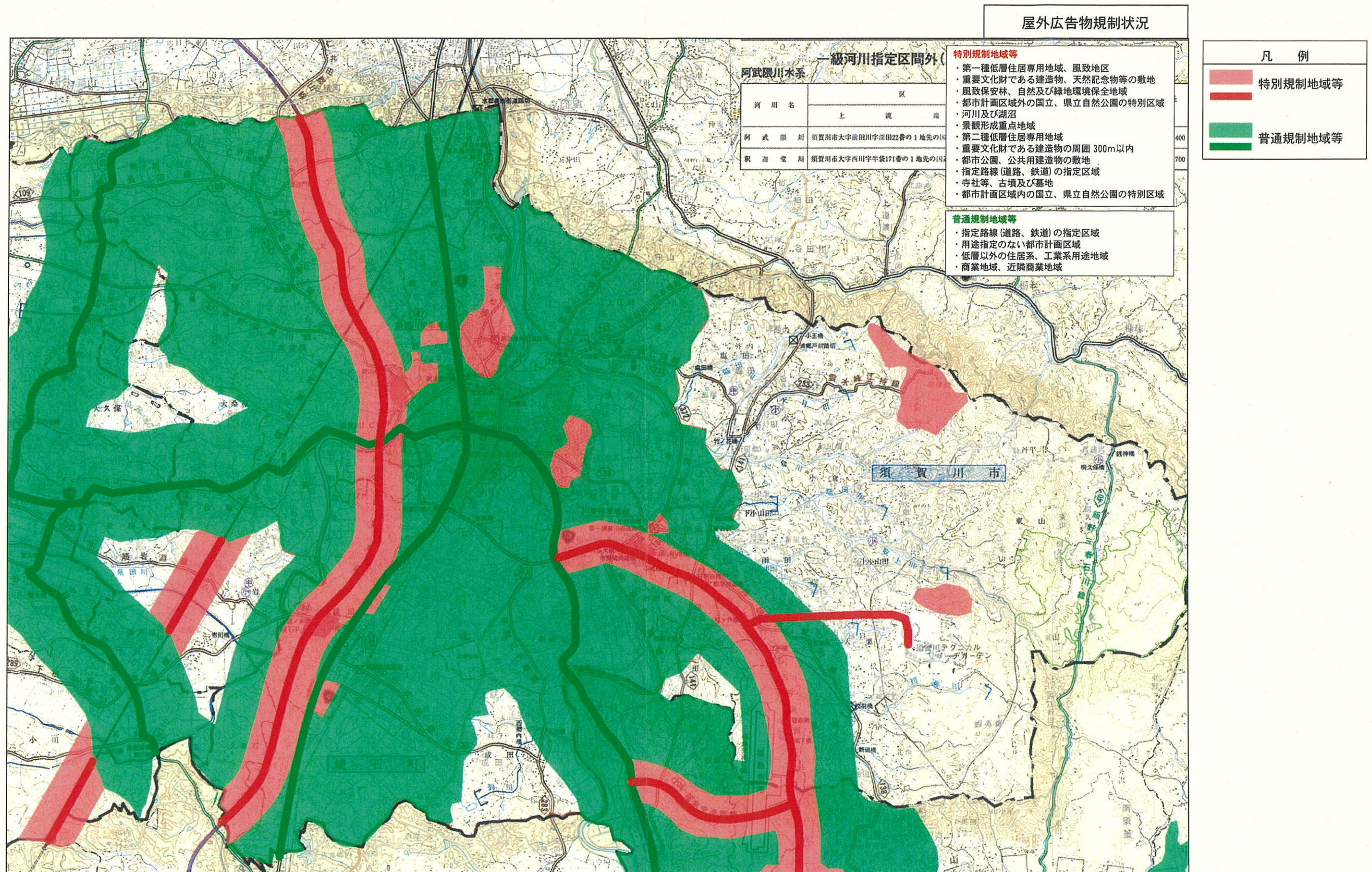
3) 景観に係る条例等の整理

景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

・福島県屋外広告物条例

以下に、福島県が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した福島県屋外広告物条例の概要を示す。



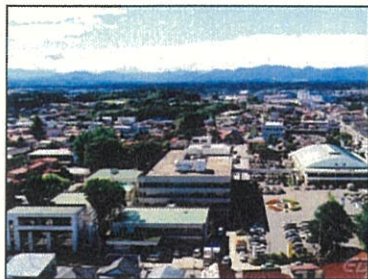
出典：福島県屋外広告物条例

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

■須賀川市街地の景観

- ・ 市街地は寺社等の歴史的資源や自然環境と調和した街並みを形成していることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 地域や路線独自に景観形成に努めているところが多い。
- ・ 須賀川市街地は防護柵や標識、電柱等が混在しており、市街地の街並みを乱している。



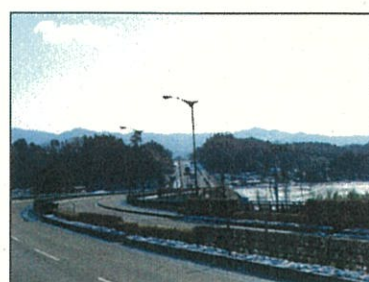
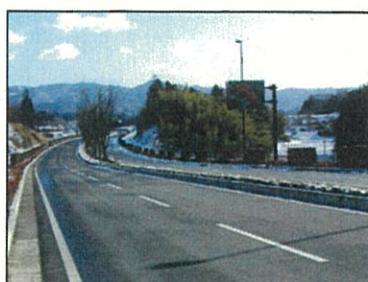
■鏡石市街地を通る国道4号の景観

- ・ 鏡石市街地を通る国道4号は、沿道の建物による街並みや山並みや田園等、多様な景観を眺望できることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



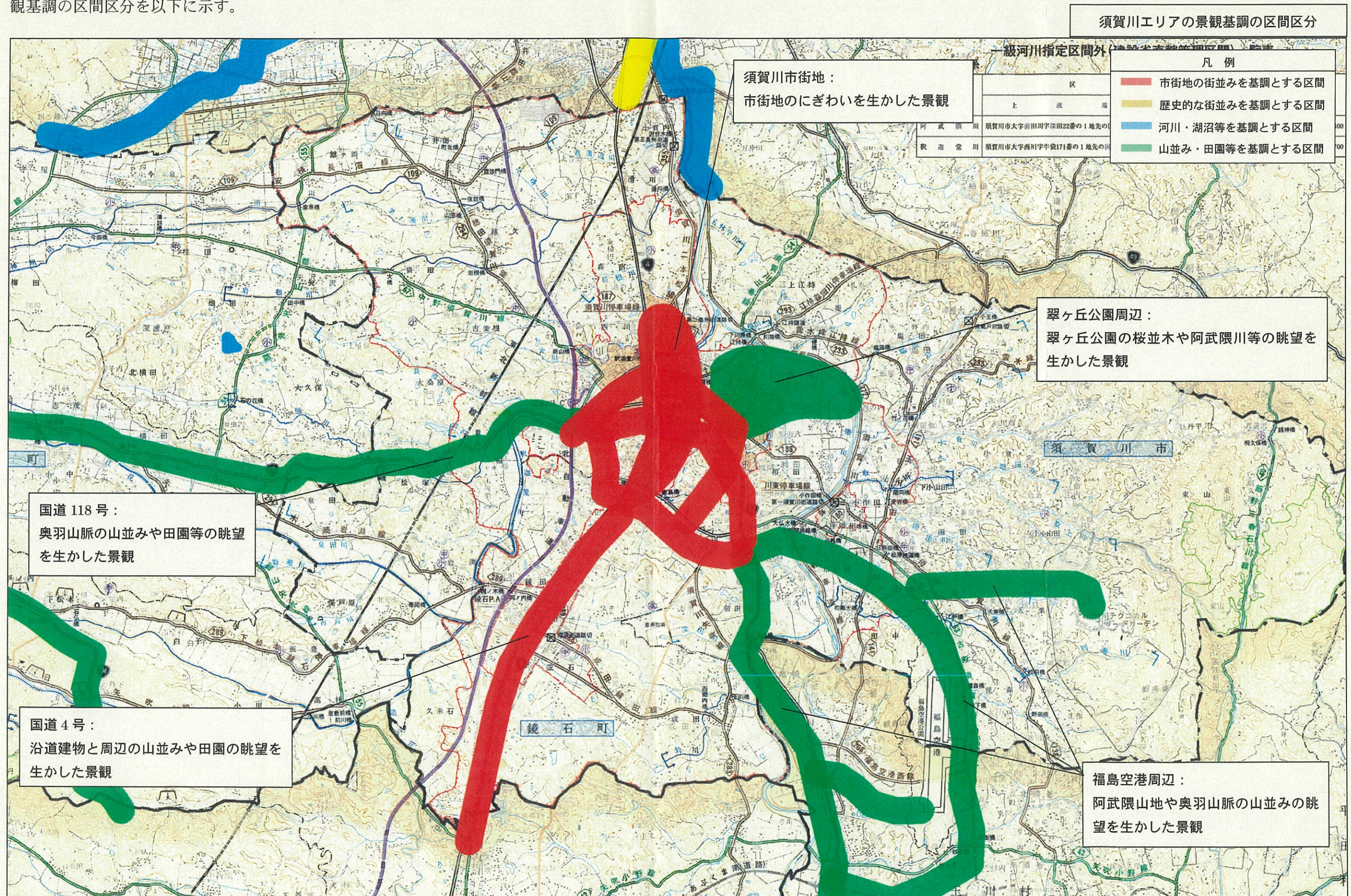
■翠ヶ丘公園や福島空港周辺の自然豊かな景観

- ・ 翠ヶ丘公園は美しい桜並木があり、周辺からは阿武隈川や釈迦堂川を眺望できることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 福島空港周辺は独自に景観形成に努めている。
- ・ 福島空港周辺は、阿武隈山地の豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。



【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項(①)、基本的な形状・配置方針(②)、基本的な色彩方針(③)を以下に示す。

■市街地の街並みを基調とする区間（須賀川市街地）

- ① 須賀川市街地は歴史的な古い街並みと整備された新しい街並みが形成されているため、防護柵等の設置にあたっては、既に整備されている施設との整合に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は整然とした街並みとなるよう縮小板（通常の約3分の2の大きさ）を設置することを検討する。
電柱等は地中化することを検討し、地中化が難しい場合は統廃合や移設、裏配線を検討する。
- ③ 色彩は市街地内で既に取り組みされている整備と整合を図ることを基本とする。

シミュレーション1：須賀川二本松線



至鏡石町



須賀川二本松線の電線・電柱を地中化し、市街地の景観向上を図る。

■市街地の街並みを基調とする区間（国道4号）

- ① 鏡石市街地を通る国道4号は、沿道の都市景観と周辺の自然景観が眺望できるため、防護柵等の設置にあたっては、景観的な連続性と自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みとの調和や周囲の山並み等の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は既に取り組みされている整備と整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（翠ヶ丘公園周辺）

- ① 桜並木のある翠ヶ丘公園や阿武隈川周辺は、水・緑に溢れた地域の憩いの場であり、松明あかしや花火大会等の行事が催されるため、防護柵等の設置にあたっては自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は桜並木等の眺望を確保するため、ガードパイプを用いることを基本とする。標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション2：翠ヶ丘公園周辺

冬

ガードパイプ



翠ヶ丘公園自由広場

ガードパイプ(ダークブラウン)



春

ガードパイプ



ガードパイプ(ダークブラウン)



水色のガードフェンスをダークブラウンのガードパイプに取り替え、桜並木との調和を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（福島空港周辺）

- ① 福島空港周辺は、文化・レクリエーション施設等と一体的に整備され、福島空港周辺独自の景観形成が行われているため、防護柵等の設置にあたっては、既に整備されている施設との整合に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は奥羽山脈や阿武隈山地の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は眺望を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は既に取り組みされている整備と整合を図り、グレーを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 118 号(須賀川市街地の西側)）

- ① 須賀川市街地の西側の国道 118 号は、福島空港や須賀川 IC 等へのアクセス道路として多くの人に利用され、周辺は豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮することが必要である。
- ② 防護柵は山並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。



5 - 3 岩瀬エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

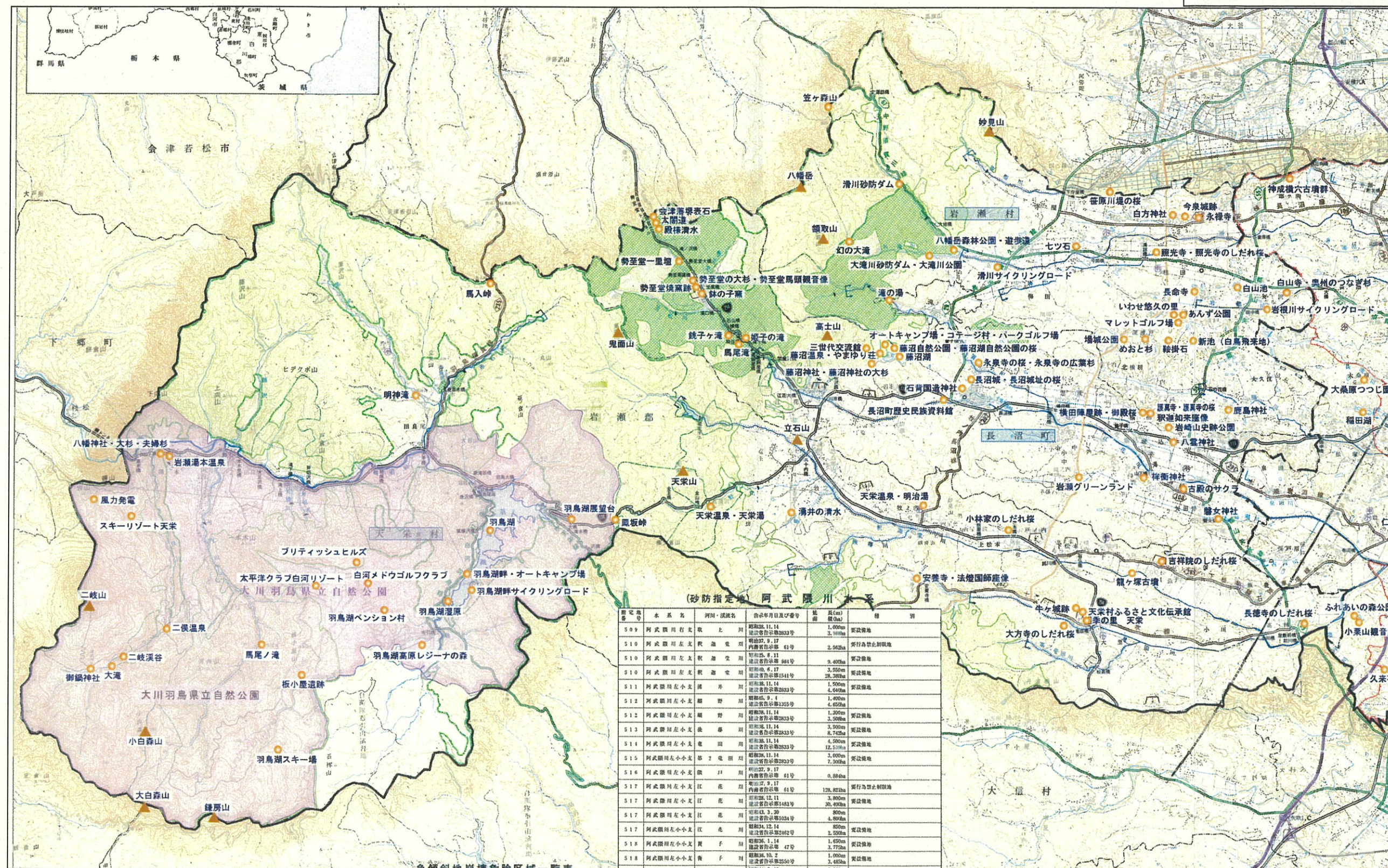
表：景勝地・観光地一覧（順不同）

市町村名	景勝地・観光地名称	市町村名	景勝地・観光地名称
長沼町	市街地	岩瀬村	西部(大滝川周辺)
	1 永泉寺の桜・永泉寺の広葉杉		49 滑川砂防ダム
	2 長沼城・長沼城址の桜		50 幻の大滝
	3 石背国造神社		51 大滝川砂防ダム・大滝川公園
	4 長沼歴史民俗資料館		52 八幡岳森林公園・遊歩道
	東部(国道118号周辺)		53 滑川サイクリングロード
	5 横田陣屋跡・御殿桜	天栄村	東部(国道118号、294号周辺)
	6 護真寺・護真寺の桜・釈迦如来座像		54 鳳坂峠
	7 岩崎山史跡公園		55 天栄温泉・天栄湯
	8 八雲神社		56 湧井の清水
	9 梓衝神社		57 天栄温泉・明治湯
	10 岩瀬グリーンランド		58 小林家のしだれ桜
	11 古殿のサクラ		59 龍ヶ塚古墳
	12 磐女神社		60 吉祥院のしだれ桜
	西部(国道294号周辺)		61 安養寺・法燈国師座像
	13 会津藩境表石		62 牛ヶ城跡
	14 太閤道		63 天栄村ふるさと文化伝承館
	15 殿様清水		64 季の里
	16 勢至堂一里壇		65 大方寺のしだれ桜
	17 勢至堂の大杉・勢至堂馬頭観音像		66 長徳寺のしだれ桜
	18 勢至堂焼窯跡		西部(大川羽鳥県立自然公園)
	19 蜂の子窯		67 馬入峠
	20 銚子ヶ滝		68 明神滝
	21 姫子の滝		69 八幡神社・大杉・夫婦杉
	22 馬尾滝		70 岩瀬湯本温泉
岩瀬村	藤沼湖周辺		71 風力発電
	23 オートキャンプ場・コテージ村・パークゴルフ場		72 スキーリゾート天栄
	24 三世代交流館		73 ブリティッシュヒルズ
	25 藤沼自然公園・藤沼湖自然公園の桜		74 太平洋クラブ白川リゾート
	26 藤沼温泉・やまゆり荘		75 白川メドウゴルフクラブ
	27 藤沼湖		76 二俣温泉
	28 藤沼神社・藤沼神社の大杉		77 二岐溪谷
	29 滝の湯		78 大滝
	東部(郡山矢吹線周辺)		79 御鍋神社
	30 笹原川堤の桜		80 馬尾ノ滝
	31 セツ石		81 板小屋遺跡
	32 白方神社		82 羽鳥湖スキー場
	33 今泉城跡	羽鳥湖周辺	83 羽鳥湖展望台
	34 永禄寺		84 羽鳥湖
	35 神成横穴古墳群		85 羽鳥湖畔・オートキャンプ場
	36 照光寺・照光寺のしだれ桜		86 羽鳥湖畔サイクリングロード
	37 長命寺		87 羽鳥湖湿原
	38 白山池		88 羽鳥湖ペンション村
	39 白山寺・奥州のつなぎ杉		89 羽鳥湖高原レジーナの森
	40 いわせ悠久の里		
	41 あんず公園		
	42 岩根川サイクリングロード		
	43 マレットゴルフ場		
	44 場城公園		
	45 めおと杉		
	46 鞍掛石		
	47 新池(白鳥飛来地)		
	48 鹿島神社		

岩瀬エリア景勝地・観光地等

凡 例

- 景勝地・観光地等
- 国立・県立自然公園



2) 地域特性を示す道路景観の整理（視点場の整理）

地域特性を生かした景観が望める道路は、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場		
長沼町	長沼市街地	①②	長沼市街地
	藤沼湖	③	藤沼湖畔
	国道 118 号周辺	④	国道 118 号
		⑤	護真寺周辺道路
		⑥	岩崎史跡公園周辺
		⑦	梓衝神社周辺道路
		⑧	郡山矢吹線
岩瀬村	大滝川	⑨	大滝川公園周辺道路
		⑩	中野須賀川線
	新池	⑪	新池周辺道路
	長命寺	⑫	長命寺周辺道路
天栄村	大川羽鳥県立公園	⑬⑭	白河羽鳥線（羽鳥湖畔）
		⑮⑯	国道 118 号（羽鳥湖畔）
		⑰⑱	風車周辺道路
		⑲	二岐温泉周辺道路
		⑳	羽鳥湖スキー場周辺道路
	明神滝	㉑	明神滝周辺道路

■長沼市街地

①長沼市街地の景観



②永泉寺周辺の歴史豊かな景観



■ 藤沼湖

③ 藤沼湖畔の水・緑豊かな景観

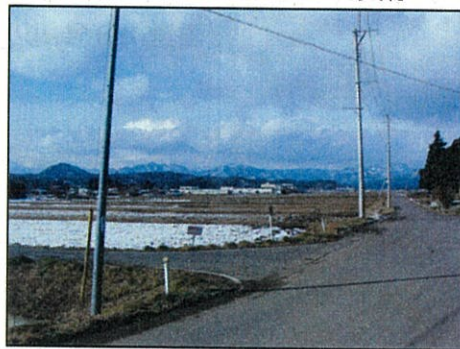


■ 国道 118 号周辺

④ 国道 118 号から望む山並み



⑤ 護真寺周辺の自然豊かな景観



⑥ 岩崎山史跡公園周辺の自然豊かな景観



⑦ 梓衝神社周辺の自然豊かな景観



⑧ 磐女神社周辺の自然豊かな景観



■大滝川

⑨大滝川公園周辺の自然豊かな景観

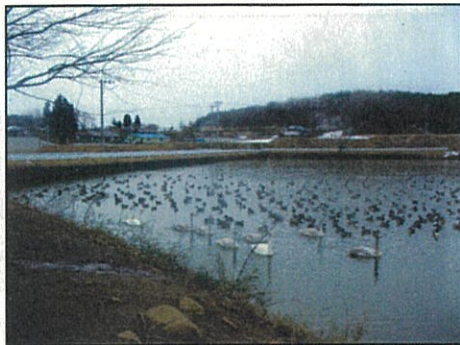


⑩中野須賀川線から望む滑川砂防ダムと山並み



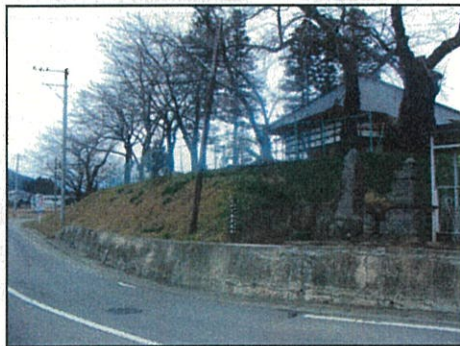
■新池

⑪新池周辺の水・緑豊かな景観



■長命寺

⑫長命寺周辺の自然豊かな景観



■大川羽鳥県立公園

⑬白河羽鳥線から望む羽鳥湖と山並み



⑭白河羽鳥線の自然豊かな景観



⑮国道 118 号から望む山並み



⑯国道 118 号から望む羽鳥湖と山並み



⑰大川羽鳥県立自然公園の自然豊かな景観



⑱大川羽鳥県立自然公園の風車と自然豊かな景観



⑲二岐温泉周辺の自然豊かな景観



⑳羽鳥湖スキー場周辺の自然豊かな景観



■大川羽鳥県立公園

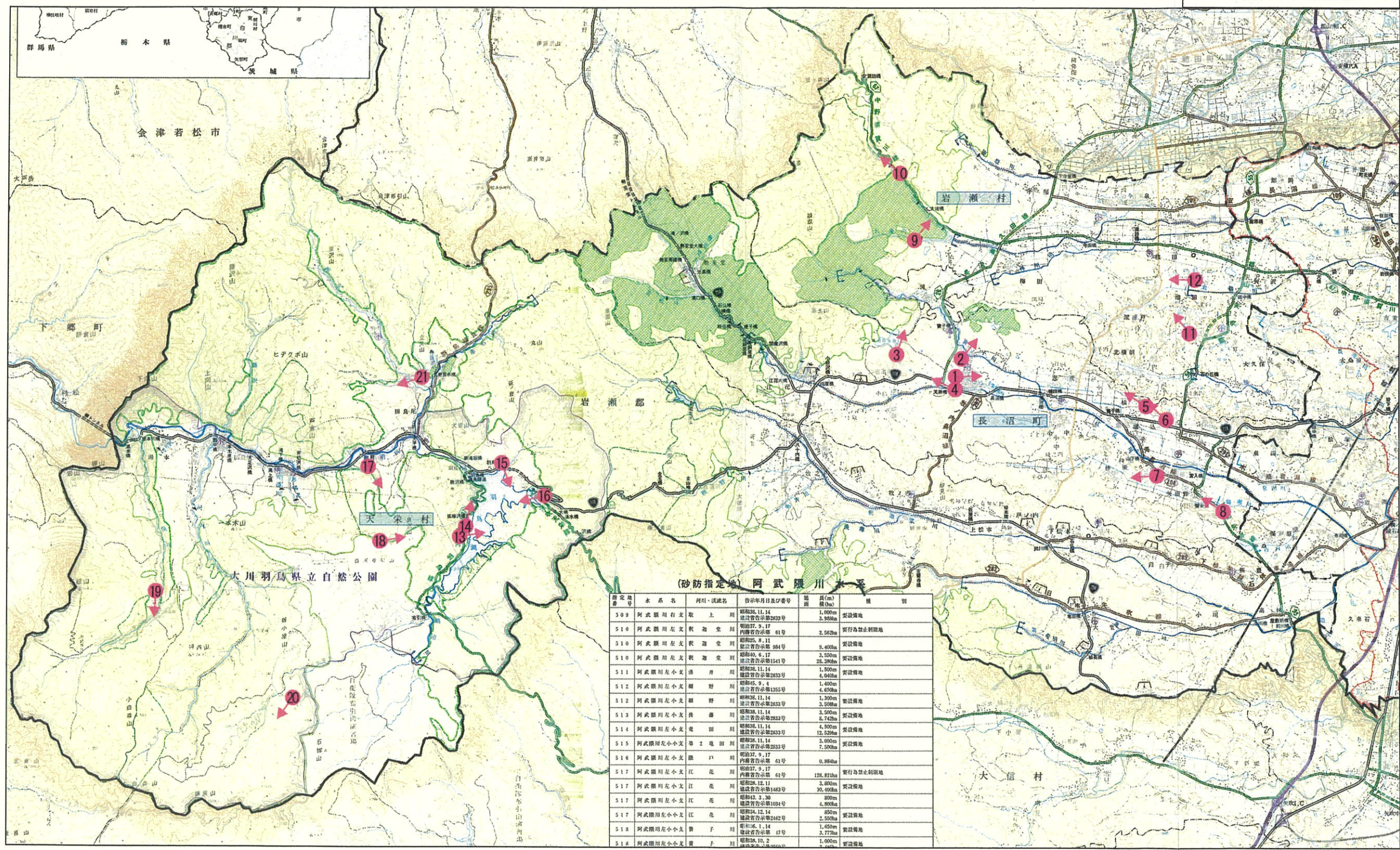
㉑明神滝周辺の自然豊かな景観



岩瀬エリア視点場

凡例

●→ 視点場



指定番号	水系名	河川・沢流名	告示年月日及び告示番号	延長(m) 幅(m)	種別
509	阿武隈川右支	取上川	昭和38.11.14 建設省告示第2833号	1,400m 2,580m	築設用地
510	阿武隈川左支	秋瀬堂川	昭和37.9.17 内閣府告示第61号	2,562m	実行禁止制限地
510	阿武隈川左支	秋瀬堂川	昭和38.9.11 建設省告示第2833号	9,400m	築設用地
510	阿武隈川左支	秋瀬堂川	昭和40.6.17 建設省告示第1541号	3,550m 28,280m	築設用地
511	阿武隈川左小支	清井川	昭和38.11.14 建設省告示第2833号	1,900m 6,940m	築設用地
512	阿武隈川左小支	瀬野川	昭和45.9.4 建設省告示第1355号	1,400m 4,650m	築設用地
512	阿武隈川左小支	瀬野川	昭和38.11.14 建設省告示第2833号	1,300m 2,000m	築設用地
513	阿武隈川左小支	秋瀬川	昭和38.11.14 建設省告示第2833号	3,500m 8,742m	築設用地
514	阿武隈川左小支	奥田川	昭和38.11.14 建設省告示第2833号	4,900m 12,530m	築設用地
515	阿武隈川左小支	第2奥田川	昭和38.11.14 建設省告示第2833号	3,000m 7,500m	築設用地
516	阿武隈川左小支	瀬戸川	昭和37.9.17 内閣府告示第61号	0,884m	築設用地
517	阿武隈川左小支	江花川	昭和37.9.17 内閣府告示第61号	126,821m	実行禁止制限地
517	阿武隈川左小支	江花川	昭和38.12.11 建設省告示第1463号	3,600m 20,490m	築設用地
517	阿武隈川左小支	江花川	昭和43.3.30 建設省告示第1084号	300m 4,300m	築設用地
517	阿武隈川左小支	江花川	昭和34.12.14 建設省告示第2462号	450m 2,550m	築設用地
518	阿武隈川左小支	養子川	昭和36.1.14 建設省告示第17号	1,450m 2,770m	築設用地
518	阿武隈川左小支	養子川	昭和38.10.2 建設省告示第2462号	1,000m 4,442m	築設用地

3) 景観に係る条例等の整理

景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

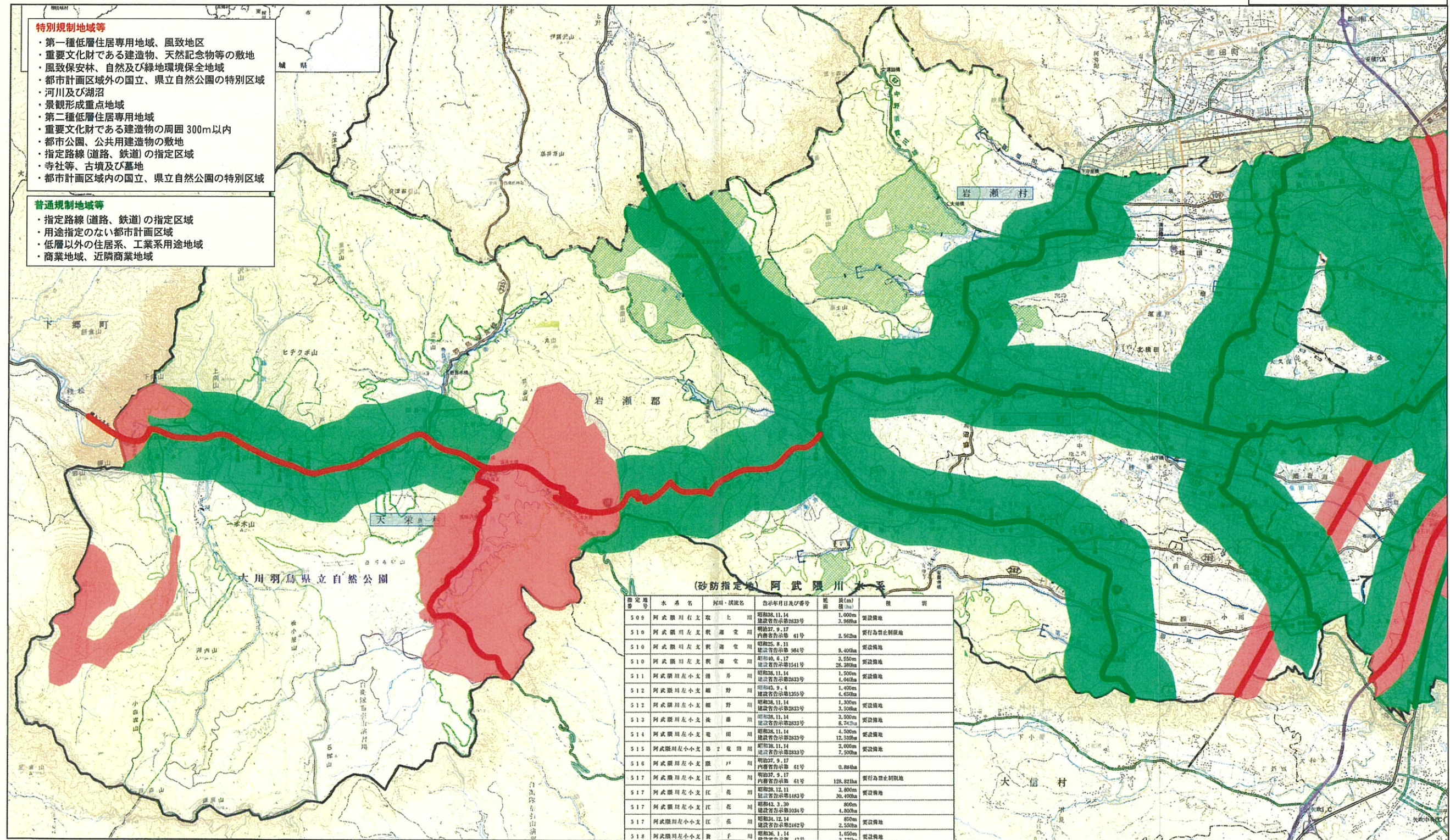
・福島県屋外広告物条例

以下に、福島県が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した福島県屋外広告物条例の概要を示す。



凡 例	
	特別規制地域等
	普通規制地域等

屋外広告物規制状況



出典：福島県屋外広告物条例

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

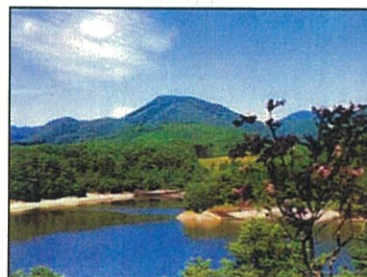
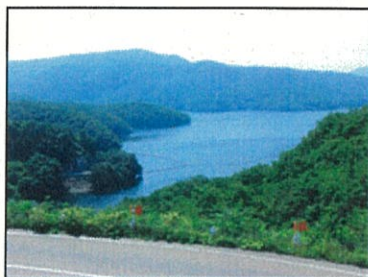
■長沼市街地の歴史的な景観

- ・ 長沼市街地は寺社等の歴史的資源が残されていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



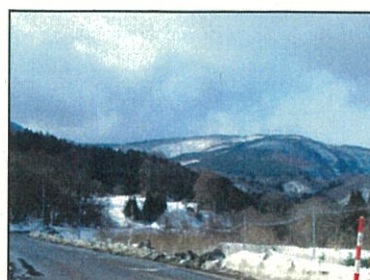
■羽鳥湖や藤沼湖等の水辺の景観

- ・ 羽鳥湖や藤沼湖等の周辺は、水・緑の自然環境に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵等が、羽鳥湖、藤沼湖や背後の山並みへの眺望を阻害している。



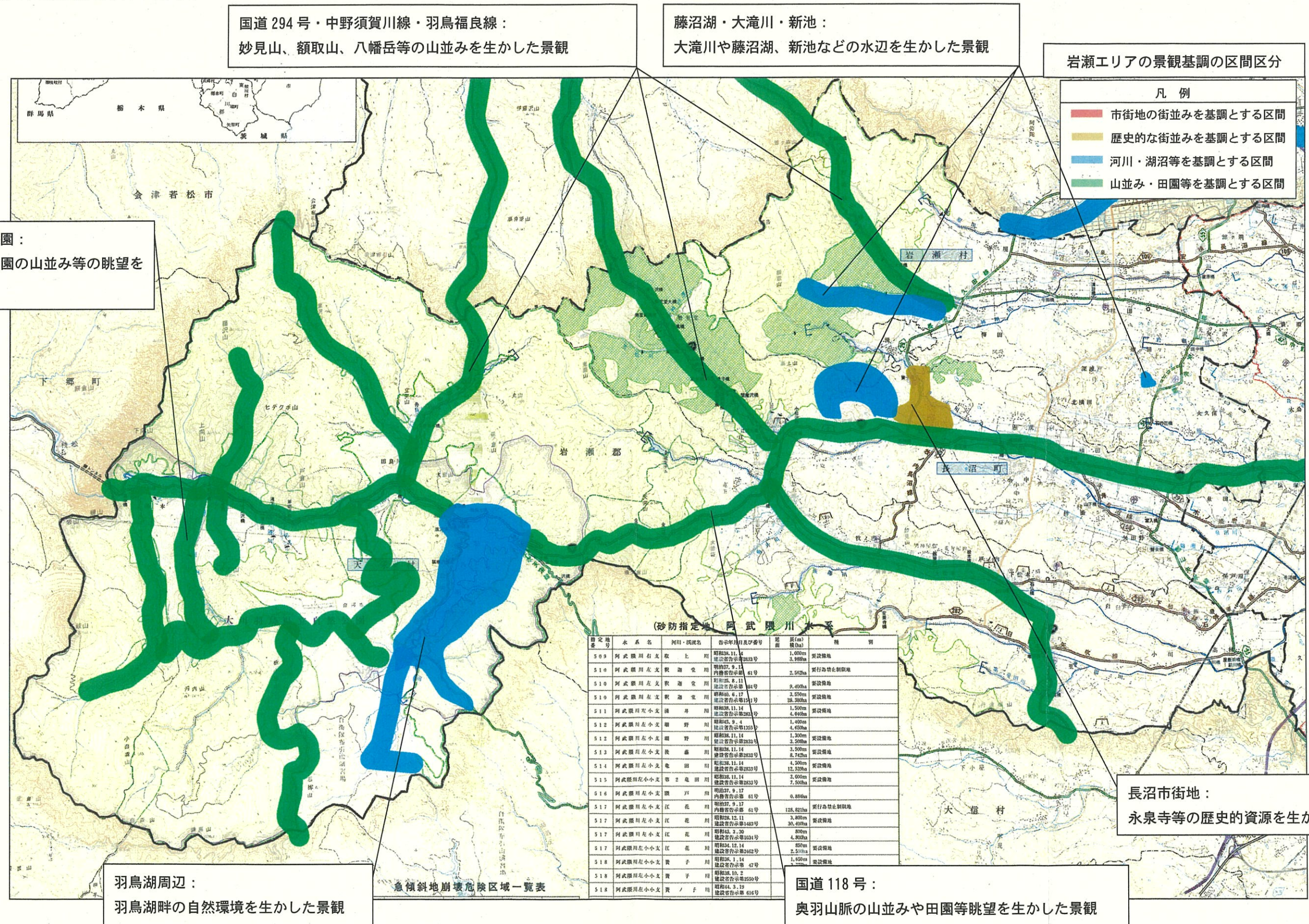
■国道 118 号、294 号や大川羽鳥県立自然公園等の自然豊かな景観

- ・ 国道 118 号、294 号等は山並みや田園等の多彩な景観を望めることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 大川羽鳥県立自然公園は、観光地や景勝地等が多いことから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵等が、山並みや風車の眺望を阻害している。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。



【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項(①)、基本的な形状・配置方針(②)、基本的な色彩方針(③)を以下に示す。

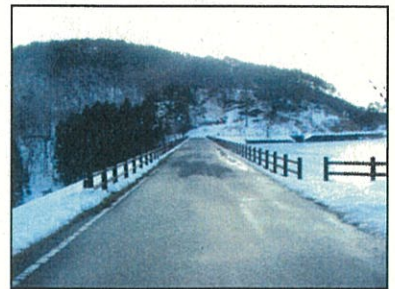
■歴史的な街並みを基調とする区間（長沼市街地）

- ① 長沼市街地は、長沼城や永泉寺をはじめとする史跡や古木等が残る歴史的佇まいをもつため、防護柵等に設置にあたっては、歴史的な街並み形成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は歴史的な街並みとの調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は歴史的な街並みとの調和を図るため、ダークグレーを用いることを基本とする。

■河川・湖沼等を基調とする区間（藤沼湖、大滝川）

- ① 藤沼湖や大滝川周辺は自然公園等が整備され、多くの人たちに親しまれている場所であるため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮することが必要である。
- ② 防護柵は藤沼湖や大滝川への眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は藤沼湖畔で取り組まれている整備との整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

◆藤沼湖畔の整備状況



■河川・湖沼等を基調とする区間（新池周辺）

- ① 新池は村の中心にある「いわせ悠久の里」に位置し、白鳥飛来地として訪れる人々に親しまれ、周辺は豊かな田園風景が望めるため、防護柵等の設置にあたっては自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は新池の眺望を確保するために、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション1：新池周辺

ガードレール



ガードパイプ（ダークブラウン）

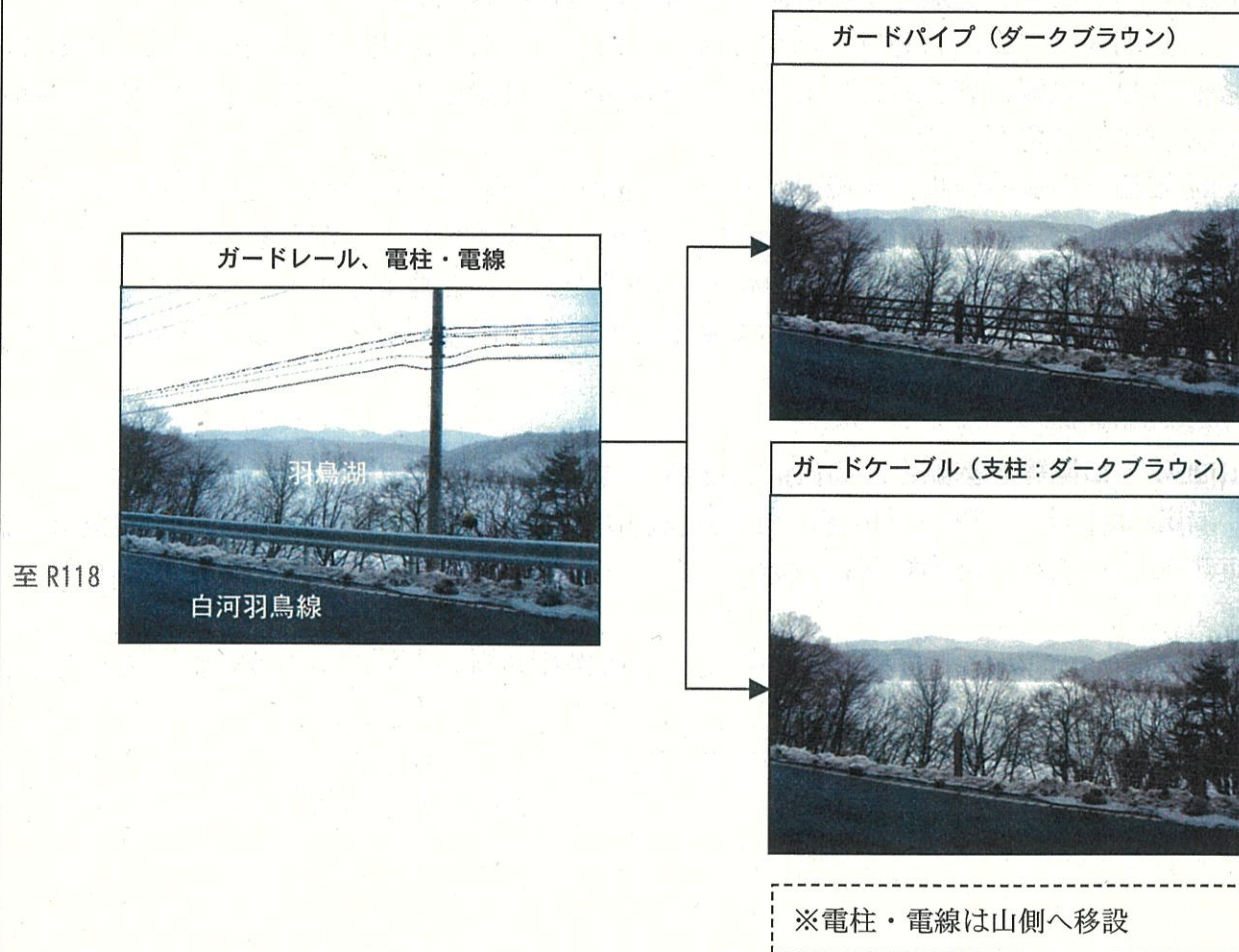


新池周辺の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、新池の眺望の確保を図る。

■河川・湖沼等を基調とする区間（羽鳥湖周辺）

- ① 羽鳥湖周辺は水と緑が織りなす自然景観に恵まれており、多くの観光客が訪れるため、防護柵等の設置あたっては自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は羽鳥湖の眺望を確保するために、透過性の高い形状を用いることを基本とする。
但し本地域は降雪地帯であることから、耐久性に考慮することが必要である。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は天栄村で取り組まれている整備との整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション2：羽鳥湖周辺

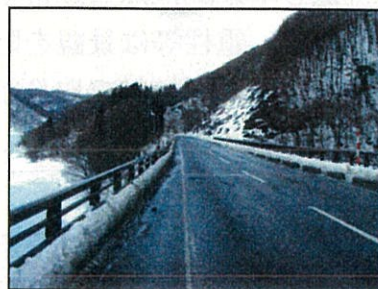


白河羽鳥線の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプやガードケーブルに取り替え、羽鳥湖側にある電線・電柱を山側に移設し、羽鳥湖の眺望の確保を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 118 号）

- ① 国道 118 号は県中地域を横断し、広域連携や福島空港へのアクセス道路としての役割を担うなど多くの人々が利用している。また、沿道は田園や奥羽山系や阿武隈山地等の山並みが望めるため、防護柵等の設置にあたっては自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みの眺望を確保するため、透過性の高い形状を用いることを基本とする。但し本地域は降雪地帯であることから、耐久性に考慮することが必要である。
標識、電柱等は眺望を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は天栄村で取り組まれている整備との整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

◆天栄村を通る国道 118 号



■山並み・田園等を基調とする区間（大川羽鳥県立自然公園）

- ① 大川羽鳥県立自然公園は、羽鳥湖スキー場や二俣温泉、明神滝、天栄山、二岐山等の多様な自然景観に恵まれているため、防護柵等に設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みの眺望を確保するため、透過性の高い形状を用いることを基本とする。但し本地域は降雪地帯であることから、耐久性に考慮することが必要である。
標識、電柱等は眺望を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は天栄村で取り組まれている整備との整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 294 号、中野須賀川線、羽鳥福良線）

- ① 国道 294 号、中野須賀川線、羽鳥福良線は額取山や高士山、妙見山等の自然景観に恵まれているため、防護柵等に設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は眺望を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

5-4 石川エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

表：景勝地・観光地一覧（順不同）

市町村名	景勝地・観光地名称	市町村名	景勝地・観光地名称
石川町	市街地	平田村	北部(蓬田岳、国道49号周辺)
	1 福島石川カントリークラブ		49 蓬田岳オートキャンプ場
	2 石川町歴史民俗資料館		50 ジュピアランドひらた
	3 愛宕山公園		51 旧鈴木家住宅
	4 高田桜(薄紅彼岸桜)		52 菅布禰神社
	5 長泉寺		53 法伝寺
	6 今出川の桜		54 館山公園(蓬田場跡)
	7 石尊山公園・石陽社記念碑		55 三斗蔭遺跡
	8 乗蓮寺		56 馬場桜
	9 石川町総合運動公園(クリスタルパーク石川)		57 岩倉桜
	10 三芦場跡・石都々古和気神社	南部(国道349号周辺)	58 地蔵桜
	11 あさひ公園		59 諏訪神社
	12 薬王寺		60 真弓温泉
	13 片倉温泉		61 山鷄滝
	14 猫啼温泉		62 小平館跡
	市街地周辺		63 法性寺
	15 母畑温泉		64 耕林寺
	16 小和清水		65 駒形念仏踊
	17 悪戸古墳群		66 十文辻桜
	18 禿山公園・禿山のつつじ		67 簡地の大銀杏
	19 禿山温泉		68 芝山キャンプ場
	20 鳥内遺跡		69 芝山自然公園
	21 鷹の巣公園	古殿町	市街地
	22 大壇古墳群		70 如信上人願入寺跡
	23 中の内の藤		71 西港阿弥陀堂
	24 塩ノ沢温泉		72 おふくろの駅
	25 グリーンアカデミーカントリークラブ		73 古殿萩の道
	26 母畑レークサイドセンター		74 コスモス街道
	27 石川町遊歩道		75 古殿八幡神社・流鏑馬・笠懸
	28 観光りんご園		76 鎌倉岳遊歩道
	29 母畑湖		77 下松川旧三番組の熊野講豊祭
	30 千五沢ダム		78 松川葉原産地記念碑
玉川村	31 芭蕉の句碑		79 ハケ久保薄木の獅子舞
	32 阿武隈川サイクリングロード		市街地周辺
	33 石造五輪塔		80 馬場平ジャンガラ念仏踊り
	34 岩法寺開山碑		81 論田の獅子舞
	35 福島空港公園		82 越代の桜
	36 空港観光果樹園		83 越代延命の清水
	37 川辺八幡神社本殿・さかさ杉		84 大風川溪谷
	38 東福寺・東福寺舍利石塔		85 大風川溪谷遊歩道
	39 四辻温泉		86 小見川陣屋跡
	40 東野の清流		87 湯ノ口温泉
浅川町	41 白山比め神社		88 入道温泉
	42 青葉城跡・城山公園		89 三株高原
	43 弘法山公園		
	44 花火打ち上げ		
	45 貫秀寺(薬師堂内権大僧都寄貞法印入定ミイラ)		
	46 七人坊主		
	47 吉田富三記念館		
	48 ガーデンバレイカントリークラブ		

2) 地域特性を示す道路景観の整理（視点場の整理）

地域特性を生かした景観が望める道路では、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場		
石川町	今出川	①②③	今出川周辺
	母畑湖周辺	④⑤	母畑湖畔
		⑥⑦	母畑温泉街
		⑧	小和清水周辺
	国道 118 号	⑨⑩	国道 118 号
玉川村	福島空港周辺	⑪⑫	国道 118 号・玉川田村線
		⑬⑭	古殿須賀川線
		⑮⑯	矢吹小野線
平田村	平田市街地	⑰	平田市街地
	国道 49 号周辺	⑱	馬場桜周辺
		⑲⑳	蓬田岳周辺
	芝山周辺	㉑	芝山周辺
古殿町	古殿市街地	㉒	いわき石川線
		㉓	国道 349 号
	鎌倉岳・越代の桜 三株山周辺	㉔	鎌倉岳周辺
		㉕	越代の桜周辺
		㉖㉗	三株山周辺

■今出川

①今出川沿いから望む桜並木



②白河石川線の市街地景観



③今出川沿いから望む桜並木



■母畑湖周辺

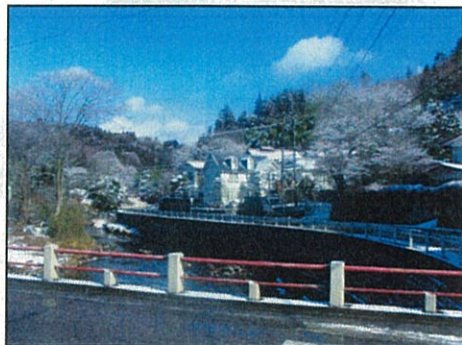
④飯野三春石川線から望む母畑湖



⑤母畑周辺の自然豊かな景観



⑥母畑温泉街の自然豊かな景観（飯野三春石川線）



⑦母畑温泉街の自然豊かな景観
（古殿須賀川線）

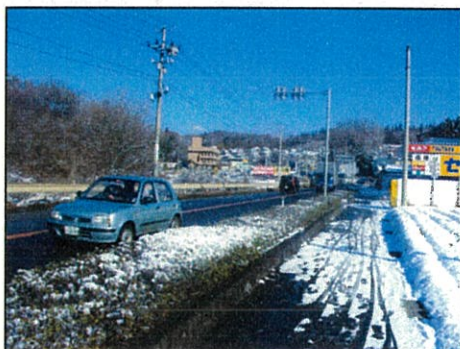


⑧小和清水周辺の自然豊かな景観



■国道 118 号

⑨国道 118 号から望む山並みと田園



⑩国道 118 号から望む猫啼温泉周辺の山並み

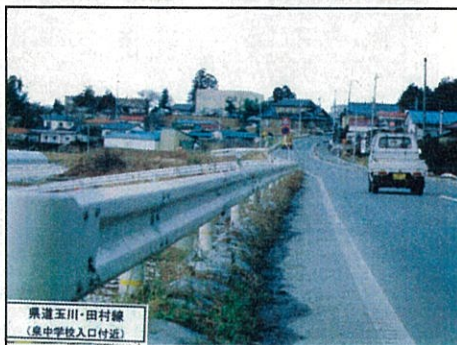


■福島空港周辺

⑪玉川 IC 入口付近の国道 118 号の自然豊かな景観



⑫玉川田村線の自然豊かな景観



⑬古殿須賀川線から望む阿武隈山地



⑭福島空港周辺特有の景観



⑮国道 118 号交差点付近の矢吹小野線の自然豊かな景観

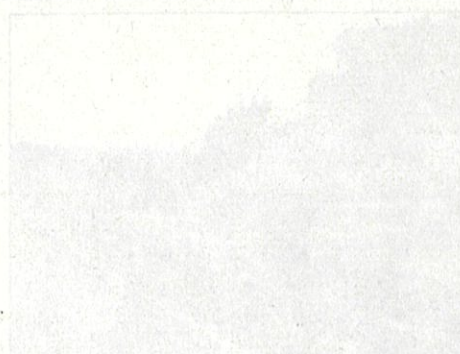


⑯矢吹小野線の自然豊かな景観



■平田市街地

⑰北方遅沢線の市街地景観



■国道 49 号周辺

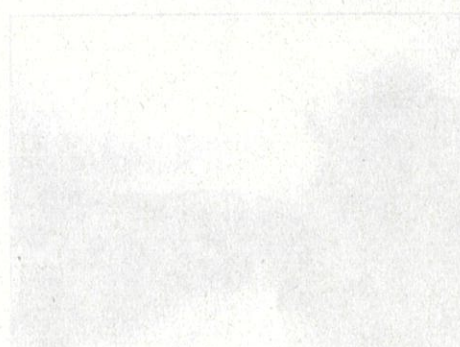
⑱国道 49 号沿いから望む馬場桜



⑲国道 49 号から望む蓬田岳



⑳蓬田岳周辺の自然豊かな景観



■芝山周辺

㉑芝山周辺の自然豊かな景観



■古殿市街地

②②いわき石川線から望む鮫川と山並み



②③古殿八幡神社周辺の歴史豊かな景観



■鎌倉岳・越代の桜 三株山周辺

②④鎌倉岳の自然豊かな景観



②⑤三株下市萱小川線からの望む越代の桜



②⑥三株山の自然豊かな景観



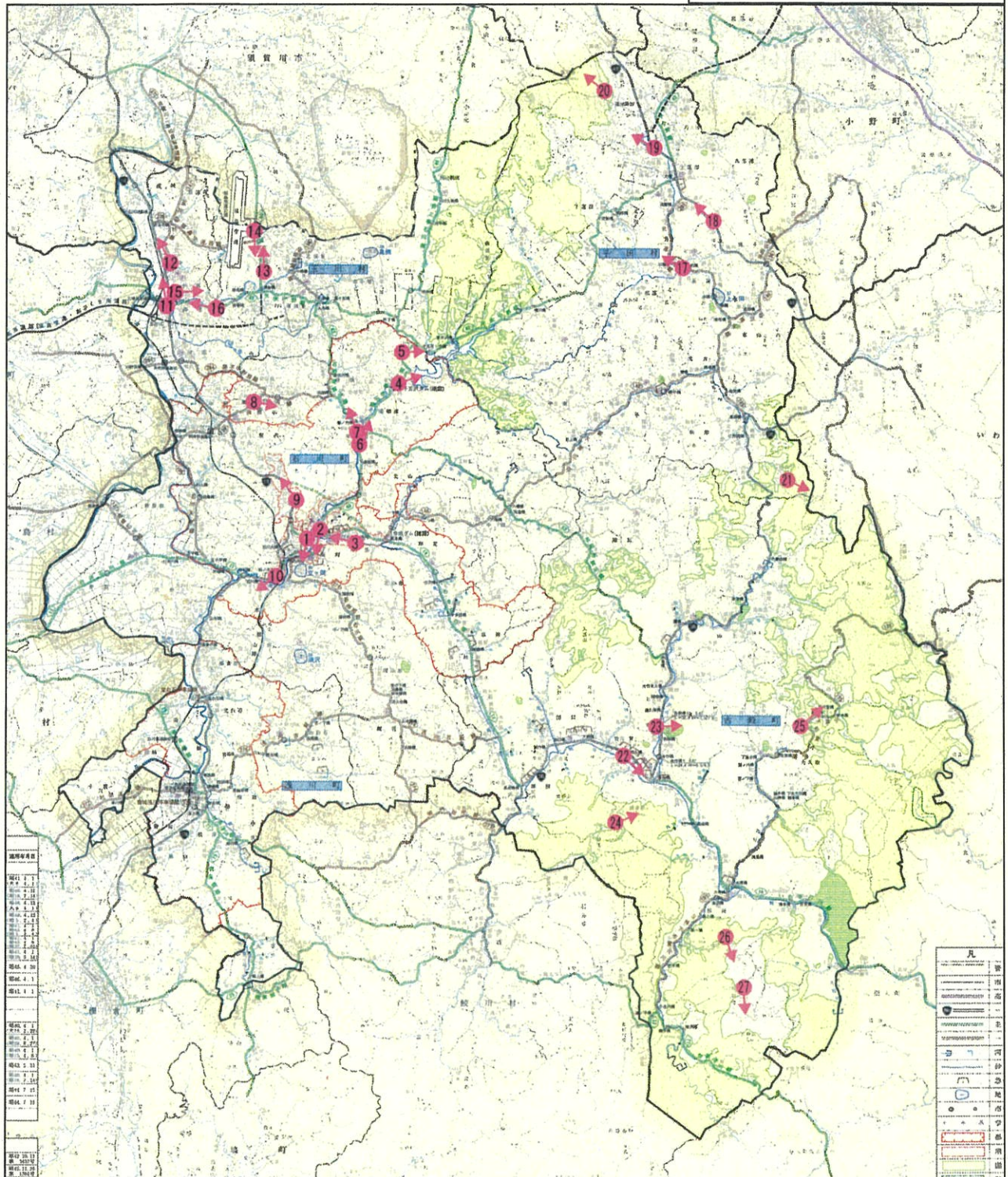
②⑦三株山の自然豊かな景観



凡 例

●→ 視点場

石川エリア視点場



3) 景観に係る条例等の整理

景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

- ・福島県屋外広告物条例

以下に、福島県が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した福島県屋外広告物条例の概要を示す。

特別規制地域等

- ・第一種低層住居専用地域、風致地区
- ・重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
- ・風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
- ・都市計画区域外の国立、県立自然公園の特別区域
- ・河川及び湖沼
- ・景観形成重点地域
- ・第二種低層住居専用地域
- ・重要文化財である建造物の周囲 300m以内
- ・都市公園、公共用建造物の敷地
- ・指定路線（道路、鉄道）の指定区域
- ・寺社等、古墳及び墓地
- ・都市計画区域内の国立、県立自然公園の特別区域

普通規制地域等

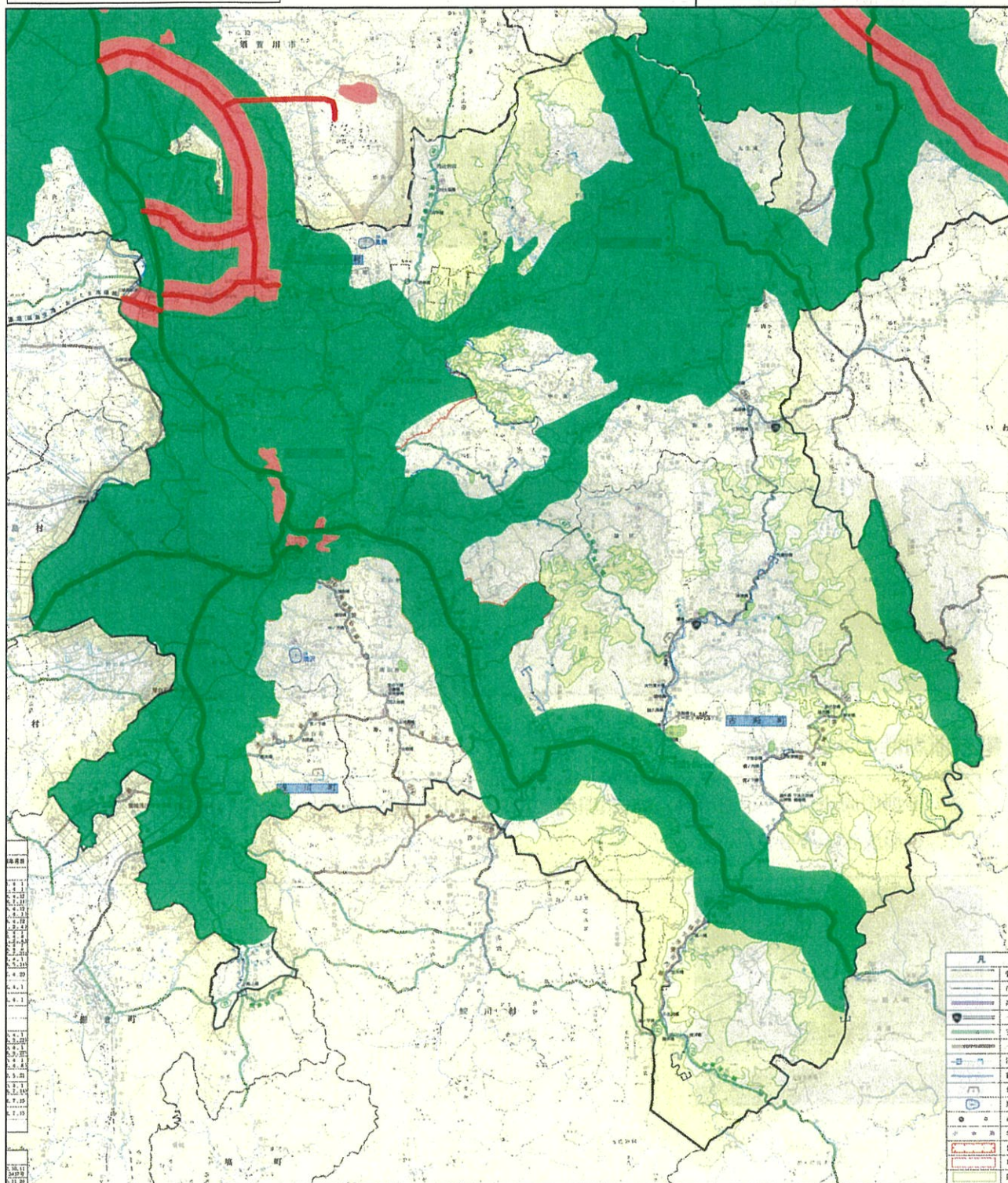
- ・指定路線（道路、鉄道）の指定区域
- ・用途指定のない都市計画区域
- ・低層以外の住居系、工業系用途地域
- ・商業地域、近隣商業地域

凡 例

特別規制地域等

普通規制地域等

屋外広告物規制状況



出典：福島県屋外広告物条例

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

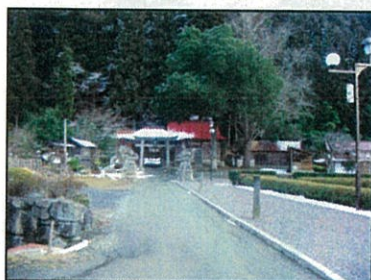
■平田市街地の景観

- ・ 平田市街地は豊かな自然環境と調和した街並みを形成していることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の電柱等が市街地景観を乱している。



■石川市街地（今出川沿い）、古殿市街地、国道 49 号等の歴史的な景観

- ・ 石川市街地や古殿市街地、国道 49 号等は、寺社や桜等の歴史的資源が残されていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵が自然豊かな景観を阻害している。



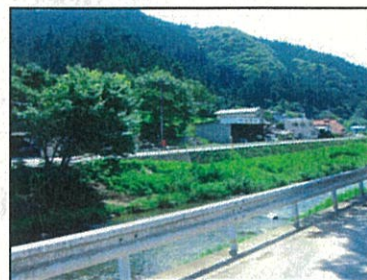
■母畑湖畔の水辺の景観

- ・ 母畑湖周辺は、水・緑豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを活かした景観を形成する必要がある。



■母畑温泉街や国道 118 号、349 号、いわき石川線等の自然豊かな景観

- ・ 母畑温泉街は、山並みや河川等の自然景観に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 国道 118 号、349 号、いわき石川線等は、鎌倉岳や三株山等の山並みを眺望できることから、それらを活かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵が鮫川の眺望を阻害している。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。

凡 例	
■	市街地の街並みを基調とする区間
■	歴史的な街並みを基調とする区間
■	河川・湖沼等を基調とする区間
■	山並み・田園等を基調とする区間

母畑湖畔：
母畑湖や山並みの眺望を生かした景観

福島空港周辺：
自然環境を生かした福島空港周辺の特有の景観

石川エリアの景観基調の区間区分

蓬田岳周辺：
蓬田岳等の山並みの眺望を生かした景観

平田市街地：
街並みと周辺の自然環境を生かした景観

国道 49 号、石川鴉子線等：
寺社や桜等の歴史的資源を生かした景観

母畑温泉周辺：
母畑温泉街の美しい自然の
佇まいを生かした景観

石川市街地・今出川沿い：
今出川、桜並木、温泉、寺
社等の歴史を生かした景観

国道 118 号（玉川 I.C の南側）：
山並みや田園等の眺望を生かした景観

芝山、越代の桜周辺：
柴山や越代の桜等の眺望
を生かした景観

いわき石川線：
阿武隈山地の山並みや鮫川等
の眺望を生かした景観

古殿市街地：
古殿八幡神社等の歴史的資
源を生かした景観

鎌倉岳・三株山周辺：
鎌倉岳、三株山等の山並みの眺望
を生かした景観

【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項①、基本的な形状・配置方針②、基本的な色彩方針③を以下に示す。

■市街地の街並みを基調とする区間（平田市街地）

- ① 平田市街地は蓬田岳等の自然環境と調和した街並みを形成しているため、防護柵等の設置にあたっては、街並みや自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みや周囲の自然環境との調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■歴史的な街並みを基調とする区間（石川市街地・今出川沿い）

- ① 今出川や北須川沿いの桜並木は春の風物詩として多くの人たちに親しまれている。また春以外でも今出川は親水公園として地元住民の憩いの場となっている。そのため防護柵等の設置にあたっては、歴史的な街並み形成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は歴史的な街並みとの調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション1：今出川沿い

冬

ガードレール



ガードパイプ（ダークブラウン）



春

ガードレール



ガードパイプ（ダークブラウン）



今出川沿いの白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、今出川や桜並木の眺望の確保を図る。

■歴史的な街並みを基調とする区間（古殿市街地）

- ① 古殿市街地は古殿八幡神社をはじめとする寺社や地域鉱山物である竹貫変成岩等が残る地域であるため、防護柵等の設置にあたっては、歴史的な街並み形成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は寺社や周辺の山並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■歴史的な街並みを基調とする区間（国道 49 号、石川鴉子線等）

- ① 国道 49 号、石川鴉子線等は寺社や桜等の景勝地が残る地域であるため、防護柵等の設置にあたっては、歴史的な街並み形成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は寺社や周辺の山並みの眺望を確保するため透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■河川・湖沼等を基調とする区間（母畑湖畔）

- ① 母畑湖畔は、水と緑が織りなす豊かな自然景観に恵まれた地域である。また母畑レークサイドセンター等には多くの観光客が訪れる。そのため防護柵等の設置にあたっては、豊かな自然景観の保全・育成に寄与するような景観配慮が必要である。
- ② 防護柵は母畑湖や山並みへの眺望を確保するため透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並みや田園等を基調とする区間（国道 118 号（玉川 I.C の南側））

- ① 国道 118 号は福島空港周辺と棚倉町等を結んでおり、山並みや田園等の自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みや田園等の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（福島空港周辺）

- ① 空の玄関口である福島空港は、文化・レクリエーション施設等と一体的に整備され、福島空港独自の景観形成が行われているため、防護柵の設置にあたっては、既に整備されている施設との整合に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は奥羽山系や阿武隈山地の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は現在取り組まれている整備と整合を図り、グレーを用いることを基本とする。

シミュレーション2：福島空港周辺

冬

電線・電柱、ガードパイプ



至石川

電線・電柱(統合)
ガードパイプ(グレー)



福島空港

夏

電線・電柱、ガードパイプ



至石川

電線・電柱(統合)
ガードパイプ(グレー)



国道118号沿いの異なる事業者の電線を統合し、山並みの眺望を確保する。また白のガードパイプを福島空港周辺で既に用いられているグレーに取り替え、景観の統一を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（母畑温泉周辺）

- ① 母畑温泉周辺は豊かで美しい自然の佇まいをもつため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は母畑温泉街の街並みと調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション3：母畑温泉街

ガードレール、標識等



ガードパイプ、標識等（ダークブラウン）



母畑温泉街の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに、規制標識板の裏側及び支柱をダークブラウンに替え、母畑温泉街との調和を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（いわき石川線）

- ① いわき石川線は石川町といわき市を結んでおり、鮫川や鎌倉岳等の優れた自然環境に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は鮫川や鎌倉岳等の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション4：鮫川沿い

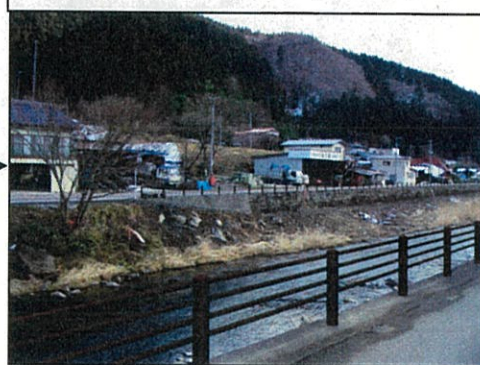
冬

ガードレール



至
いわ
き
市

ガードパイプ（ダークブラウン）



夏

ガードレール



ガードパイプ（ダークブラウン）



鮫川沿いの白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、山並みの眺望の確保を図る。

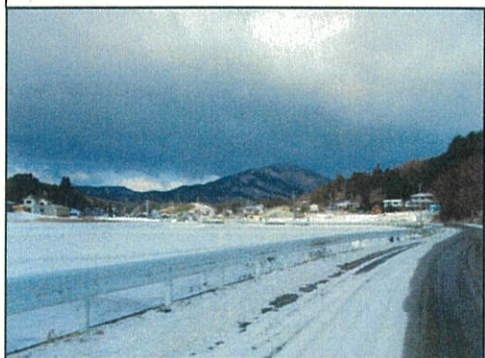
■山並み・田園等を基調とする区間（蓬田岳周辺）

- ① 蓬田岳周辺は優れた自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は蓬田岳等の山並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

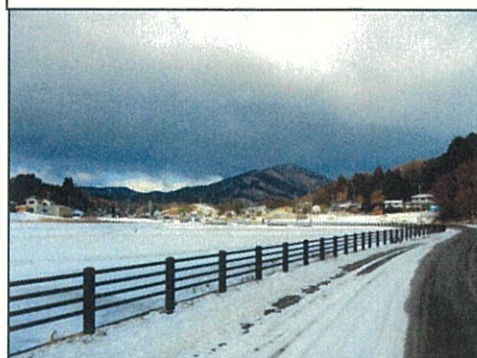
シミュレーション5：蓬田岳周辺

夏

ガードレール



ガードパイプ（ダークブラウン）



夏

ガードレール



ガードパイプ（ダークブラウン）



蓬田岳周辺の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、蓬田岳の眺望の確保を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（芝山・鎌倉岳・三株山・越代の桜周辺）

- ① 芝山・鎌倉岳・三株山・越代の桜周辺は優れた自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みや桜等の眺望を確保するため透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

5-5 三春エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

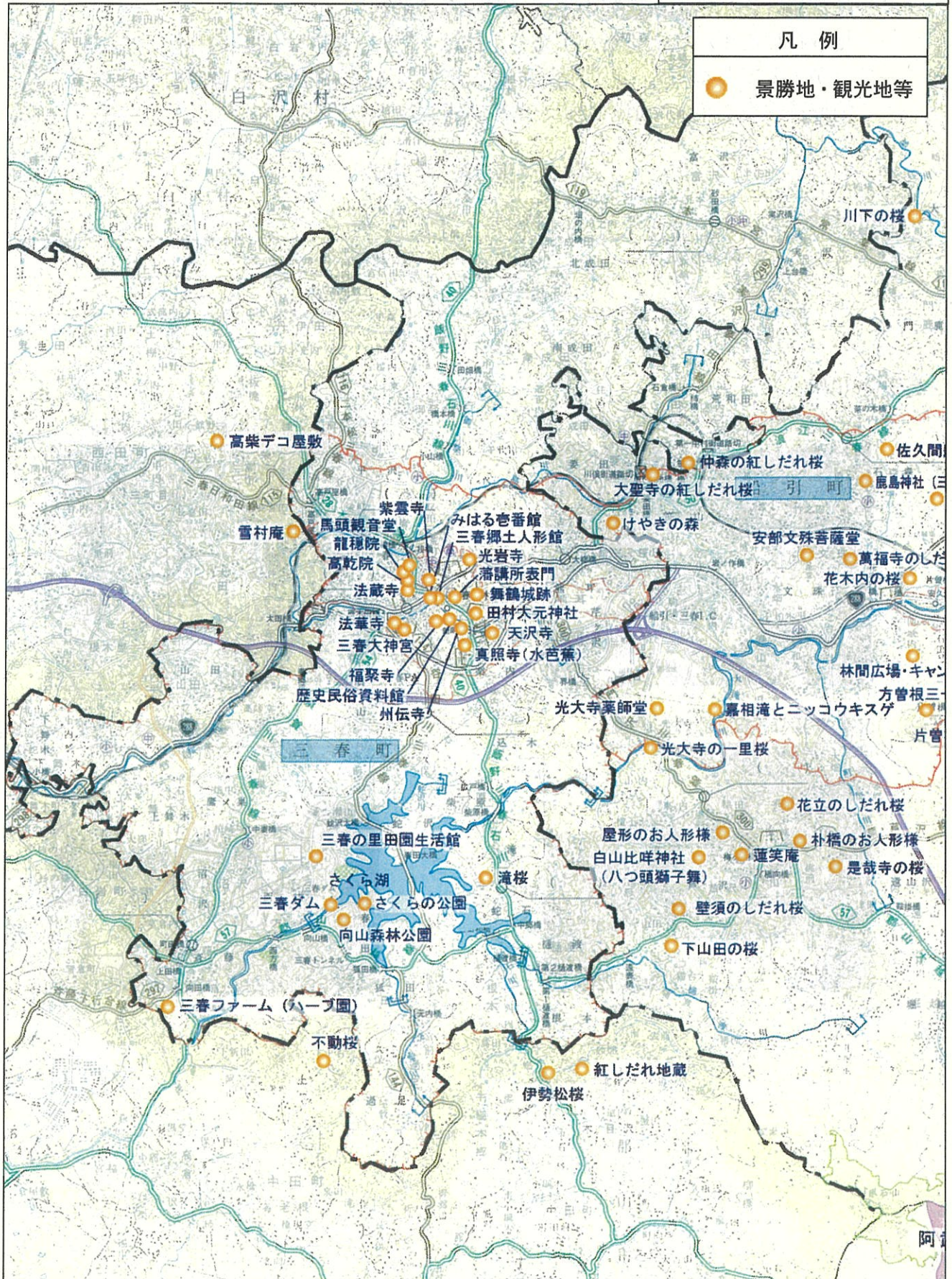
表：景勝地・観光地一覧（順不同）

市町村名	景勝地・観光地名称
三春町	市街地
	1 紫雲寺
	2 馬頭観音堂
	3 龍稔院
	4 高乾院
	5 法蔵寺
	6 法華寺
	7 三春大神宮
	8 福聚寺
	9 歴史民俗資料館
	10 州伝寺
	11 みはる壱番館
	12 三春郷土人形館
	13 光岩寺
	14 藩講所表門
	15 舞鶴城跡
	16 田村大元神社
	17 天沢寺
	18 真照寺(水芭蕉)
	さくら湖周辺
	19 三春の里田園生活館
	20 三春ダム
	21 三春ファーム(ハーブ園)
	22 滝桜
	23 さくらの公園
	24 向山森林公園

三春エリア景勝地・観光地等

凡 例

● 景勝地・観光地等



2) 地域特性を示す道路景観の整理（視点場の整理）

地域特性を生かした景観が望める道路は、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場		
三春町	三春市街地	①～⑨	三春市街地
	さくら湖	⑩～⑳	さくら湖周辺

■三春市街地

①三春駅周辺の整った市街地景観



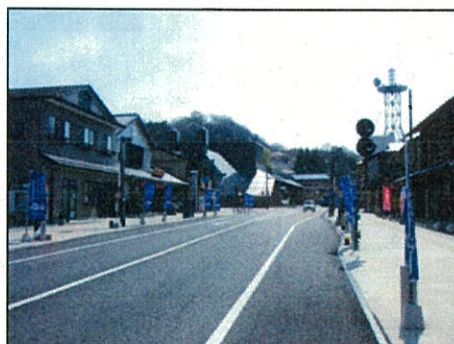
②飯野三春石川線から望む龍穂院



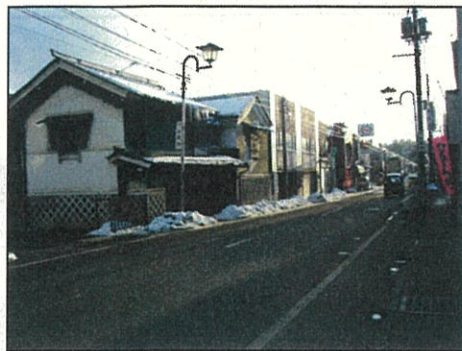
③磐州通りの歴史豊かな景観



④国道 288 号の歴史を生かした市街地景観



⑤国道 288 号の蔵等が並ぶ古い街並み



⑥国道 288 号の整った市街地景観



⑦飯野三春石川線沿いから望む三春町役場



⑧飯野三春石川線沿いの古い街並み



⑨桜川沿いの歴史豊かな景観



■さくら湖

⑩さくら湖周辺の自然豊かな景観



⑪町道から望む山並みと田園



⑫町道から望むさくら湖と片曾根山



⑬町道から望むさくら湖



⑭飯野三春石川線から望むさくら湖



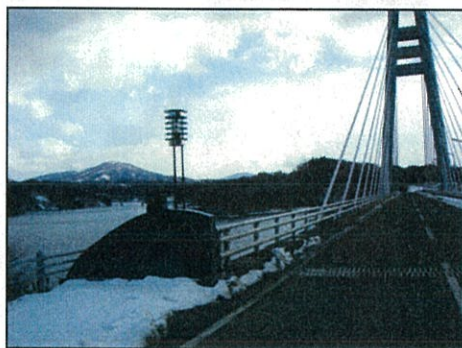
⑮飯野三春石川線から望む滝桜



⑯町道から望むさくら湖



⑰春田大橋から望むさくら湖と山並み



⑱春田大橋から望むさくら湖と山並み



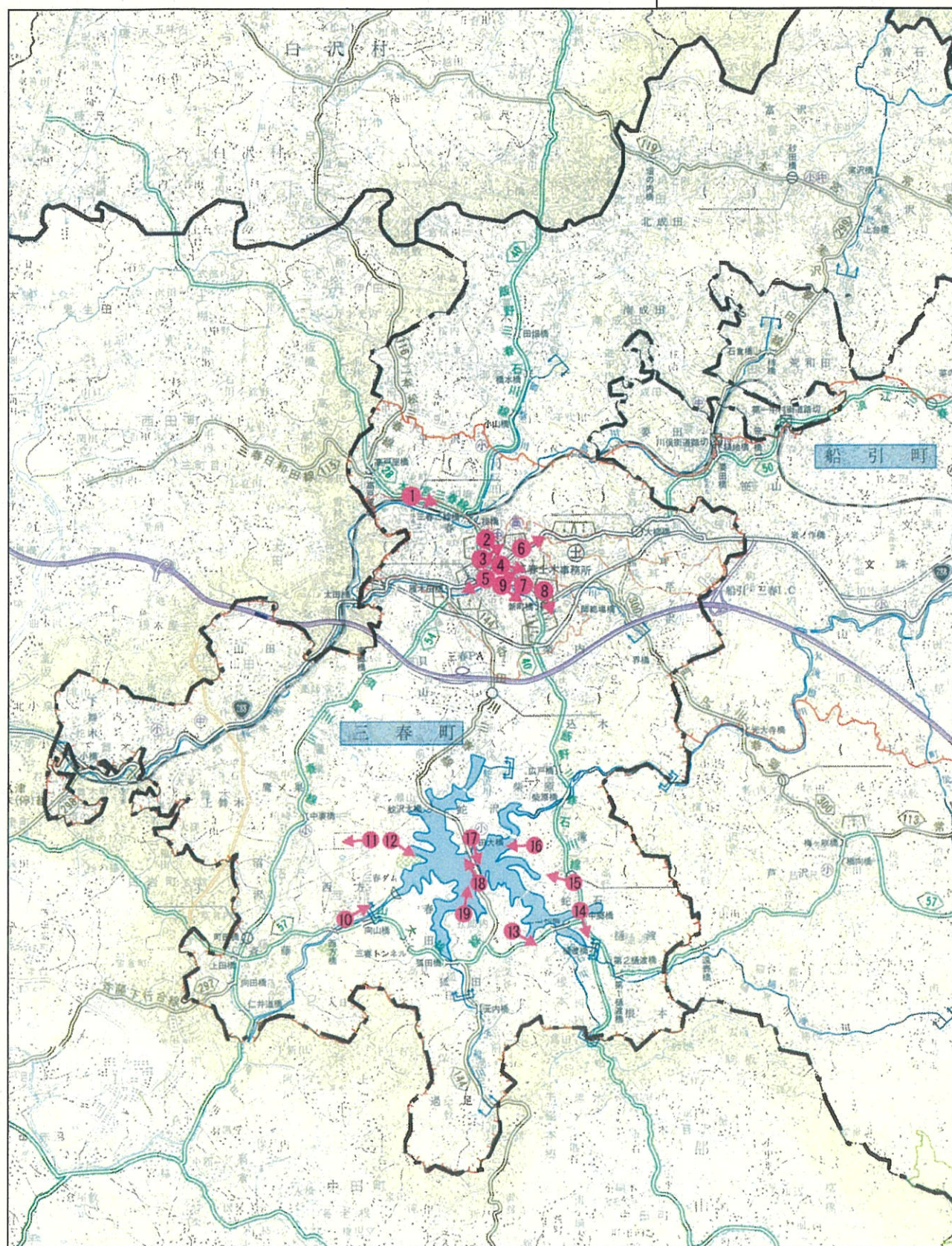
⑲町道から望むさくら湖と春田大橋



凡 例

●→ 視点場

三春エリア視点場



3) 景観に係る条例等の整理

景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

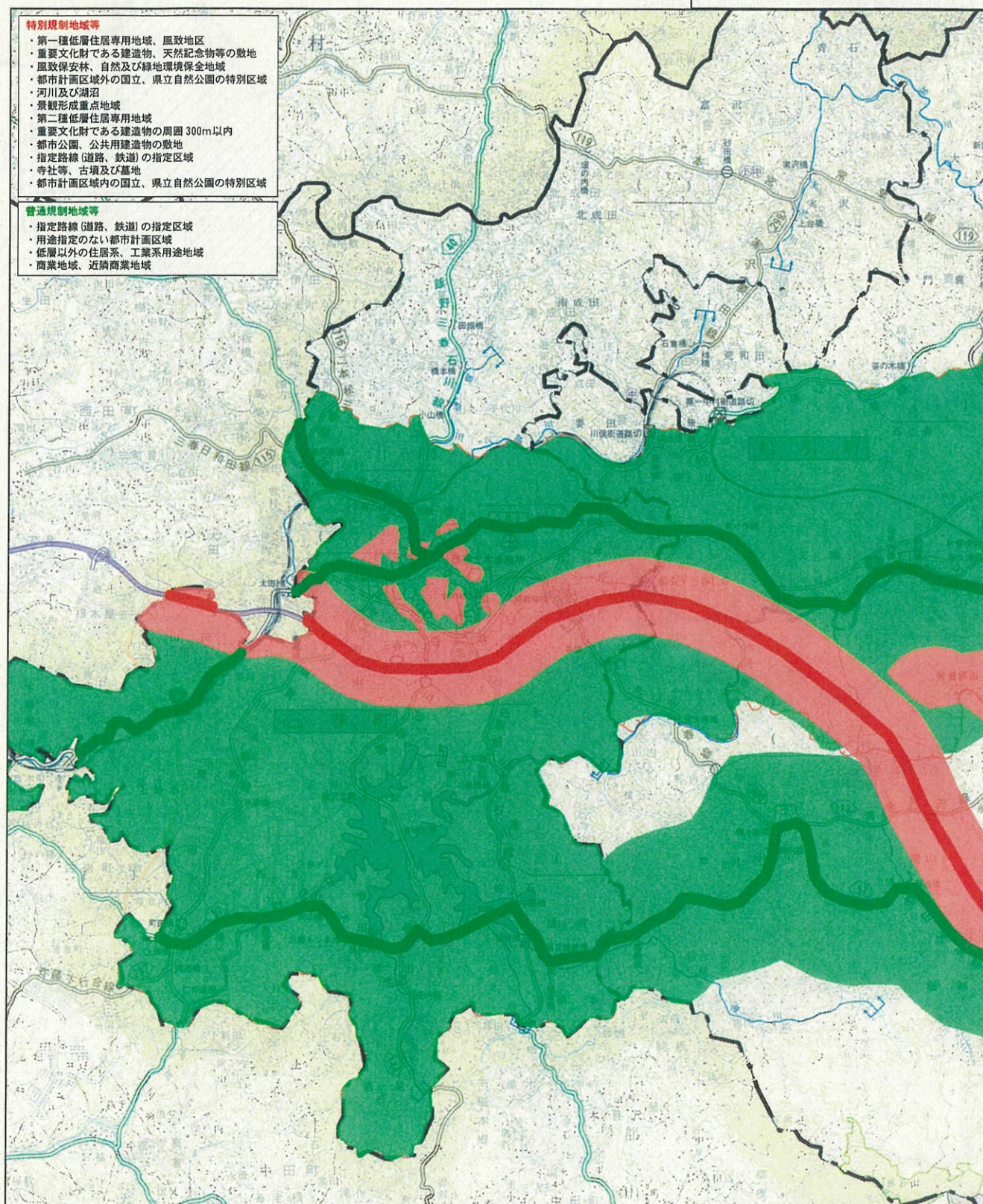
- ・ 福島県屋外広告物条例
- ・ 三春町景観条例

以下に、福島県が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した福島県屋外広告物条例と三春町がすぐれた景観整備と環境保全を推進することを目的に制定した美しいまちをつくる三春町景観条例の概要を示す。

凡 例

- 特別規制地域等
- 普通規制地域等

屋外広告物規制状況



出典：福島県屋外広告物規制図

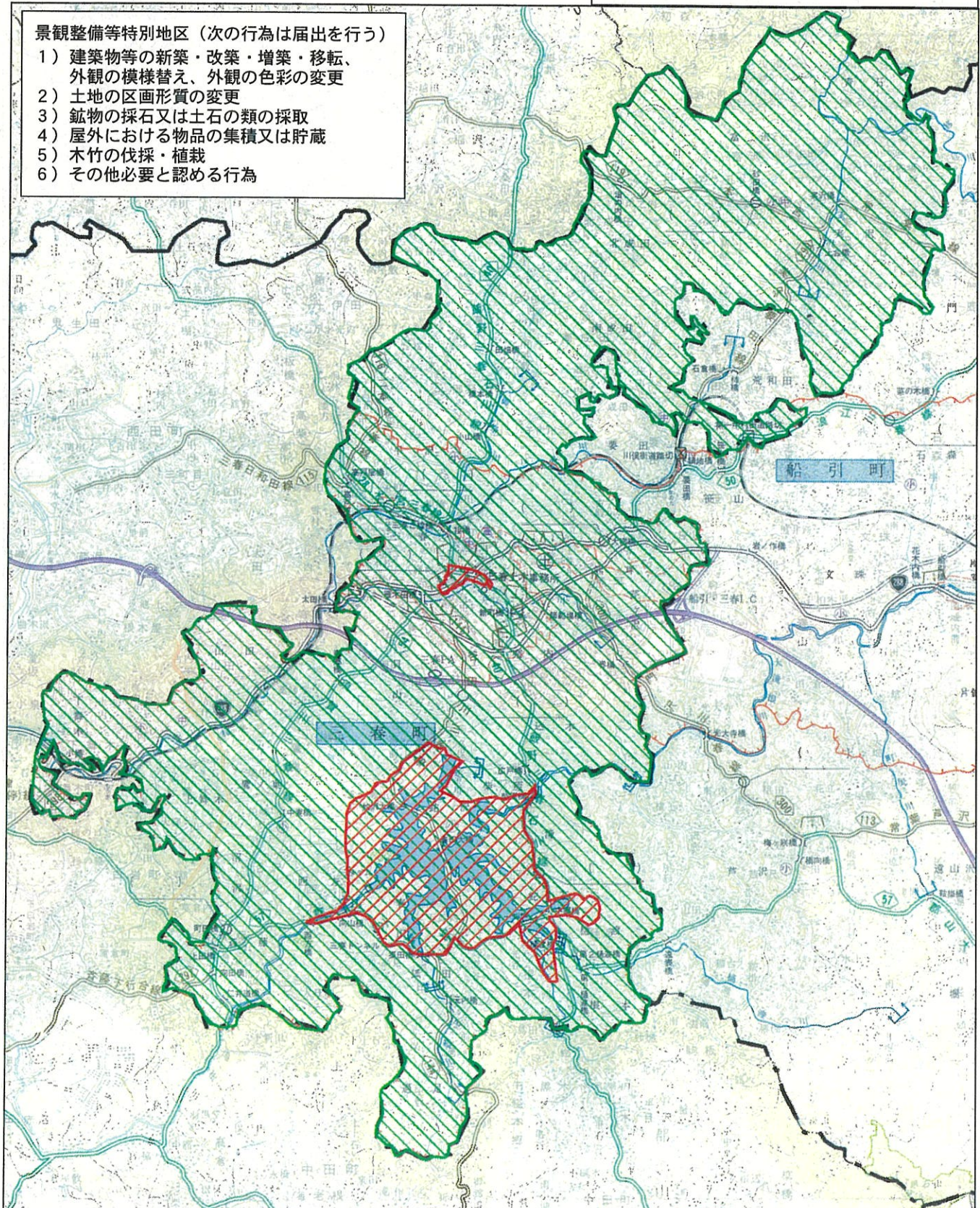
凡 例

-  景観条例区域 (三春町全域)
-  景観整備等特別地区

美しいまちをつくる三春町景観条例

景観整備等特別地区 (次の行為は届出を行う)

- 1) 建築物等の新築・改築・増築・移転、
外観の模様替え、外観の色彩の変更
- 2) 土地の区画形質の変更
- 3) 鉱物の採石又は土石の類の採取
- 4) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- 5) 木竹の伐採・植栽
- 6) その他必要と認める行為



※さくら湖周辺の景観整備特別地区は暫定運用

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

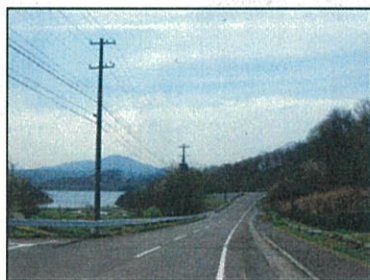
■三春市街地の歴史的景観

- ・ 三春市街地は蔵や寺社などの城下町の名残があることから、歴史を生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 荒町新町線や三春駅周辺では、三春町独自の景観形成が行われている。
- ・ 道路敷内の防護柵が、桜川沿いの景観を乱している。



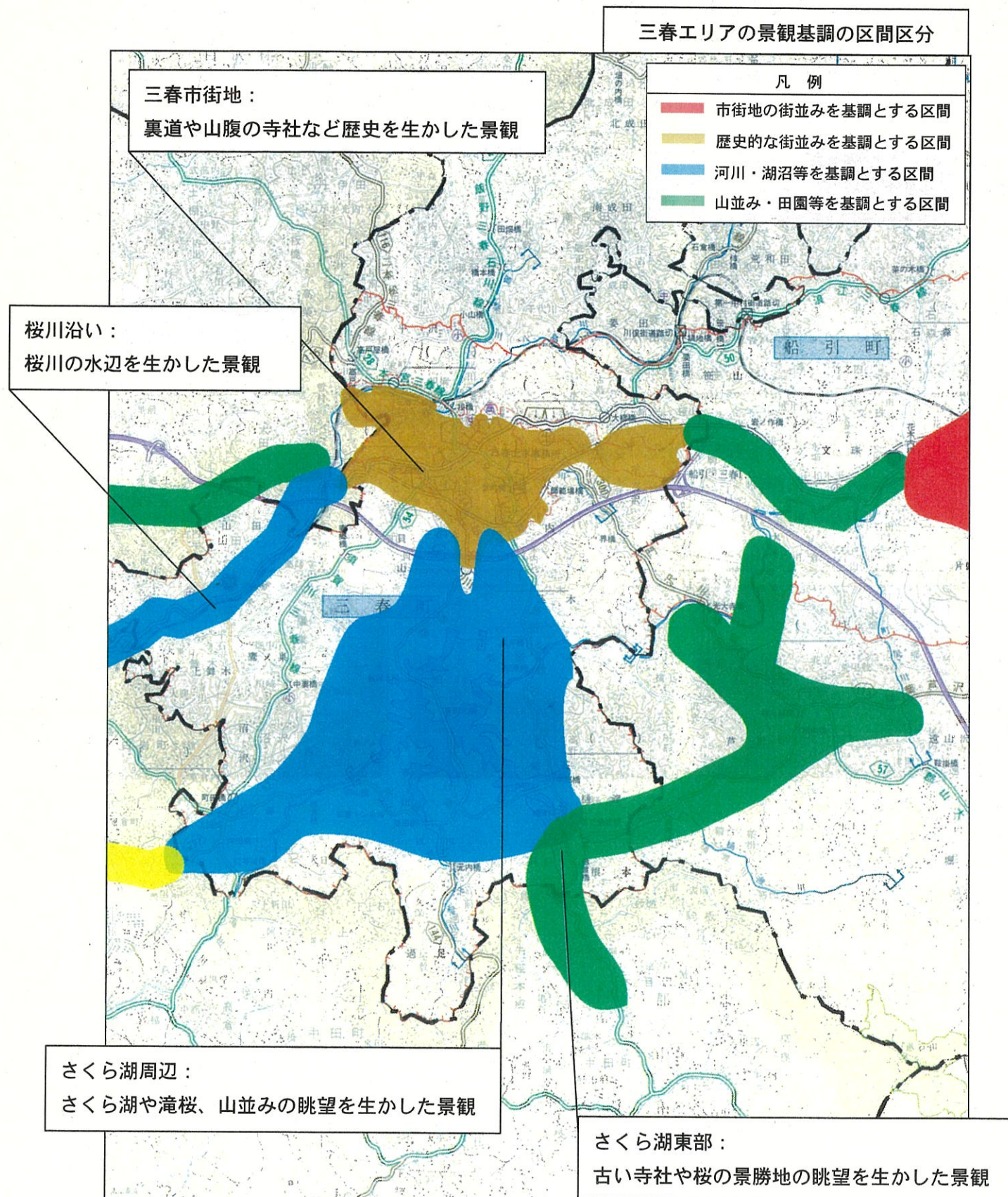
■さくら湖周辺や桜川の水辺の景観

- ・ さくら湖周辺はさくら湖や滝桜などの水・緑豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵や電柱等が、さくら湖や背後の山並みへの眺望を阻害している。
- ・ 桜川沿いの国道 288 号は、桜川や周辺の山並みを眺望できることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。



【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項 ①)、基本的な形状・配置方針 ②)、基本的な色彩方針 ③) を以下に示す。

■歴史的な街並みを基調とする区間（三春市街地）

- ① 三春市街地の商業地域は美しいまちをつくる三春町景観条例の特別地区に指定されており、独自に景観形成に取り組んでいるため、防護柵等の設置にあたっては、既に整備されている施設との整合に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は歴史的な街並みとの調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は整然とした街並みとなるよう縮小板（通常の約 3 分の 2 の大きさ）を設置することを検討する。
電柱等は地中化することを検討し、地中化が難しい場合は統廃合や移設、裏配線を検討する。
- ③ 色彩は三春町の整備方針であるグレーを用いることを基本とする。

◆三春市街地の整備状況



シミュレーション1：三春市街地

ガードレール



ガードパイプ(グレー)



桜川沿いの白のガードレールをグレーのガードパイプに取り替え、桜川の眺望と歴史的な街並みとの調和を図る。

■河川・湖沼等を基調とする区間（さくら湖周辺）

- ① さくら湖周辺は美しいまちをつくる三春町景観条例の特別地区（暫定運用）に指定されており、独自に景観形成が行われているため、防護柵等の設置にあたっては、既に整備されている施設との整合に配慮する必要がある。
- ② 防護柵はさくら湖や山並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は三春町の整備方針であるダークブラウンを用いることを基本とする。

◆さくら湖周辺の整備状況



シミュレーション2：さくら湖



さくら湖周辺の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替える。また、さくら湖側にある電線・電柱を山側に移設し、さくら湖や片曾根山の眺望を確保する。

シミュレーション3：さくら湖



さくら湖周辺の白のガードレールを、ダークブラウンのガードパイプに取り替え、さくら湖や片曽根山の眺望を確保する。

■河川・湖沼等を基調とする区間（桜川沿い（国道 288 号））

- ① 桜川沿いを通る国道 288 号は桜川や山並みを眺望できるため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和を図る必要がある。
- ② 防護柵は桜川等の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（さくら湖東部）

- ① さくら湖東部の飯野三春石川線等は、滝桜や伊勢松桜、紅しだれ桜等の桜の景勝地を結び、多くの観光客が通ることから、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は、桜の景勝地の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩はさくら湖周辺と整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

5-6 あぶくま洞エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

表：景勝地・観光地一覧（順不同）

市町村名	景勝地・観光地名称
小野町	市街地
	1 無量寺
	2 リカちゃんキャッスル
	3 高山桜
	4 小町温泉
	東堂山・日影山周辺
	5 あぶくまキャンブランド
	6 第一鳥海牧場
	7 臨床研究牧場
	8 緑とふれあい森の公園
	9 東堂山満福寺昭和五百羅漢
	10 観音桜
	11 こまちダム
	夏井川周辺
	12 夏井の千本桜
	13 諏訪神社の翁杉・媼杉
	14 湯沢温泉
滝根町	東部（あぶくま洞周辺）
	15 星の村ふれあい館
	16 入水鍾乳洞
	17 仙台平
	18 鬼穴
	19 星の村ビレッジ
	20 仙台平キャンプ場
	21 星の村会館
	22 あぶくま洞
	23 星の村天文台
	24 金山つつじ群
	西部（船引大越小野線周辺）
	25 弁天桜
	26 天地人大学
	27 針湯温泉
大越町	東部
	28 欠入駒ヶ鼻鉱泉
	29 牧野見渡神社の杜
	30 ファミリータウンあぶくまキャンプ場
	西部
	31 おおごえふるさと館
	32 永泉寺の桜

2) 地域特性を示す道路景観の整理（視点場の整理）

地域特性を生かした景観が望める道路は、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場		
小野町	小野市街地	①	小野四倉線
	夏井川	②～⑦	夏井川沿い
	東堂山	⑧	東堂山周辺
滝根町	あぶくま洞	⑨～⑫	あぶくま洞周辺
		⑬～⑯	あぶくま洞
大越町	大越市街地	⑰～⑳	船引大越小野線

■小野市街地

①小野四倉線の市街地景観



■夏井川

②夏井川（光明院橋付近）の桜並木



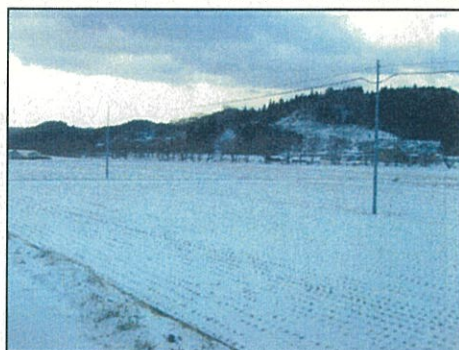
③鴉子夏井（停）線から望む夏井川の千本桜



④夏井川沿い町道から望む千本桜



⑤夏井川沿いの町道から望む千本桜と田園



⑥夏井川河川敷内から望む千本桜



⑦小野四倉線から望む諏訪神社



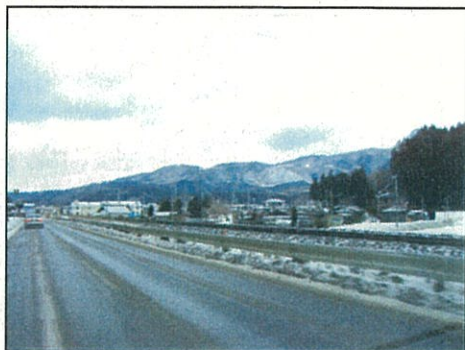
■東堂山周辺

⑧町道から望む東堂山と日影山

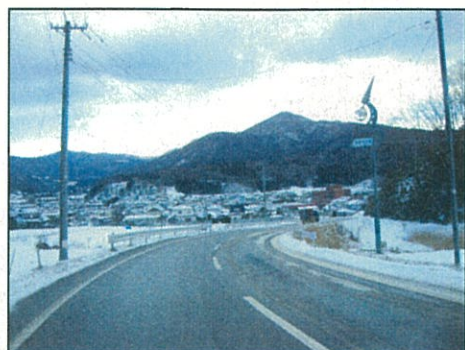


■あぶくま洞

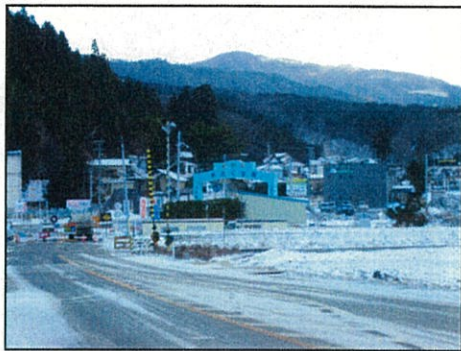
⑨船引大越小野線から望む大滝根山



⑩小野郡山線から望む大滝根山



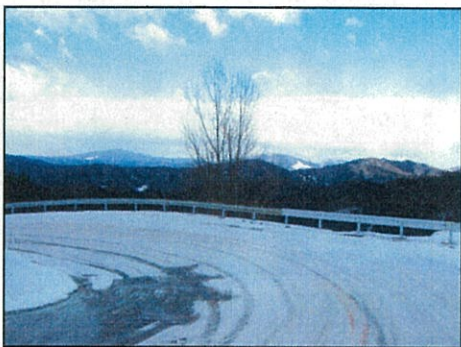
⑪小野富岡線のあぶくま洞入口



⑫あぶくま洞都路線の入水鍾乳洞入口



⑬あぶくま洞付近の町道から望む山並み



⑭星の村天文台付近の町道から望む山並み



⑮あぶくま洞付近の町道から望む山並み



⑯あぶくま洞特有の自然豊かな景観



■大越市街地

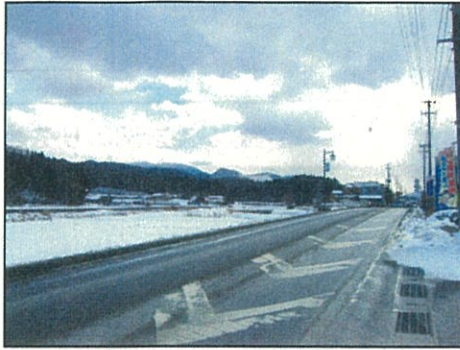
⑰船引大越小野線の市街地景観



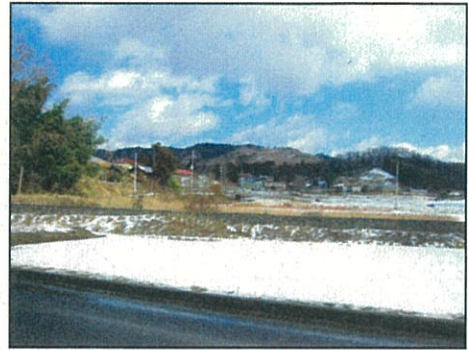
⑱大越駅前の町道から望む山並み



①船引大越小野線から望む山並み



②船引大越小野線から望む山並み



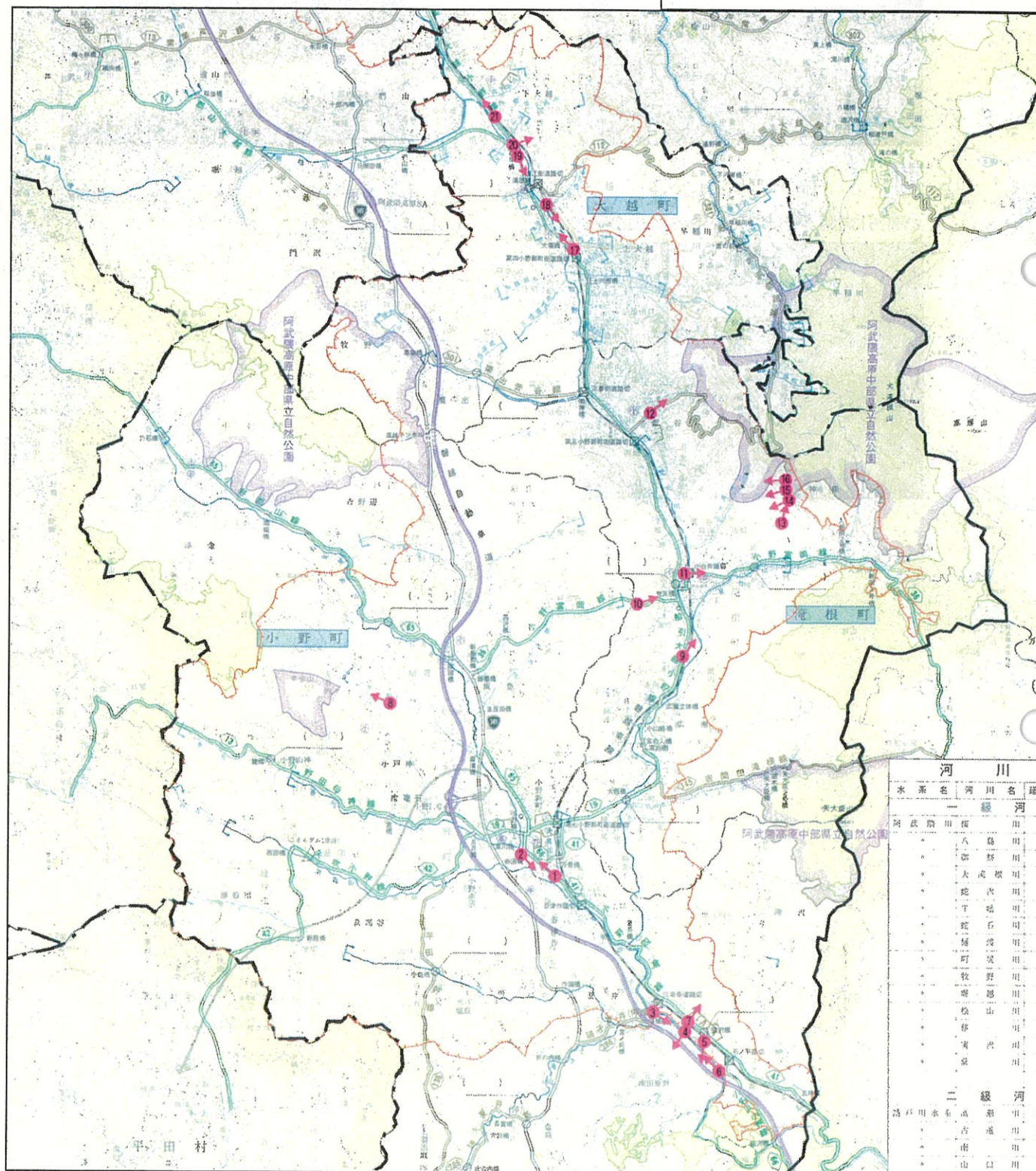
③船引大越小野線から見える山並み



凡 例

●→ 視点場

あぶくま洞エリア視点場



3) 景観に係る条例等の整理

景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

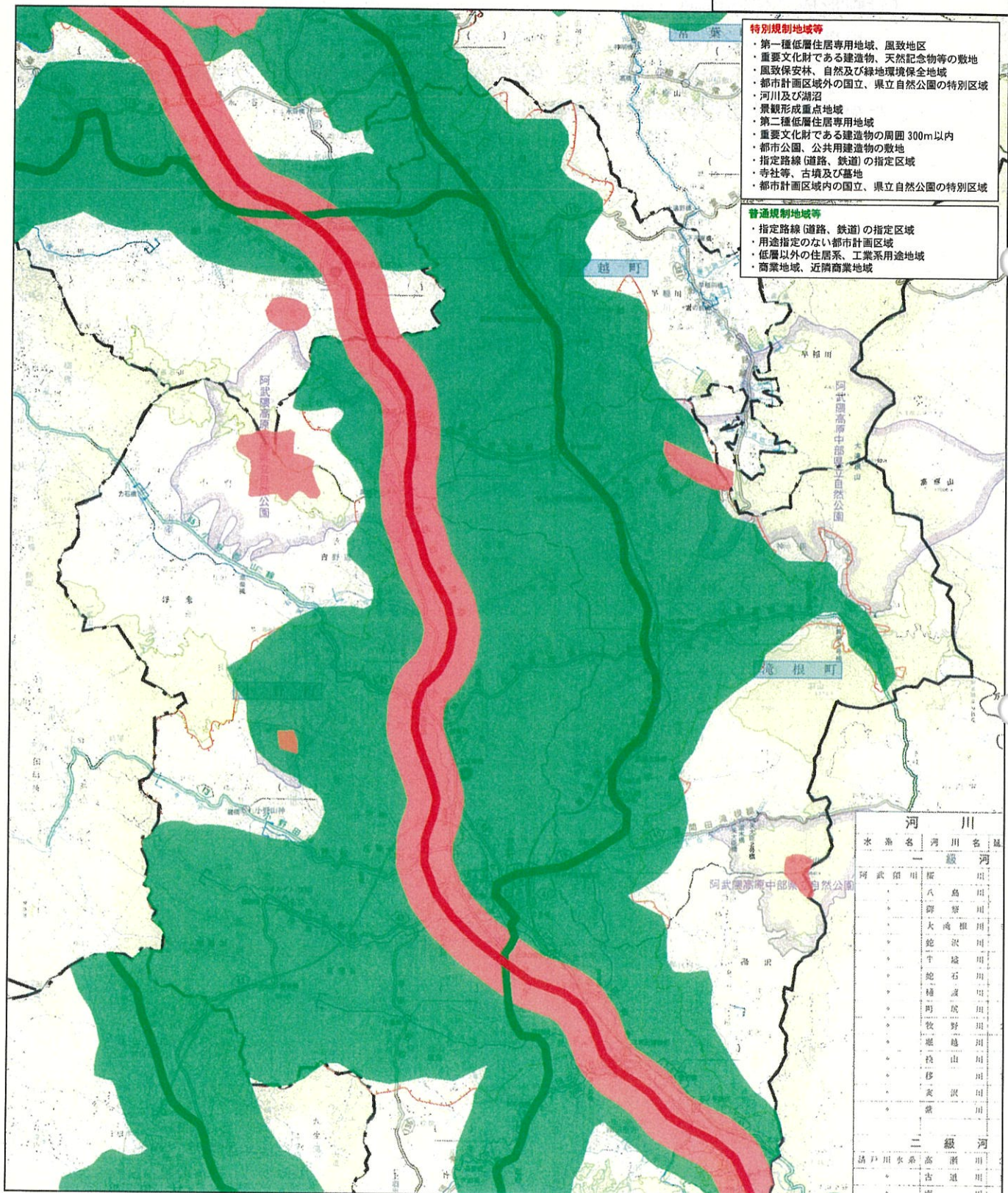
・福島県屋外広告物条例

以下に、福島県が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した福島県屋外広告物条例の概要を示す。

凡 例	
	特別規制地域等
	普通規制地域等

屋外広告物規制状況

- 特別規制地域等**
- ・第一種低層住居専用地域、風致地区
 - ・重要文化財である建築物、天然記念物等の敷地
 - ・風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
 - ・都市計画区域外の国立、県立自然公園の特別区域
 - ・河川及び湖沼
 - ・景観形成重点地域
 - ・第二種低層住居専用地域
 - ・重要文化財である建築物の周囲 300m以内
 - ・都市公園、公共用建築物の敷地
 - ・指定路線(道路、鉄道)の指定区域
 - ・寺社等、古墳及び墓地
 - ・都市計画区域内の国立、県立自然公園の特別区域
- 普通規制地域等**
- ・指定路線(道路、鉄道)の指定区域
 - ・用途指定のない都市計画区域
 - ・低層以外の住居系、工業系用途地域
 - ・商業地域、近隣商業地域



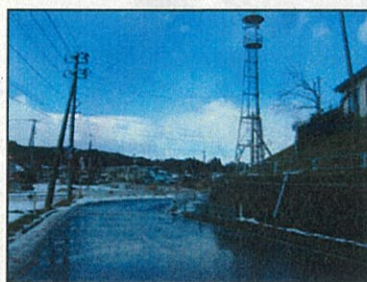
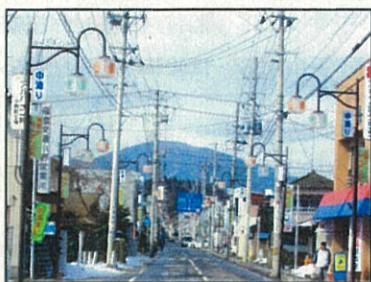
出典：福島県屋外広告物条例

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

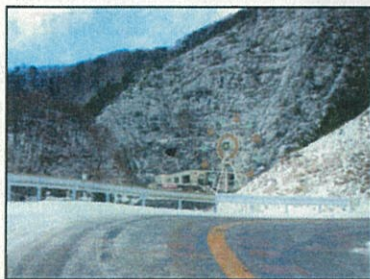
■小野市街地、大越市街地の景観

- ・ 小野市街地や大越市街地内は、周囲の自然環境と調和した街並みが形成されているため、阿武隈山地の山並みが眺望できることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の電柱等が、市街地の景観を乱し、周辺の山並みへの眺望を阻害している。



■あぶくま洞や夏井川等の自然豊かな景観

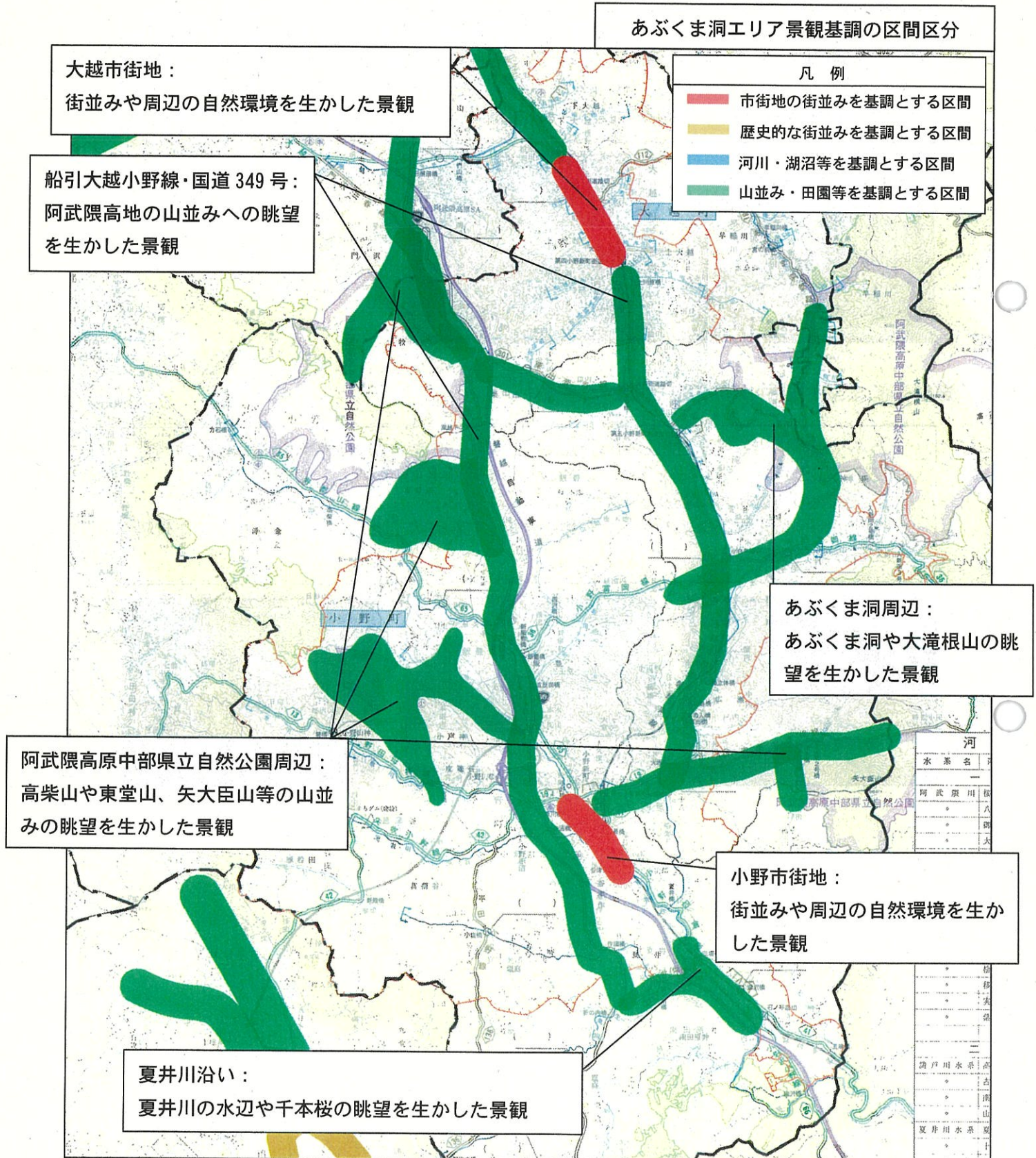
- ・ あぶくま洞周辺は県立自然公園に指定されており、山並みや田園等の自然景観に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵が山並みへの眺望を阻害している。
- ・ 夏井川沿いは千本桜により美しい景観を創出していることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。

あぶくま洞エリア景観基調の区間区分



【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項①、基本的な形状・配置方針②、基本的な色彩方針③を以下に示す。

■市街地の街並みを基調とする区間（大越市街地）

- ① 大越市街地は、大滝根山や片曾根山等の自然環境と調和した街並みを形成している。また船引大越小野線は観光ルートとしても利用されている。そのため防護柵等の設置にあたっては、街並みや自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みや周囲の自然環境との調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■市街地の街並みを基調とする区間（小野市街地）

- ① 小野市街地内からは、日影山等の豊かな自然景観を望めることから、防護柵等の設置にあたっては、街並みや自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みや周囲の自然環境との調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション1：小野市街地



小野四倉線の両側に並ぶ電線・電柱を片側に統合し、日影山の眺望の確保や街並みの景観向上を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（船引大越小野線、国道349号等）

- ① 船引大越小野線や国道349号は、阿武隈山地の山並み等の自然景観に恵まれており、観光ルートとして利用されている。そのため防護柵等の設置にあたっては自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵の形状は山並みや田園の眺望を確保するため透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション2：船引大越小野線

冬

電柱・電線、ガードパイプ



至大越

電柱・電線(移設・統合)
ガードパイプ(ダークブラウン)

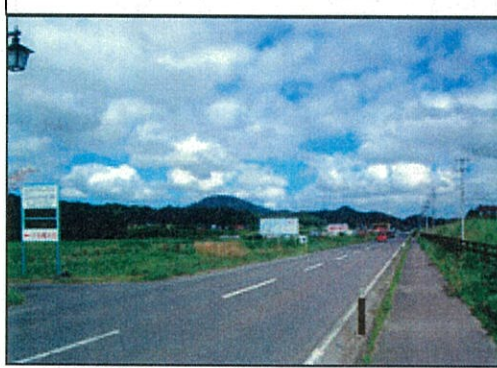


夏

電柱・電線、ガードパイプ



電柱・電線(移設・統合)
ガードパイプ(ダークブラウン)



船引大越小野線の電線・電柱を反対側に移設し、山並みの眺望を確保する。また、白のガードパイプをダークブラウンに取り替え、自然環境との調和を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（あぶくま洞周辺）

- ① あぶくま洞は県内有数の観光地であり、あぶくま洞や阿武隈山地、奥羽山脈の優れた自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵はあぶくま洞や山並みの眺望の確保を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩はあぶくま洞の岩肌との調和を図るためダークグレーを用いることを基本とする。

シミュレーション3：あぶくま洞周辺

冬

ガードレール



奥羽山脈

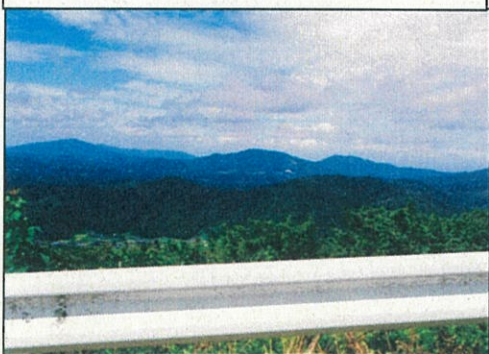
あぶくま洞

ガードパイプ(ダークグレー)

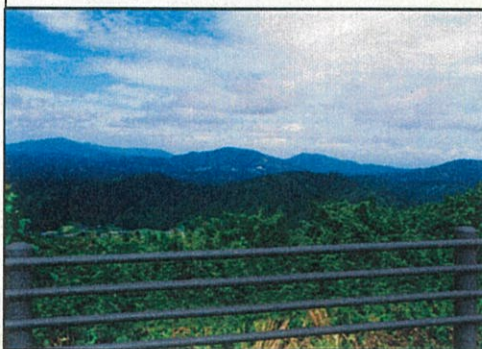


夏

ガードレール



ガードパイプ(ダークグレー)



あぶくま洞周辺の白のガードレールをダークグレーのガードパイプに取り替え、奥羽山脈等の眺望の確保を図る。

シミュレーション4：あぶくま洞周辺

ガードレール



ガードパイプ（ダークグレー）



あぶくま洞周辺の白のガードレールをダークグレーのガードパイプに取り替え、あぶくま洞の岩肌との調和とあぶくま洞の眺望の確保を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（阿武隈中部県立自然公園周辺）

- ① 阿武隈中部県立自然公園内及び周辺の道路からは、高柴山や東堂山、矢大臣山等の優れた自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵の形状は山並みの眺望を確保するため透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るためダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（夏井川沿い）

- ① 夏井川の千本桜は地域住民のみならず県内外から訪れる景勝地であるため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和を図る必要がある。
- ② 防護柵は夏井川や千本桜の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然景観との調和を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション5：夏井川沿い

冬

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)



春

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)



千本桜周辺の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、夏井川や千本桜の眺望の確保を図る。

5－7 田村エリア

【1】エリアの特性

1) 景勝地・観光地の整理

景勝地・観光地は、県中地域の景観を形成する要素であり、多くの人々が訪れる場所であることから、周辺の道路施設整備にあたっては景観に配慮することが望まれる。

景勝地・観光地は各市町村の広報誌やホームページ、観光施設等のパンフレットから抽出し、整理を行う。

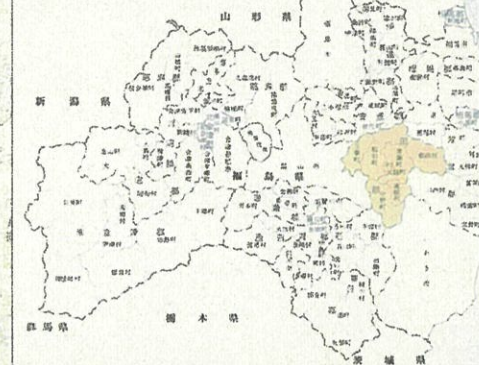
以下に景勝地・観光地の一覧を示す。

表：景勝地・観光地一覧（順不同）

市町村名	景勝地・観光地名称	市町村名	景勝地・観光地名称
都路村	市街地	船引町	市街地
	1 古道小学校の笠松		19 鹿島神社(三匹獅子舞・絵馬・算額)
	2 大亀神社		20 ふねひき町工芸の里
	市街地周辺		21 福祉の森
	3 五十人山キャンプ場		22 萬福寺のしだれ桜
	4 強梨の桜並木		23 大滝根河畔の桜並木
	5 馬酔木沢の桜		24 大鎗矢神社
	6 白鷹神社		25 林間広場・キャンプ場
	7 グリーンパーク都路		市街地周辺(北部)
	8 石橋遺跡		26 佐久間廣軒の書斎
常葉町	市街地		27 鹿島神社(三匹獅子舞)
	11 館公園(常葉城)		28 大畑の桜
	12 子松神社		29 日渡神社(参堂の石段・絵馬・算額)
	市街地周辺		30 大倉神社(太々神楽)
	13 鹿山大銀杏		31 川下の桜
	14 神田鉱泉		32 蛇塚のしだれ桜
	15 殿上牧場		33 長法寺のかやの木
	16 こどもの国ムシムシランド		34 宿場町の町並み
	17 早稲川桜樹		35 松岳寺のしだれ桜
	18 磯前神社		36 縄文の里
		市街地周辺(南部)	37 仲森の紅しだれ桜
			38 大聖寺の紅しだれ桜
			39 けやきの森
			40 安倍文殊菩薩堂
			41 光大寺薬師堂
			42 嘉相滝とニッコウキスゲ
			43 片曾根山
			44 光大寺の一里桜
			45 花立のしだれ桜
			46 朴橋のお人形様
			47 屋形のお人形様
			48 白山比咩神社(八つ頭獅子舞)
			49 蓮笑庵
			50 是哉寺の桜
			51 壁須のしだれ桜
			52 下山田の桜
			53 堀越のお人形様
			55 小沢の桜

■ 国立・県立自然公園

位置



2) 地域特性を示す道路景観の整理（視点場の整理）

地域特性を生かした景観が望める道路では、今後も良好な景観の保全、育成を進めることが重要であるため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮が望まれる。

地域特性を生かした道路景観を望める視点場を以下に示す。

表：視点場一覧（順不同）

市町村名	視 点 場	
都路村	強梨の桜並木	① 強梨の桜並木周辺
	阿武隈高原中部県立自然公園	② 五十人山周辺
		③ 行司ヶ滝周辺
常葉町	常葉市街地	④ 常葉市街地（国道 288 号）
	鎌倉岳	⑤ 鎌倉岳周辺
船引町	船引市街地	⑥～⑫ 船引市街地
	大滝根川沿い	⑬ 国道 288 号
	小沢の桜周辺	⑭ 国道 349 号

■ 強梨の桜並木

① 村道から望む強梨の桜並木



■ 阿武隈高原中部県立自然公園

② 五十人山周辺の自然豊かな景観



③ 五十人山周辺の自然豊かな景観

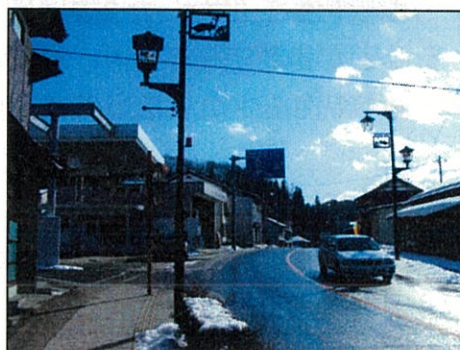


■常葉市街地

④国道 288 号の整った市街地景観



④国道 288 号の整った市街地景観



■鎌倉岳

⑤町道から望む鎌倉岳



⑤町道から望む鎌倉岳



■船引市街地

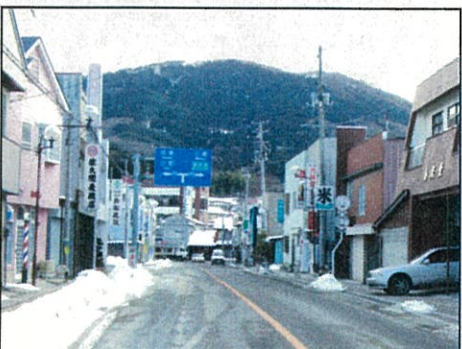
⑥船引停車場線の市街地景観



⑦大滝根川沿いの桜並木



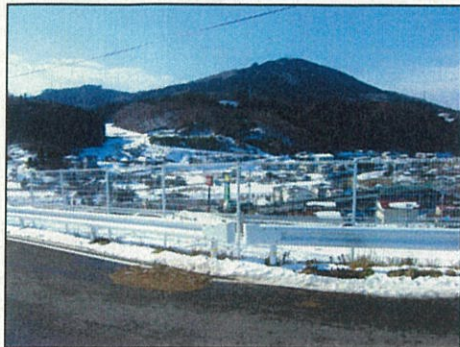
⑧国道 349 号の市街地景観



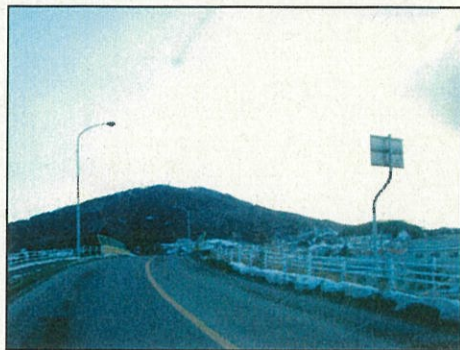
⑨市街地内の町道から望む片曾根山



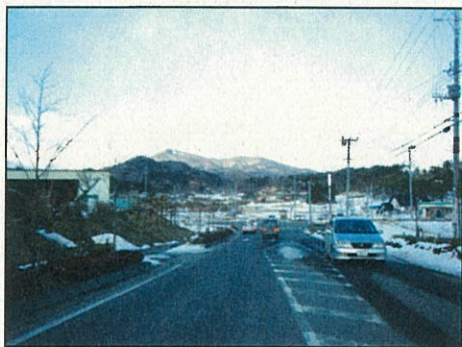
⑩市街地内の町道から望む片曾根山



⑪国道 349 号から望む片曾根山

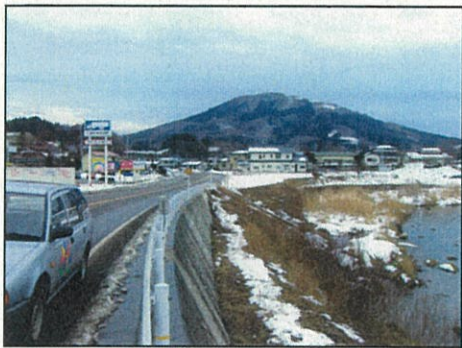


⑫市街地内の町道から望む移ヶ岳



■大滝根川

⑬国道 288 号から望む片曾根山

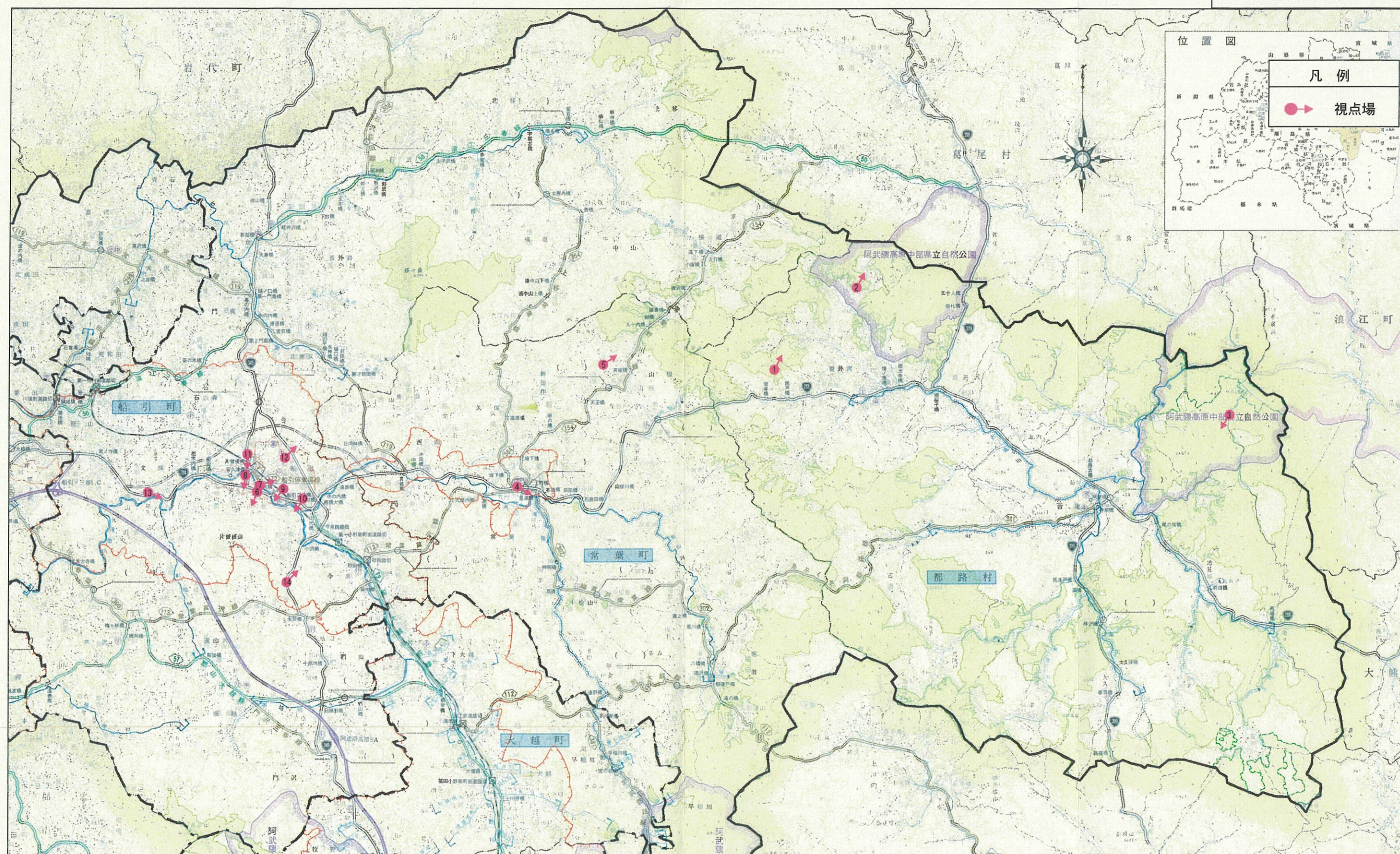


■小沢の桜

⑭国道 349 号から望む小沢の桜



田村エリア視点場



3) 景観に係る条例等の整理

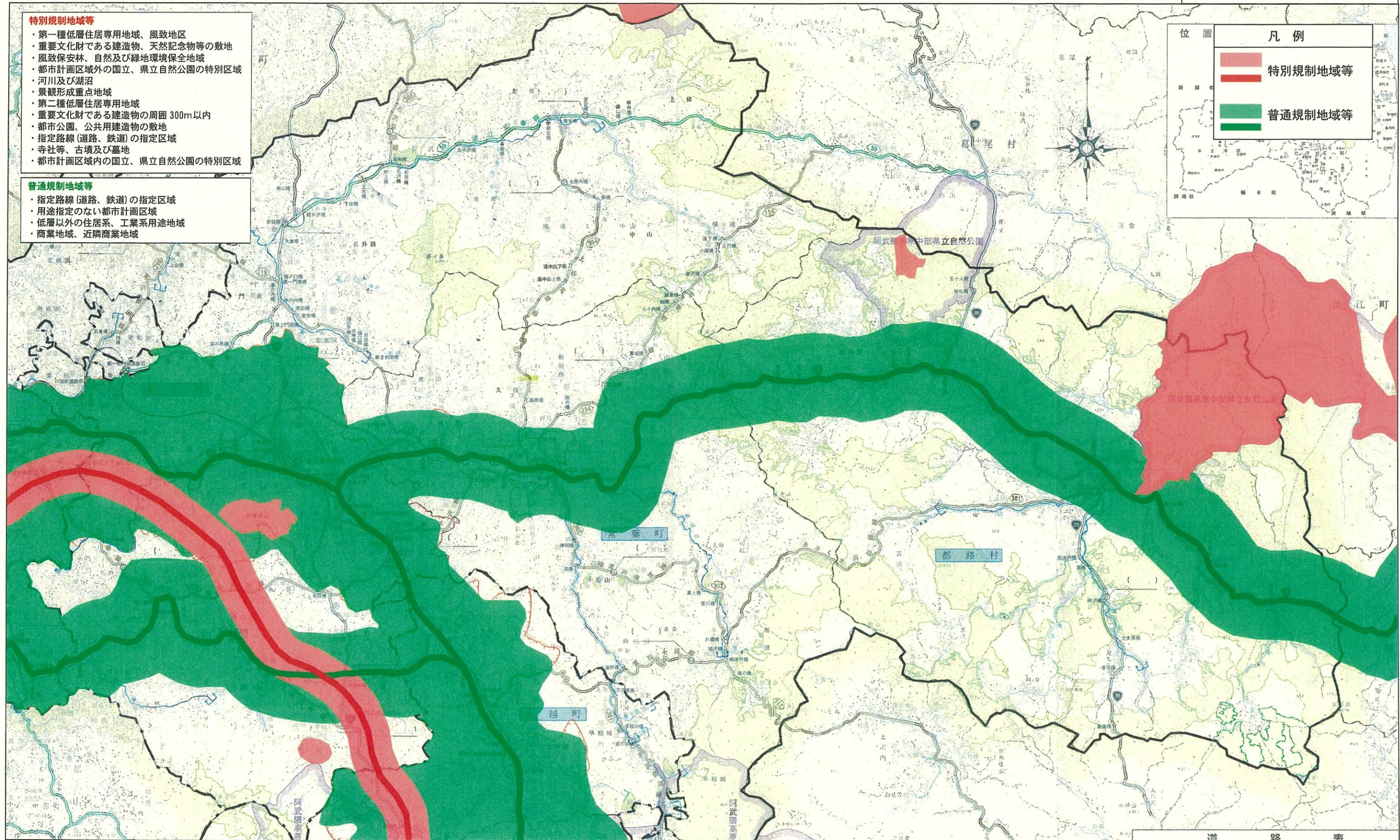
景観形成に係る関連計画は、景観形成及び配慮に努めなければならない地域及び路線を示しているため、道路施設整備にあたっては景観的な配慮を行うことが必要である。

(景観形成に係る関連計画)

・福島県屋外広告物条例

以下に、福島県が屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づいて制定した福島県屋外広告物条例の概要を示す。

屋外広告物規制状況



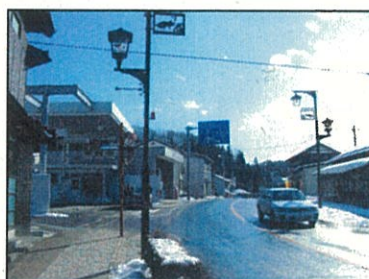
出典：福島県屋外広告物条例

4) 景観特性と課題の整理

エリアの景観特性と課題を以下に示す。

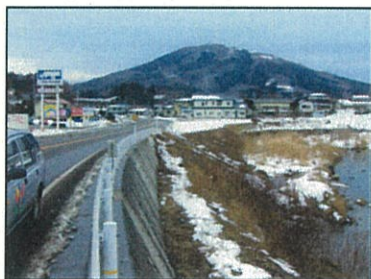
■都路、常葉、船引市街地の景観

- ・ 都路市街地は、周囲の自然環境と調和した街並みが形成されているため、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 常葉市街地を通る国道 288 号は独自に景観形成に努めていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 船引市街地は片曾根山や大滝根川と調和した街並みが形成されているため、それらを生かした景観を形成する必要がある。



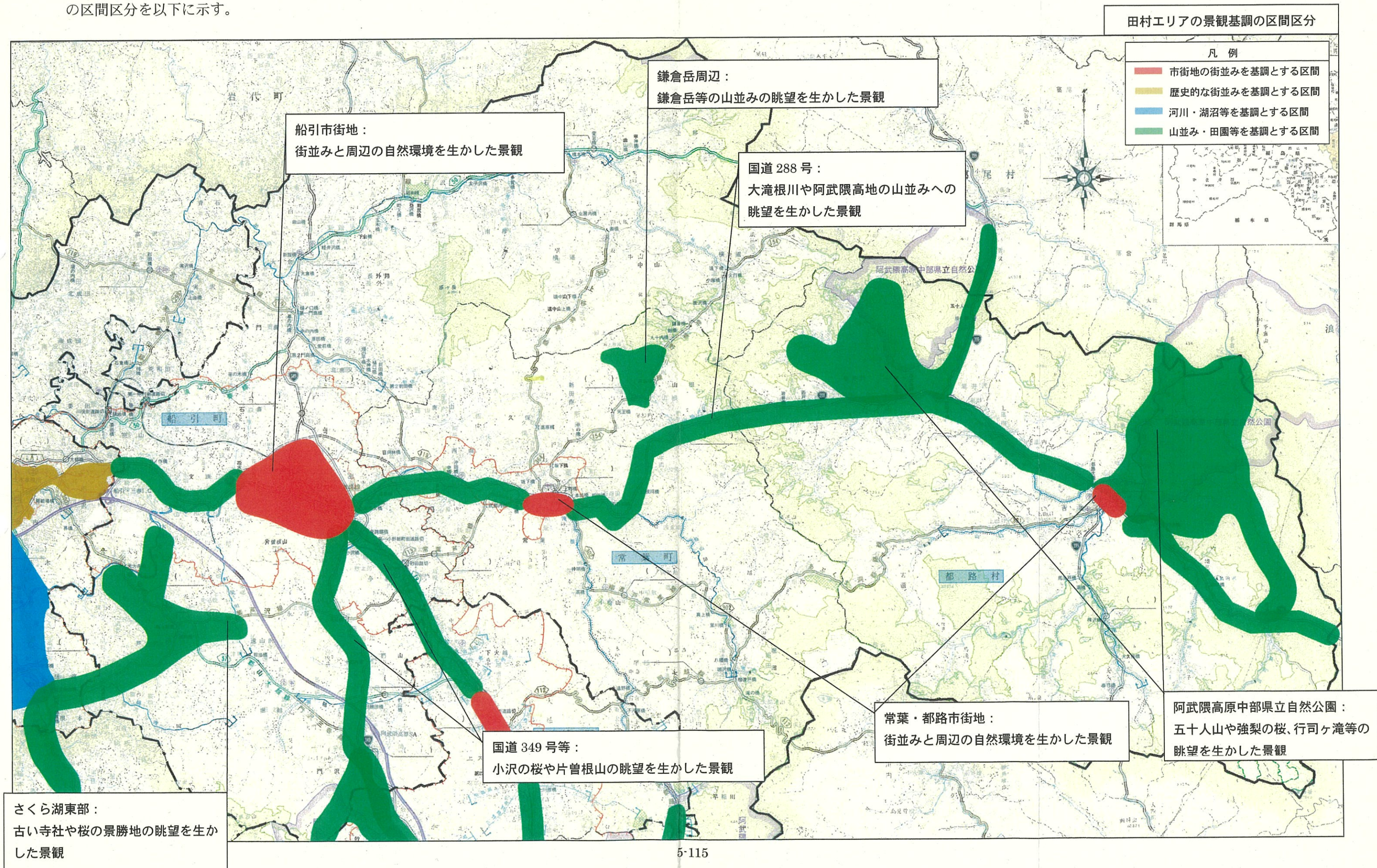
■国道 288 号、349 号、阿武隈高原中部県立自然公園等の自然豊かな景観

- ・ 国道 288 号、349 号は片曾根山、鎌倉岳、大滝根川、田園等の自然景観に恵まれていることから、それらを生かした景観を形成する必要がある。
- ・ 道路敷内の防護柵や電柱等が、小沢の桜や山並み、田園の眺望を阻害している。



【2】景観基調の区間区分

地域のシンボルや歴史的価値の高い施設、景勝地、風景風土等の地域特性と、道路管理者、交通管理者、道路占用者等の意見を踏まえ、道路景観形成上特に配慮が必要な地域・路線及び景観基調の区間区分を以下に示す。





【3】区間毎の景観配慮への基本的方針

防護柵等の設置上重視すべき事項(①)、基本的な形状・配置方針(②)、基本的な色彩方針(③)を以下に示す。

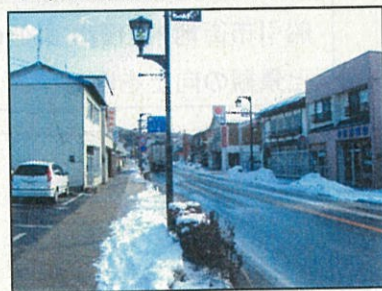
■市街地の街並みを基調とする区間（都路市街地）

- ① 都路市街地は三郡森、鎌倉岳、桧山、五十人山や高瀬川等の自然環境と調和した街並みを形成しているため、防護柵等に設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵の街並みや周辺の自然環境との調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■市街地の街並みを基調とする区間（常葉市街地）

- ① 常葉市街地は移ヶ岳、鎌倉岳、殿上山等の自然環境と調和した街並みを形成している。
また、市街地内を通る国道 288 号の道路施設は景観に配慮して整備されている。そのため防護柵等の設置にあたっては、既に整備されている施設との整合に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みや周辺の自然環境との調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は既に整備されている施設との整合を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

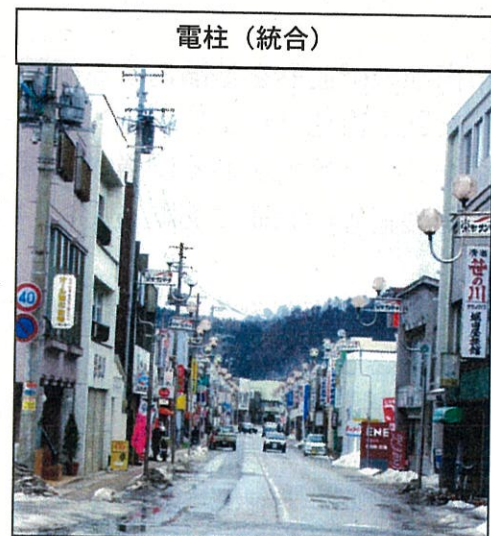
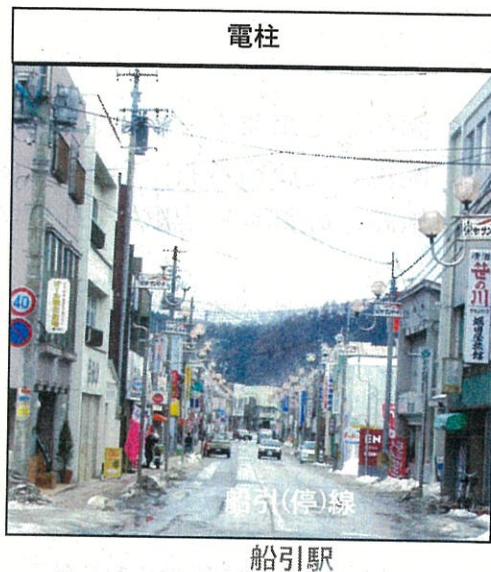
◆常葉市街地の整備状況



■市街地の街並みを基調とする区間（船引市街地）

- ① 船引市街地は大滝根川や片曾根山等の自然環境と調和した街並みを形成しているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境と調和や景観の連続性や統一性に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は街並みとの調和を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
電柱等は景観を阻害しない位置に設置するように工夫する。
- ③ 色彩は市街地景観との調和を図るため、ダークグレーを用いることを基本とする。

シミュレーション1：船引市街地



船引市街地内の道路両側の異なる事業者の電線・電柱を片側に統合し、山並みの眺望の確保と景観の向上を図る。

シミュレーション2：大滝根川沿い

冬

ガードレール



ガードパイプ(ダークグレー)



春

ガードレール



ガードパイプ(ダークグレー)



大滝根川沿いの白のガードレールをダークグレーのガードパイプに取り替え、大滝根川の眺望の確保と桜並木との調和を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（阿武隈高原中部県立自然公園）

- ① 阿武隈高原中部県立自然公園は五十人山や行司ヶ滝、強梨の桜並木等の多様な自然景観に恵まれていることから、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は景勝地の眺望の確保を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション3：強梨の桜並木周辺

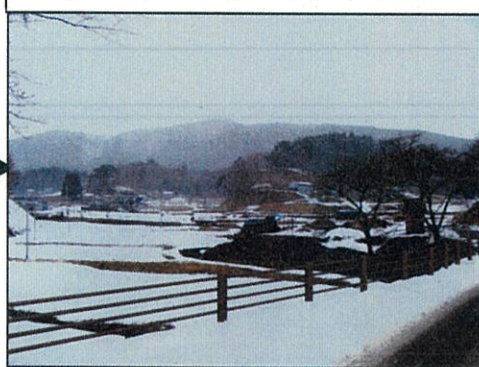
冬

ガードレール



村道

ガードパイプ(ダークブラウン)



春

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)



強梨の桜並木周辺の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、桜並木や山並み等との調和を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（鎌倉岳周辺）

- ① 殿上牧場のアクセス道路である常葉野川線や周辺の町道からは鎌倉岳等の優れた自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は山並みの眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

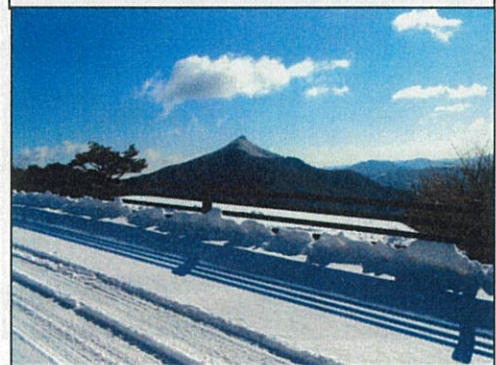
シミュレーション4：鎌倉岳周辺

冬

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)

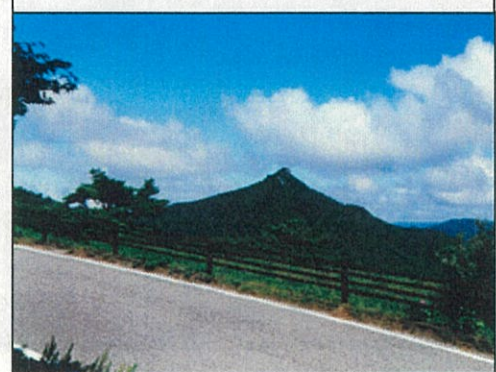


夏

ガードレール



ガードパイプ(ダークブラウン)



鎌倉岳周辺の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替え、鎌倉岳の眺望の確保を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 349 号等）

- ① 国道 349 号等は、小沢の桜、片曾根山等の優れた自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は景勝地の眺望の確保を図るため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

シミュレーション5：国道 349 号

冬

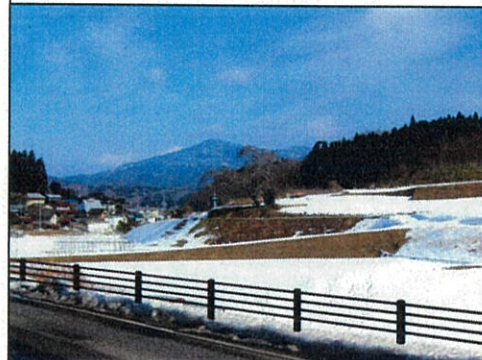
電柱・電線、ガードレール



国道 349 号

至大越、小野

電柱・電線（移設）、
ガードパイプ（ダークブラウン）



春

電柱・電線、ガードレール



電柱・電線（移設）、
ガードパイプ（ダークブラウン）



国道 349 号の白のガードレールをダークブラウンのガードパイプに取り替える。また、電線・電柱を小沢の桜の反対側に移設し、小沢の桜や山並みの眺望の確保を図る。

■山並み・田園等を基調とする区間（国道 288 号）

- ① 国道 288 号は阿武隈山地の山並みや大滝根川等の自然景観に恵まれているため、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は周囲の自然環境に融け込むよう透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩は自然環境との調和を図るため、ダークブラウンを用いることを基本とする。

■山並み・田園等を基調とする区間（さくら湖東部）

- ① さくら湖東部の郡山大越線等は滝桜や伊勢松桜、紅しだれ桜、壁須のしだれ桜等の桜の景勝地を結び、多くの観光客が通ることから、防護柵等の設置にあたっては、自然環境との調和に配慮する必要がある。
- ② 防護柵は景勝地の眺望を確保するため、透過性の高いガードパイプを用いることを基本とする。
標識、電柱等は景観を阻害しない位置に設置することを基本とする。
- ③ 色彩はさくら湖周辺と整合を図り、ダークブラウンを用いることを基本とする。

6. 実践にあたっての基本方針

防護柵をはじめ、道路案内標識、交通規制標識、電柱等は、それぞれ目的に応じて整備されているが、これらの施設自体が景観を阻害する要因となっている。そこで、これらの施設による景観の阻害を最小限とするために、設置するにあたっては、常に景観的な配慮が必要かつ重要である。

以下に、施設別整備の基本方針と実践にあたっての方針を示す。

6-1. 施設別整備の基本方針

【1】 防護柵

1) 必要性や代替案の検討

防護柵対策が必要と思われる箇所については、あらかじめその必要性の有無や代替案を十分検討し、必要と判断されれば最小の施設で最大の効果が発揮できるよう工夫するものとする。

2) 維持管理の容易性の検討

防護柵、またはその代替施設の設置にあたっては、構造上の安全性に加え、維持管理の容易性についても十分検討するものとする。

3) 形状

形状はシンプルなものとし、隣接する防護柵の形状とも調和を図るものとする。

4) 色彩と効果的な視線誘導

色彩については、地域毎に定めた基本的な色彩方針とし、安全な視線誘導機能の保持に努める。また、人との親和性等に配慮したデザイン、材質とするものとする。

5) 他の施設との連携

施設毎の取り組みが個別に行われた結果として、景観が統一性をもたず、煩雑になることが懸念されることから、関係者と常に連携し、調和のとれた計画及び実施に努めるものとする。

6) 適正な更新等と維持管理の充実

整備された施設については常に点検し、老朽化や破損した施設については、その必要性を再検討し、必要があれば再設置、不必要なものは速やかに撤去するなど、その都度改善を含め適切な維持管理をしながら景観の向上に努めるものとする。

1) 必要性や代替案の検討

①必要性の検討

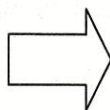
既存の防護柵を更新する際、設置する必要性が低い区間については、防護柵の撤去を検討するものとする。

【車両用防護柵】

法勾配が緩い盛土や在来地盤から路面までの高さが低い場合等には、車両の路外への逸脱による乗員の人的被害の防止を目的とする車両用防護柵の設置の必要性は低い。

■防護柵の撤去を図るイメージ

(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)

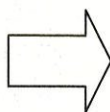


【歩行者自転車用柵】

市街地の一般道路では、歩車道境界に植樹帯と防護柵を併用している例が見られるが、植樹帯に歩行者の横断を物理的に防止できる高さ、密度、幅等が確保されていれば、必ずしも横断防止柵設置の必要性はない。

■植樹帯と併用している防護柵の撤去を図る例

(配慮が必要な例)



(配慮した例)



②代替案の検討

既存の防護柵を更新する際、他の施設で安全性を確保することが可能な場合には、景観に優れた他の施設に替えるものとする。

【車両用防護柵】

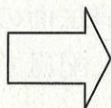
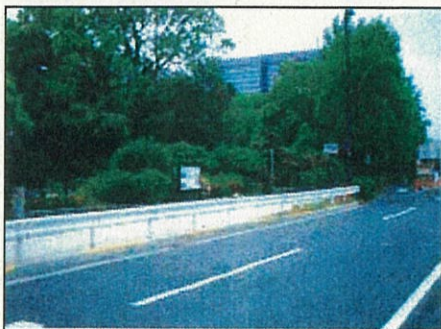
車道から歩道への逸脱防止を目的とする防護柵は、ボラードで代替可能な場合もある。また道路のカーブ区間以外は、縁石のみでも代替可能な場合がある。

幹線道路以外の走行速度が低い細街路などでは、逸脱・衝撃の恐れが小さいため、街路樹などで代替することが考えられる。特に街路樹などによる代替整備はそれ自体が環境と調和することから、景観形成への寄与が高い。

但し、街路樹や植樹帯などによる防護柵の代替は維持・管理面でコストが生じるため、地元の維持管理協力等、総合的に判断する必要がある。

■ボラードを設置し、車両の逸脱防止を図る例

(配慮が必要な例)

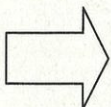


(配慮した例)



■街路樹または石を設置し、車両の逸脱防止を図るイメージ

(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)

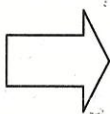


【歩行者自転車用柵（横断防止柵）】

歩車道境界に設置される横断防止柵は、歩行者の横断を物理的に防止できることが可能な植樹帯で代替可能である。なお、植樹帯の樹木が生育途中であるために横断を防止できない場合、樹木が育成するまでの数年間は柵等を設置することも考えられる。

■植樹帯を設置し、横断防止を図る例

（配慮が必要な例）



（配慮した例）



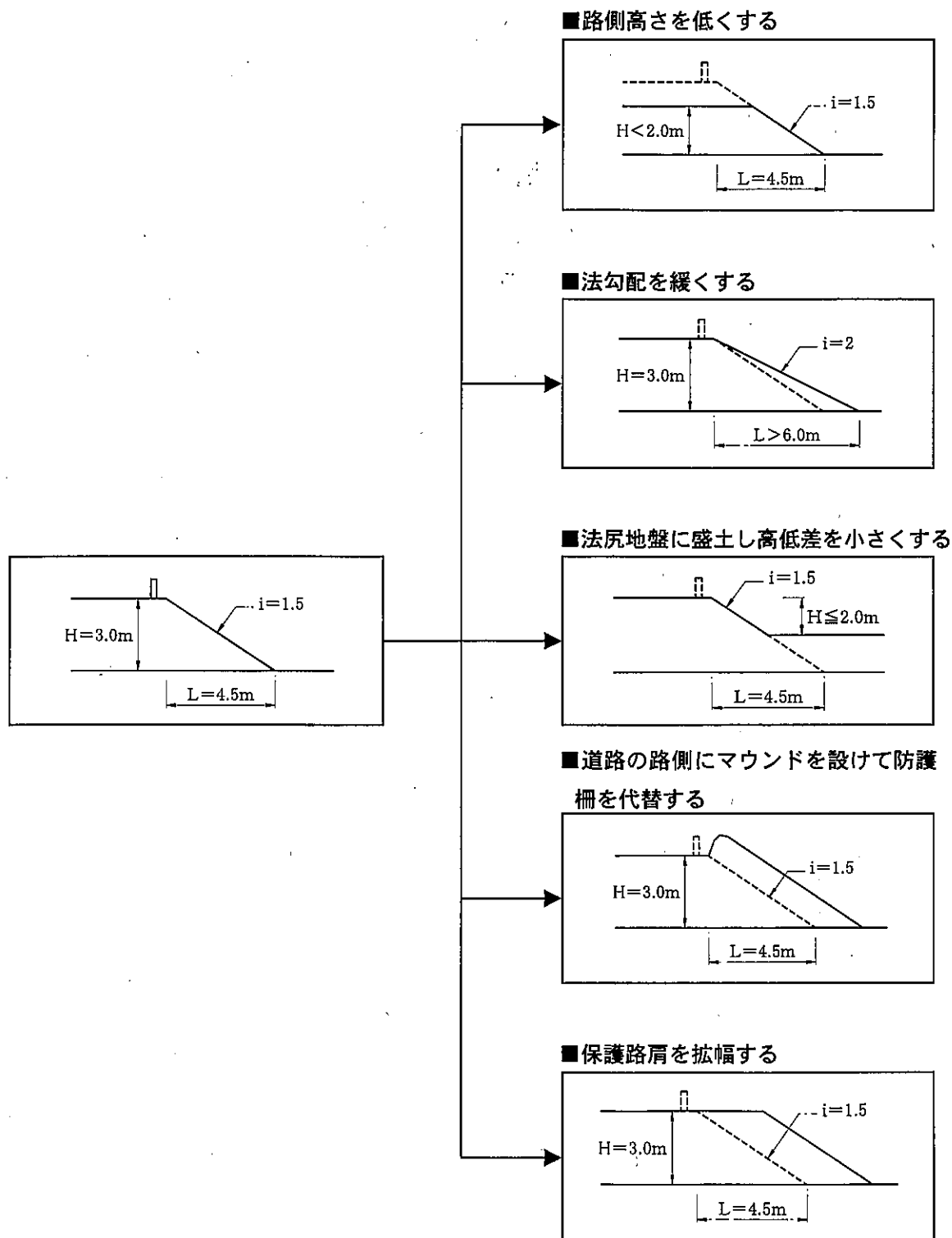
【歩行者自転車用柵（転落防止柵）】

歩行者の転落防止柵については路肩法面の用地があれば植栽を施すことにより代替が可能な場合がある。また、特に景観に配慮する場合には、法面中段に防護対策をすることが可能な場合もある。



③道路の改築時等における景観的配慮

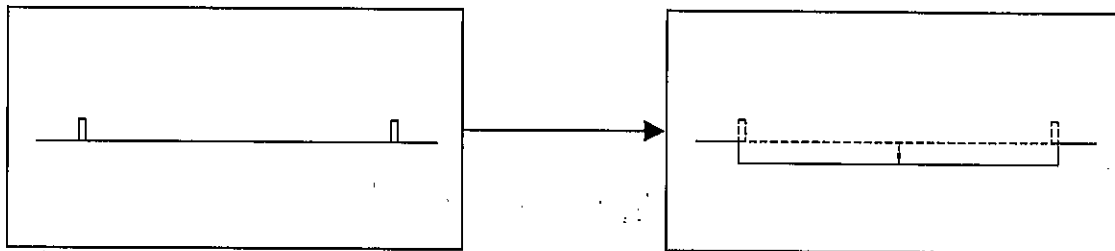
道路の改築時において道路縦断の工夫により道路高を低く抑えることや、背後地に残土を処理すること、法面を緩傾斜にすること等により車両の逸脱防止用防護柵をできるだけ整備しない方策を検討する。



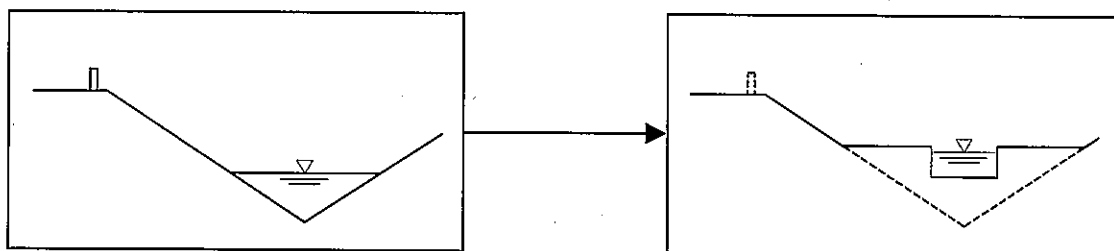
注) 法勾配 i : 自然のまま地山の法面の勾配、盛土部における法面の勾配および構造物と関連によって想定した法面を含み、垂直高さ 1 に対する水平長さ L の割合をいう ($i = L/H$)

道路の補修・再生時には改良時と同様の対策で配慮するとともに、更に道路区域内でできる工夫として道路面の切り下げや排水路の切断面を蓋付し型側溝にするなどして防護柵が必要ない構造に工夫する。

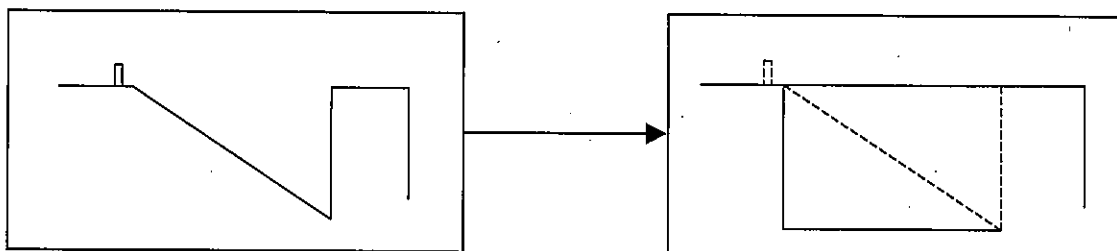
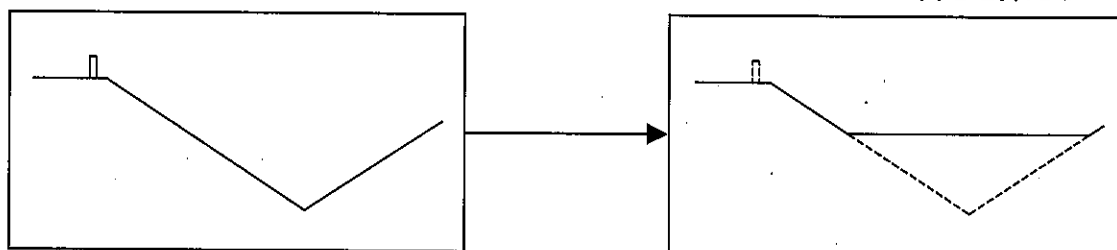
■道路面を切り下げる



■水路と接する区間では水路の付け替え高低差をなくす



■窪地へ盛土をして高さを抑える



2) 維持管理の容易性の検討

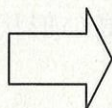
防護柵は、変形や破損、塗装などの劣化、また地域の気候によって老朽化の進行の相違が想定されるため、設置に関わるコストのみならず維持修繕の容易性も十分検討して取り組むことが必要である。特に事故などにより変形や破損した場合、資材の手配ができず長時間放置することは二次的事故を引き起こす恐れがあることから速やかに修繕ができることが重要である。

さらに、装飾的な意匠の防護柵は変形や破損に対して迅速の修繕が困難であり、高額なコストを要する。また自然景観などと必ずしも調和するとはいえないことなどから、景観形成の面からも過度の装飾は控えるものとする。

また、植樹帯による防護柵の代替は維持・管理面でコストが生じるため、地元の維持管理協力等、総合的に判断する必要がある。

■装飾的意匠を行わず、容易な維持管理を図る例

(配慮が必要な例)



(配慮した例)



3) 形状

①形状

形状は、構造的・機能的に必要な最低限の部材で構成されたシンプルなものとする。

■統一した連続的な防護柵が周辺の景観と調和する例

(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)

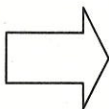


②透過性への配慮

山並みや田園等の自然景観が広がる地域を通る道路においては、防護柵ができる限り眺望を阻害しないように、透過性の高い形状に改善していくことが求められる。

■透過性の高い形状の防護柵を設置し、眺望の確保を図るイメージ

(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)



③存在感の低減

コンクリート製の壁型剛性防護柵は物質性を強く感じさせ、面としての存在感が強い。そこで周辺への眺望の配慮が望まれる場合には、コンクリート壁面の存在感を低減させることとする。

■コンクリート壁面部分を減らし、存在感の低減を図る例

(配慮が必要な例)



(配慮した例)



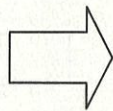
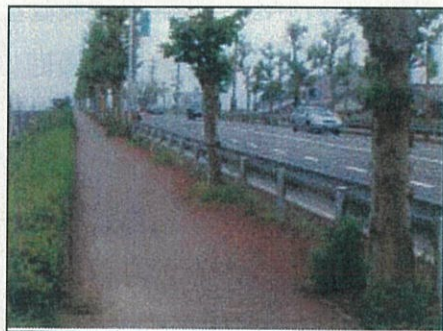
④人との親和性等に配慮したデザイン、材質

歩行空間に設置されている防護柵は目に付きやすく、また直接触れることが多い付属物であるので、十分配慮したデザイン、材質を用いる。

特にボルト、ナット等の突起や歩行者に与える防護柵の裏側の面としての印象を抑えることとする。

■突起物のないシンプルな防護柵を設置し、人との親和性に配慮する例

(配慮が必要な例)



(配慮した例)



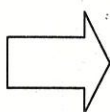
4) 色彩と効果的な視線誘導

①色彩

色彩は地域毎に定めた基本的な色彩方針とする。

■白のガードパイプをグレーのガードパイプに取り替え、周辺景観との調和を図るイメージ

(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)

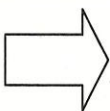


②効果的な視線誘導

防護柵による視線誘導は、明度の低いブラウン、グレー等の色彩を用いた場合、明度の高いホワイトに比べて機能が低下することが予想される。そのため特に急カーブが連続するような視線誘導が望まれる区間においては、防護柵に反射鏡や反射シート等の視線誘導装置、または外側線の設置を強化するなど、複合的な対策を基本とする。なお、視線誘導装置自体が景観を阻害しないよう配慮して設置することとする。

■防護柵の支柱に反射シートを設置し、視線誘導機能の確保を図る例

(配慮が必要な例)



(配慮した例)



5) 他の施設との連携

同じ道路区間でも道路施設は形式、用途、管理など多様であるがために景観が統一性に欠けている場合が多く見られる。車両用、歩行者自転車用と異なる種類の防護柵が同じ区間に設置されている場合や、防護柵とその他の道路施設が近接して設置されている場合は、周辺環境との調和はもちろんのこと、施設相互に形状、色彩における統一性を図ることとする。また、連続する道路において道路管理者が異なる場合は、管理者間で協議を十分に行い、防護柵等の統一性を図ることとする。

6) 適正な更新等の維持管理の充実

防護柵の破損や老朽化、劣化により、車両事故等の被害を引き起こすことがないように定期的な点検を行える体制を構築し、できるだけ早い段階で必要性や修繕の判断を行うこととする。

必要性を検討した上で防護柵を再設置する場合は、地域毎に定めた基本的な色彩方針に準ずることとする。

【2】 道路案内標識等道路付属物

道路案内標識、視線誘導標、落石防護柵等の道路付属物は防護柵と合わせて街並みや山並みの眺望を阻害する要因となり得るため、形状や配置、色彩等について十分配慮する。

1) 形状や配置

道路案内標識や視線誘導標の形状や配置については既に定められた設置基準に基づき、構造的、機能的に必要な最小限の部材で構成されたものとする。

2) 色彩

色彩は、地域毎に定めた基本的な色彩方針を尊重し、沿道景観との調和に配慮する。

3) 同種同類標識等の統廃合

同種同類の施設については、その取り組みが個別に行われた結果として統一性をもたず、視認性が良くない例が見られることからその改善に努めるものとする。

4) 適正な更新と維持管理

整備された施設については常に点検し、老朽化や破損した施設については、速やかに改善をするなど適切な維持管理に努めるものとする。

1) 形状や配置

道路案内標識の標識板については、交通環境等を勘案して、必要により景観への配慮のため縮小版（通常の約3分の2の大きさ）の設置を検討する。

視線誘導標については、多種多彩の施設が設置されているために、景観の連続性の配慮に欠け、視線誘導が機能していない場合がある。よって道路区間毎に形状を統一し、景観の連続性や視線誘導効果に十分配慮するものとする。

2) 色彩

道路案内標識の色彩は、視認性や識別性等に十分配慮し、分かりやすいものとする。標識板（裏面を含む）及び支柱は地域特性や防護柵と調和する色彩を用いる。

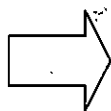
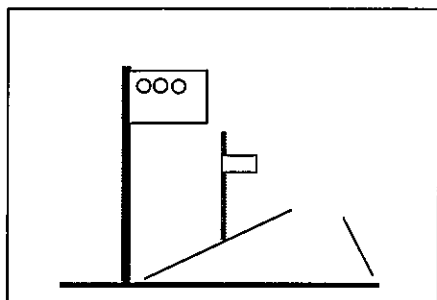
3) 同種同類標識の統廃合

道路案内標識等において、短区間に同種同類標識が複数設置され、景観が煩雑になっている場合があるので、標識設置箇所を最小限に留め、統合設置の検討を行うものとする。

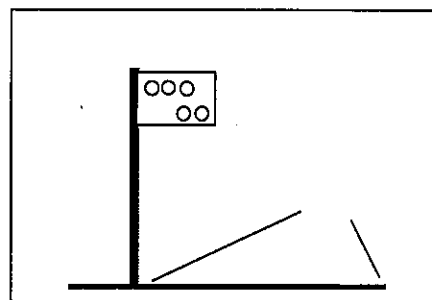
また、管理者の異なる標識の場合においても、共有可能な標識を統合し、設置数の軽減に努めるものとする。

■標識を統合し、設置数の軽減を図るイメージ

(配慮が必要なイメージ)



(配慮したイメージ)



4) 適正な更新と維持管理

更新をする際は、設置場所や間隔等を再検討し、景観向上に向けて効率・効果的な配置に努める。特に視線誘導標の老朽化、劣化、破損等は走行の安全性に大きく影響することから、定期的な点検に努めるものとする。

【3】 交通規制標識等

交通規制の標識柱や信号柱の位置や形などは一定の基準の範囲で行われているものであるが、設置数が多く、他の施設と競合することから、街並みや山並みの眺望を阻害する要因となり得るため、形状や配置、色彩等について十分配慮する。

1) 形状

標識板については、交通規制の種類、交通環境を配慮して必要に応じ縮小版（通常の約3分の2の大きさ）を検討する。

2) 色彩

支柱の色彩は地域毎に定めた基本的な色彩方針を尊重し、沿道環境との調和に配慮する。

3) 他の支柱への供架による支柱の削減

市街地の交通規制標識は様々な種類の施設が局所に設置されることや他の施設と競合することなどから景観が煩雑になり得るため、他の管理者の支柱を活用するなどして、支柱本数を削減し、景観の向上に努めるものとする。

【4】 電柱等

現代社会において電気等通信は欠くことができないものであるが、景観形成において電柱等の及ぼす影響は極めて大きい。そこで、電柱等による景観の阻害をできる限り軽減するために電柱の建込や配線の方法、色彩について以下のとおり配慮するものとする。

1) 電線類の地中化の推進

電線類地中化計画の区間については、電線類地中化計画を積極的に実践するものとする。なお、地中化計画には定めていない箇所であっても、局部的な地中化により機能性や景観向上に大きな効果が発揮できる場合には、関係機関と連携して電線類の地中化に努めるものとする。

2) 電柱建込位置の工夫

当面電線類の地中化を望めない場所であっても、できるだけ沿道景観に影響を及ぼすことがないように、電柱の建込位置の工夫や、電柱の配線ルートについて関係機関と連絡して努めるものとする。

3) 電柱電線の統廃合

同一地区に管理者の異なる電柱が複数または複雑に立ち並び、景観を阻害している例が相当見受けられる。そのため管理上許される限り、電柱の共有化により建柱数の削減に努めるものとする。

4) 色彩

コンクリートの素材の色をそのまま生かすことを含めて、沿道景観、眺望性、建込位置等を考慮し、周辺の環境に調和した色彩とする。

5) 広告物の制限

電柱に供架されている広告物は、許可されていても景観を阻害する大きな要因の一つとなっているため、広告主の理解協調のもと削減に努めるものとする。

また、電柱には違法広告物が貼付けられる場合が多く、関係当局とともにその対策に努めるものとする。

1) 電柱類の地中化の推進

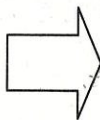
電線類の地中化は都市景観の向上や歴史的な街並みの保存をはじめ、活力ある地域の再生や、質の高い生活空間の創造に資するため、一層の推進が強く望まれる。特に、必要性及び整備効果が高い路線を抽出し、優先的に整備を進めていくものとする。

■電線類の地中化を行い、景観の向上を図る。

(配慮が必要な例)



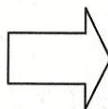
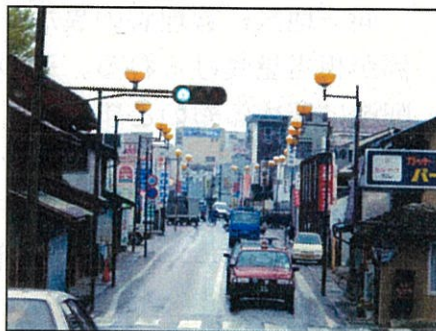
(配慮したイメージ)



(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)



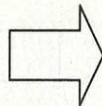
2) 電柱建込位置の工夫

①眺望の確保を意識した電柱の位置の工夫

電線類の地中化を望めない場所にあっても、できるだけ沿道景観に影響を及ぼすことがないように建込位置を工夫することが重要である。特に景勝地周辺においては視点場を想定するなどして入念に検討する必要がある。眺望の良い場所に既に建柱していて、電線の配線や地形上可能な場合には、計画的にまたは更新時に移設するなど常に工夫することが必要である。

■電柱等を移設し、眺望の確保を図るイメージ

(配慮が必要な例)



(配慮したイメージ)



②沿道景観と歩行空間の安全確保に配慮した建込

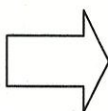
市街地内や家屋連担部においては沿道景観の向上と安全な歩行空間の確保のため電柱をできるだけ民地側または民地内への建柱や、家屋の裏側へ電線の配線（裏配線）を行うなどの工夫をするものとする。

3) 電柱・電線の統廃合

電柱は各施設管理者独自の供給計画に基づき設置されているが、複数の施設が重複して立地しており、景観が煩雑になっている区間が見受けられる。電線地中化や裏配線等の対策が困難な箇所についてはできる限り施設の共有化を進め、建柱数の軽減を図り、景観の阻害率を軽減することなどが必要である。特に電柱の新設や更新時においては、関係者が連携して、電柱・電線の削減に努めるものとする。

■電柱を共有化し、施設の設置数の軽減を図るイメージ

(配慮が必要な例)



4) 色彩

電柱の色彩については、周辺的环境によってはコンクリートの素材の色をそのまま生かしたほうが望ましいと考えられる場合が少なくない。実施にあたっては、地域毎に定めた基本的な色彩方針を尊重しながらも、常に沿道景観と眺望、建込位置を配慮し決定するものとする。

5) 広告物の取り扱い

広告など本来電柱には不必要なものが混在している電柱が見受けられ、景観を阻害している。広告物の取り扱いは福島県屋外広告物条例に即したものとし、それ以外においても、景観形成上悪影響と思われるものは極力設置しないものとする。

【5】 防雪柵

1) 形状

形状については、夏季完全収納タイプの採用も考慮する。

2) 色彩

色彩については、素材の色を活かすものとする。

6-2. 実践にあたっての方針

各管理者は、本マスタープランの目的・内容を踏まえ、効率・効果的な景観形成となるよう景観に配慮した防護柵等の整備を進めるものとする。

1) 各管理者による取り組み

それぞれの管理者は、効果的に景観形成を進めていくために、本マスタープランに基づき、計画的に取り組むものとする。

2) 管理者間の連携

各管理者が実施している整備状況や事後評価等を管理者間で情報交換を行い、連携して取り組むものとする。

1) 各管理者による取り組み

各施設管理者は、良好な道路景観を保全、育成するため、本マスタープランに基づき各施設の整備・維持管理について計画的に事業を推進するものとする。

また、各管理者は本マスタープランを地域住民等に周知し、総合的な景観形成に向けた取り組みを進めていくこととする。更には、地域住民や関連企業に広げ、官民連携して美しい地域づくりを進めていくことが望まれる。

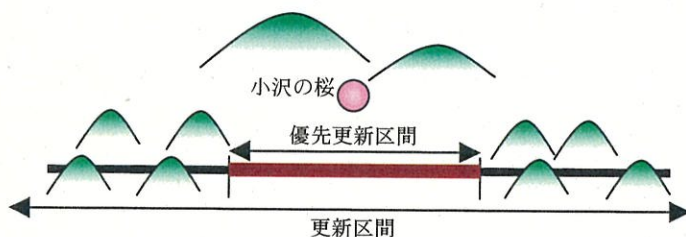
良好な景観形成を推進するため、必要に応じて地域住民等によるアンケートやモニタリング、地域懇談会等を実施するものとする。

○実施にあたっての留意事項

防護柵等の整備・更新にあたっては、次の点に留意し実施するものとする。

(1) 防護柵等が長い区間で設置されている場合

防護柵等が長い区間で連続して設置されている場合は、その区間の中で特に、景勝地や観光地等、地域の顔となる景観資源が望める場所などを優先的に実施するものとする。



図：優先更新区間例

◆景勝地(小沢の桜)を望める道路の防護柵等の状況



(2) 防護柵等が市街地等で設置されている場合

市街地等で比較的短い区間で施設整備が行われている場合、周辺の施設管理者と色彩や整備時期等を連携しながら、景観に配慮した整備を実施するものとする。

◆市街地の防護柵等の整備状況



(3) 防護柵等が事故等により破損した場合

事故や災害等により防護柵の一部が破損した場合は、その区間の防護柵等の更新時期、費用負担等を勘案して、景観に配慮した適切な復旧を行うことを基本とする。

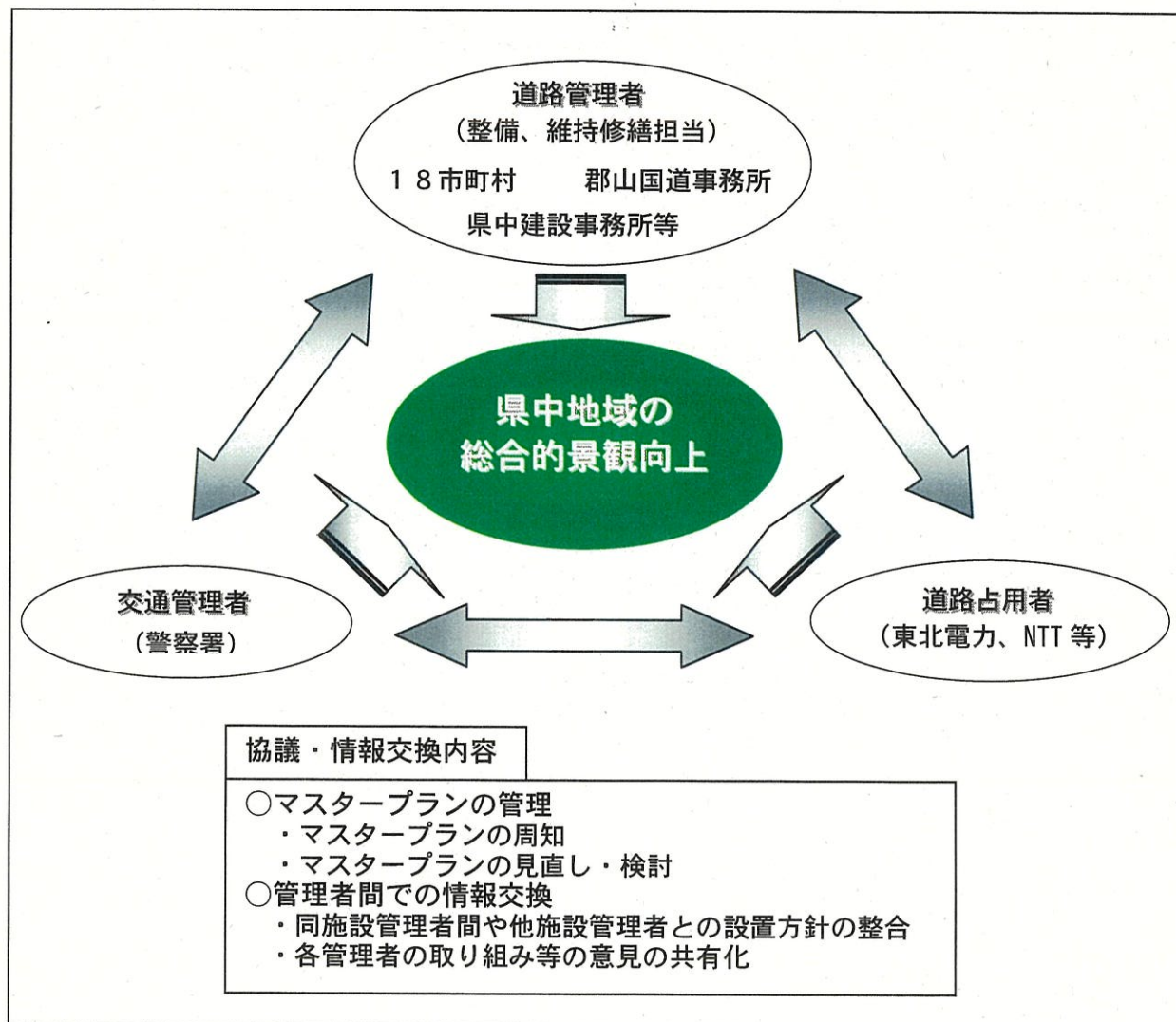
◆事故により破損した防護柵



2) 管理者間の連携

各管理者の取り組みをより効果的なものとするために、他の管理者の整備状況や今後の取り組み方針を把握するなど、管理者間の連携を強化することが必要である。

長期的に連携した取り組みを進めていくために、連携会議の開催など情報交換や協議を行う機会を設けることとする。



図：連携のイメージ

参 考 资 料

参考１：マスタープラン策定までの経緯

■マスタープラン策定スケジュール

	県中地域の景観に配慮した防護柵等の整備に関する マスタープラン策定に係る検討会				マ ス タ ー プ ラ ン の 策 定
	第１回全体・ 地区別 (04. 01. 28)	第２回地区別 (04. 02. 18～ 04. 02. 24)	第３回地区別 (04. 03. 17～ 04. 03. 19)	第４回地区別 (04. 10. 25～ 04. 10. 26)	
１．マスタープラン策定の主旨					
２．対象施設					
３．運用方針					
４．エリア区分					
５．景観配慮への基本方針					
【１】エリアの特性					
【２】景観基調の区間区分					
【３】区間毎の景観配慮への基本方針					
６．実践にあたっての基本方針					
６－１施設別整備基本方針					
【１】防護柵					
【２】道路案内標識道路付属物					
【３】交通規制標識等					
【４】電柱等					
【５】防雪柵					
６－２実践にあたっての方針					

■ 検討会要旨

全体検討会					
項目	検討会	意見・質問等	回答・考え方等	ページ	修正前 修正及び追加後
1. マスタープラン策定の趣旨	第1回	鉄道、林道における防護柵の取扱いはあるのか。	県中地区の全ての道路を対象とする。	1-1	「県中地区内の道路敷内に設置される防護柵、案内標識、交通規制標識、電柱等を対象とする。」
2. 対象施設					
3. 費用方針					
4. エリア区分					
5. 重要施設への基本方針の順次					
6. エリアの特性					
7. 重要施設の区分区分					
8. 区分別の重要施設への基本方針					
9. 実施にあたっての基本方針					
10. 重要施設基本方針					
その他					

郡山地区検討会

項目	検討会	意見・質問等	発着者	回答・考え方等	ページ	修正前	修正及び追加後
1. マスタープラン策定の趣旨							
2. 対象地域							
3. 適用方針	第2回	マスタープランで指定されたエリアは必ず実行するの か。		防護柵等を設置する事業主体は、本MAPに基づいて 取り扱う。	1-1	[...]道路敷内に工作物を設置する事業主体は、本 マスタープランに基づく。それぞれの施設の整備・維 持・更新に取り組みますとす。」	[...]道路敷内に工作物を設置する事業主体は、本 マスタープランに基づく。それぞれの施設の整備・維 持・更新に取り組みますとす。」
	第2回	指定されたエリアで防護柵を撤収する場合に補償し てもらえるのか。		補償は考えていない。			
	第4回	区域区分された区画内の事業は、全てのマスター プランに基づくのか。	県中	区域区分された地域や路幅については、景観配慮へ の基本方針に基づき取り組む。	1-1	[特に景観的に関連性や周辺との調和を図る必要が ある地区や路幅については、本マスタープランが定 める景観配慮への基本方針に基づき、重点的に取 組むものとする。]	[特に景観的に関連性や周辺との調和を図る必要が ある地区や路幅については、本マスタープランが定 める景観配慮への基本方針に基づき、重点的に取 組むものとする。]
4. エリア区分	第4回	高山エリア周辺の文書の中で路線・区域等で特筆事項 になっているが、高山市の現状地味まじりこいの観光 開発を考慮した区域分けではどうか。(区域分け →調整)	県中	意見			
5. 景観配慮への基本方針の構成	第4回	バリエーションは、現在図面などのみに示され る。	高山市 県中	第4回協議会で議論した通り、明瞭なよう修正す る。	5-5	国道48号(バイパス含む)	国道48号
(1)エリアの特性	第4回	湖東地区と富良野エリアを結ぶ中継駅である川崎と沼津 島嶼について、景観基盤の区域区分をどうすべき。 高山市所轄の景観基盤整備法をつなぐ国道48号は、 高山市及び自民党議員が属しているため、景観基盤の区 域区分を行うべき。	高山市	指論通り対応する。			
(2)景観基盤の区域区分	第4回	高山市所轄の景観基盤整備法をつなぐ国道48号は、 高山市及び自民党議員が属しているため、景観基盤の区 域区分を行うべき。	高山市	指論通り対応する。			
(3)区域間の景観配慮への基本方針	第3回	景観基盤整備法の防風緑地の色相は委員会検討 されたものであるから、色相を指定しないで、地元の 調整で色を決めていくべき。		景観基盤整備法(防風緑地)に対して、色相・形状等の 検討が行われているので、今後整合を図って景観 整備することが求められる。	5-16	[色相は既設景観との整合を図り、ダークブラウンを用 いる]	[色相は既設景観との整合を図り、ダークブラウンを用 いる]
	第3回	景観基盤整備法では景観要素に関するところ、周辺 と色相を整えるべき。		同上	5-16	[...]既設景観と整合を図りながら景観形成を行っている 必要がある]	[...]既設景観と整合を図りながら景観形成を行ってい く必要がある]
	第4回	防護柵は全線にわたって、ガードパイプを基本とし て決めているがガードパイプやガードポールは設 置できないと受け取れるため、表題に工業用ではど うなのか。	県中	基本方針ではガードパイプを用いる。という指定的 な表現がないので、ガードパイプを用いることを基本とす る。という表現に修正した。			
	第4回	色相はダークブラウンが基本となっているが、マンセ ル線を指定するのは、出来れば指定しない方がいい。 い。	県中	本マスタープランではマンセル線は指定していないが、参考 として建設マンセル線を記載する。同じく今後マンセ ル線をそろえていかないとコスト化は見込めない。			
6. 実施にあたっての基本方針							
6-1施設別景観基本方針	第3回	防護柵や防護帯を目立たなくすることは、バリアフ リーと反しているのではないのか。		防護柵や防護帯等の機能を特に有する箇所につ いては、デリケートな等の設置を認める。	6-10		
	第3回	景観の規制は可能であるが重要な規制について は大丈夫を戻すべき。			6-14	[...]交通規制の経路、交通環境を配慮して必要に応 じて縮小(通常の約3分の2の大きさ)を検討す べし]	[...]交通規制の経路、交通環境を配慮して必要に応 じて縮小(通常の約3分の2の大きさ)を検討す べし]
	第4回	ガードポールには基礎が重く、設置場所が限られて しまうのでは。					
6-2実験にあたっての方針	第2回	マスタープランは公開されるのか、また公開される場 合はどのような方法を用いるのか。		マスタープランを管理者のみならず地域住民や企業 に開示し、速断して景観形成を進めなければならない。 マスタープランは安定性と柔軟性のバランスが重要 であるため、設置準備金を取り入れる必要がある。			
	第3回	将来にわたって見直し可能な方針とするべき。					
	第4回	事故の場合、当事者による現況復旧が基本である。 景観に配慮した防護柵に取り替える場合、これまで の目的のガードポールよりコストがかかるが、どう対応 するか。	高山市	景観に配慮した防護柵に取り替える場合、これまで の目的のガードポールよりコストがかかるが、どう対応 するか。			
その他の点(全体に係る)	第2回	本マスタープランに掲載する写真は、道路(防護柵) 中心の写真ではなく、周囲の景観を含めた写真にな すべき。		景観に配慮した防護柵を取り替える場合、これまで の目的のガードポールよりコストがかかるが、どう対応 するか。			
	第2回	建設やメンテナンスに利用する写真は、目的(観光 等)に応じて適切な写真(季節)を選択するべき。 景中地味外と調整すべき。		景観に配慮した防護柵を取り替える場合、これまで の目的のガードポールよりコストがかかるが、どう対応 するか。			
	第3回	方針の変更を断定的な変更より段階的な調整に変え るべき。(例：一時的な変更、原則とする。但し特 殊な理由がある場合は、別途検討すること。)		景観に配慮した防護柵を取り替える場合、これまで の目的のガードポールよりコストがかかるが、どう対応 するか。			
	第3回	年内にMAPを策定して来年からスタートするのは、予算 上取り扱えない。	高山市	取り組みについては各管理者の判断に委ねる。 マスタープランについては調整を行っていない。個別 事業毎に協議を行うものとなる。			
	第4回	防護柵等の景観計画を提出するのか。 電力会社のような状況か。	高山市 高山市 高山市	景観に配慮した防護柵を取り替える場合、これまで の目的のガードポールよりコストがかかるが、どう対応 するか。			

※赤字は今回加算・修正を行った項目である。

Q

Q

Q

Q

石川地区検討会

項目	検討会	意見・質問等	発言者	回答・考え等	ページ	修正前	修正及び追加後
1. マスタープラン策定の趣旨							
2. 対象施設							
3. 運用方針	第2回	マスタープランで指定されたエリアを必ず実行するの か。		防犯カメラを設置する事業主体は、本MAPに基づいて 取り進む。	1-1	「...道路敷内に工作物を設置する事業主体は、本マ スタープランにおける敷地への配慮方針にもとづき、 それぞれの施設の整備・維持・更新に配慮したもの とする。」	「...道路敷内に工作物を設置する事業主体は、本 マスタープランに基づき、それぞれの施設の整備・維 持・更新に取組むものとする。」
4. エリア区分	第2回	指定されたエリアで防犯カメラを設置する場合は補助し てもらえるのか。		補助は考えていない。			
5. 敷地内への基本方針の解説							
(1)エリアの特性							
(2)敷地内への基本方針の解説							
(3)防犯カメラの設置方針	第2回	敷地内への設置が実現によって異なることが考えら れる。同じ敷地でも、敷地への配慮の仕方が異なり、 防犯カメラの形状、色彩等が異なる場合がある。		敷地への配慮は、形状と色彩の統一が重要であると 考えられる。			
	第4回	敷地内と色彩を調整しているかどうか。	座長	敷地内と調整しながら、再度検討する。			
	第4回	空港に近いことを認識できるよう、空港に近 づくにターミナルカラーに変わる方がよいのでは。	座長				
	第4回	須賀川市から須賀川市を結ぶ国道118号はターミナ ルカラーの方が良いのでは。	座長				
	第4回	玉川村を通る国道118号はこのまま(空港に合わせ る)でいいのでは。	玉川村	県南警察と調整しながら、再度検討する。	5-47	国道118号は、玉川市街地を挟んで、ターミナルカラーを 基本とする。	国道118号は、玉川市街地を挟んで、ターミナルカラーを 基本とする。
6. 実施に当たっての基本方針							
6-1施設別整備基本方針	第3回	形状、色彩を考えた上で、必要に応じて必要のない場 所への設置が多く見られる。		【1】必要に応じて必要のない場所以で記載している。	6-2		
	第3回	さび、劣化が目立つので、維持・更新を徹底するべきで ある。(市町村には予算がないが...)		【1】必要に応じて必要のない場所以で記載している。	6-11		
	第4回	ターミナルカラーの色彩はどうするのか。	座長	支柱は防犯カメラと同じ色を用いることとする。テリ ターリーカラー自体が景観を損ないよう配慮する必要 がある。	6-10		
	第4回	反射板やテープをたくさん貼るような対策はいいか なものか。	座長	事故等が多い危険箇所では、視認性確保のために 白の防犯カメラの設置する場合も考えられる。	6-10		
6-2実施に当たっての方針	第4回	事故による被害は当事者による事故原因が基本であ るため、事前に設置した防犯カメラに取組める場合、こ れまでの目的のカメラよりコストがかかるか。	座長		6-21	1)「...設置した場合は、事前に設置した防犯カメラの 新時期、費用負担等が異なる。事前に設置した防 犯カメラの設置を行うことを基本とする。」	1)「...設置した場合は、事前に設置した防犯カメラの 新時期、費用負担等が異なる。事前に設置した防 犯カメラの設置を行うことを基本とする。」
その他(全林に係る)	第3回	「実施に当たっての基本方針」は福島県で統一すべ き。		施設方針においては大きなズレが生じることはない と考えられる。要請にあたっての方針は、地域の独自 性が必要と考えられる。			

※赤字は今回追加・修正を行った項目である。

Q

Q

三春地区検討会

[illegible]

Q

Q

三春地区検討会

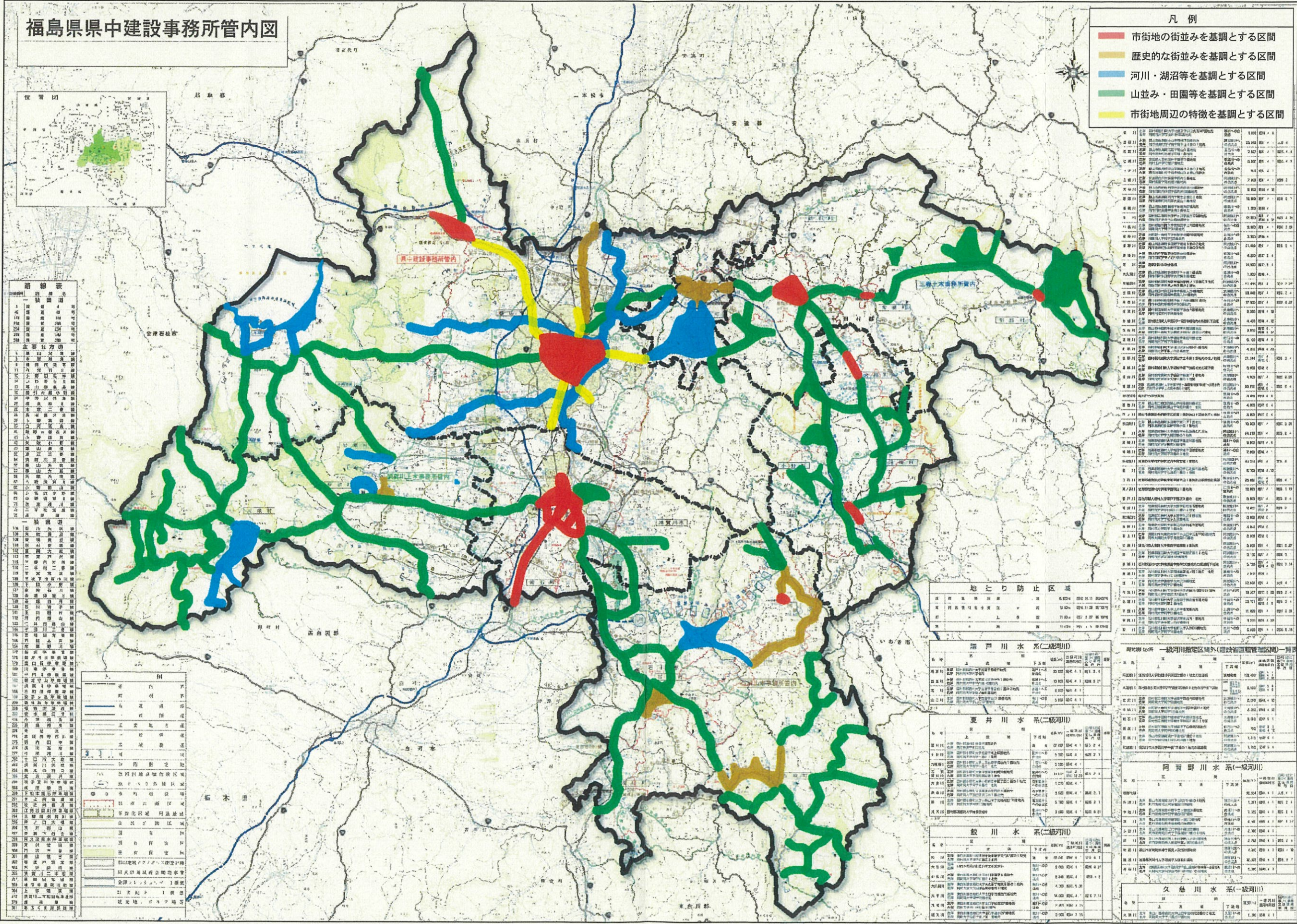
項目	検討会	意見・質問等	発着者	回答・考え方等	ページ	修正前	修正及び追加後
6. 3年度に当たっての基本方針							
6-1 施設整備推進基本方針	第3回	特約カーブにおいては視認性を考慮していくべきである。		(14) 色彩と効果的な視覚効果で記載している。	6-10		
	第3回	視覚効果としては、外観よりテナントの方がよい。テナントも黒字な色でなく、色調をおさえたものがよい。		防犯の色調を下げることで視覚効果の低下が懸念されることから、補完するために外観とテナントは必要であると考えられる。また、視覚効果を高めるために、結果として景観を損なうようなテナントの設置は避けるべきである。	6-10		4) ①なお、視覚効果は景観自体が景観を損なわないよう配慮して設置することとする。」
	第3回	将来的には、本町の電柱の設置を減らし、電柱の数を少なくする努力をすべき。					
	第4回	電柱の色彩は、特別指定されていないと捉えられるのだが、設置・更新する際の色彩は各自治体で決めているものでないか。	大槻町	道路管理者等は地産の色彩方針に基づいて電柱も塗装している場合は、電力会社の各営業所と個別に協議をしていくものと考ええる。	6-15, 18		
	第4回	景観等の維持管理については、1) ②代議者の検討に依頼した方がよい。	産直	指図通り対応する。	6-3, 7		
6-2 支線に当たっての方針	第2回	景観局と建設局で管理者の体制を整えたいを行なうべき。		景観局の連絡がとれず、結果的に景観が保護になっていないことがあるため、連絡を推進する必要がある。	6-22		各管理者の取り組みをより効果的なものとするために、他の管理者の連絡状況や今後の取り組み方針を把握するなど、管理者間の連絡を強化することが必要である。
	第2回	本マスタープランを体系的に運用していくために、定期的に見直しや各町村における窓口の設置をすべき。		MPを継続的・効果的に運用していくことは重要であり、そのためには各町村及び管理者間で情報を共有することが必要である。	6-22		長期的に連携した取り組みを進めていくために、連携向上
	第3回	一連の道路改良、一連の防犯網の更新時は、方針に沿って取り替えるべき。					
	第3回	事故等の部分別更新は、そのまま更新を行なうべき。		事故等による被害の場合は、今後事故が起これる可能性があることから、迅速な更新が必要である。	6-21		「...修繕した場合は、その区間の防犯網の更新時期、費用負担を勘案して、常態に保つた適切な更新を行うことを基本とする。」
	第3回	防犯網として一連の防犯網の更新は、方針に沿って取り替えるべき。		協議を行う機会を設ける。	6-22		「...修繕した場合は、その区間の防犯網の更新時期、費用負担を勘案して、常態に保つた適切な更新を行うことを基本とする。」
	第4回	地産住民にアンケートやモニタリング等を実施と記載しているが、地産住民がMPを周知していないと意見が出ることない。また、管理者間で取り替えていることを伝えるにも地産住民へのMPの周知を徹底させるべきである。	産直	①国がガイドラインで規定する際、MPとMPをリンクコメントを交している。②県中地産で規定すればMPによる公表を考えている。	6-20		各管理者は本マスタープランを地産住民等に周知し、具体的な景観形成に向けた取り組みを進めていくこととする。更には、地産住民や関係企業に助け、官民連携して美しい地産づくりを進めていくことが望まれる。
その他(全体に係る)	第4回	維持・更新の際、必ずMPに基づいて取り替えるべきではないのか。	産直	MPに強制力はないが、各管理者は積極的に取り替えるものとする。	6-20		
	第4回	MP策定に向けて、または策定後どのように住民へ公表するのか。①策定後②策定までに公表し、意見をもらう③管理者等の関係者の公表	三春町	策定後に(1)等(2)等(3)等(4)等(5)等の見直し等の際に対応する。			
	第4回	あぶくほ道路道路が閉鎖することになり、町内に道路案内板が設置されているが、色彩は従来のとおりであり、小野町の色彩方針であるターゲットカラーではない。後継案にあぶくほ道路道路の事務所が入っていないのはなぜか。	小野町	高松道路は独自で検討しているので、検討会に入ってもらえなかった。			

※参考は今回加筆・修正を行った項目である。

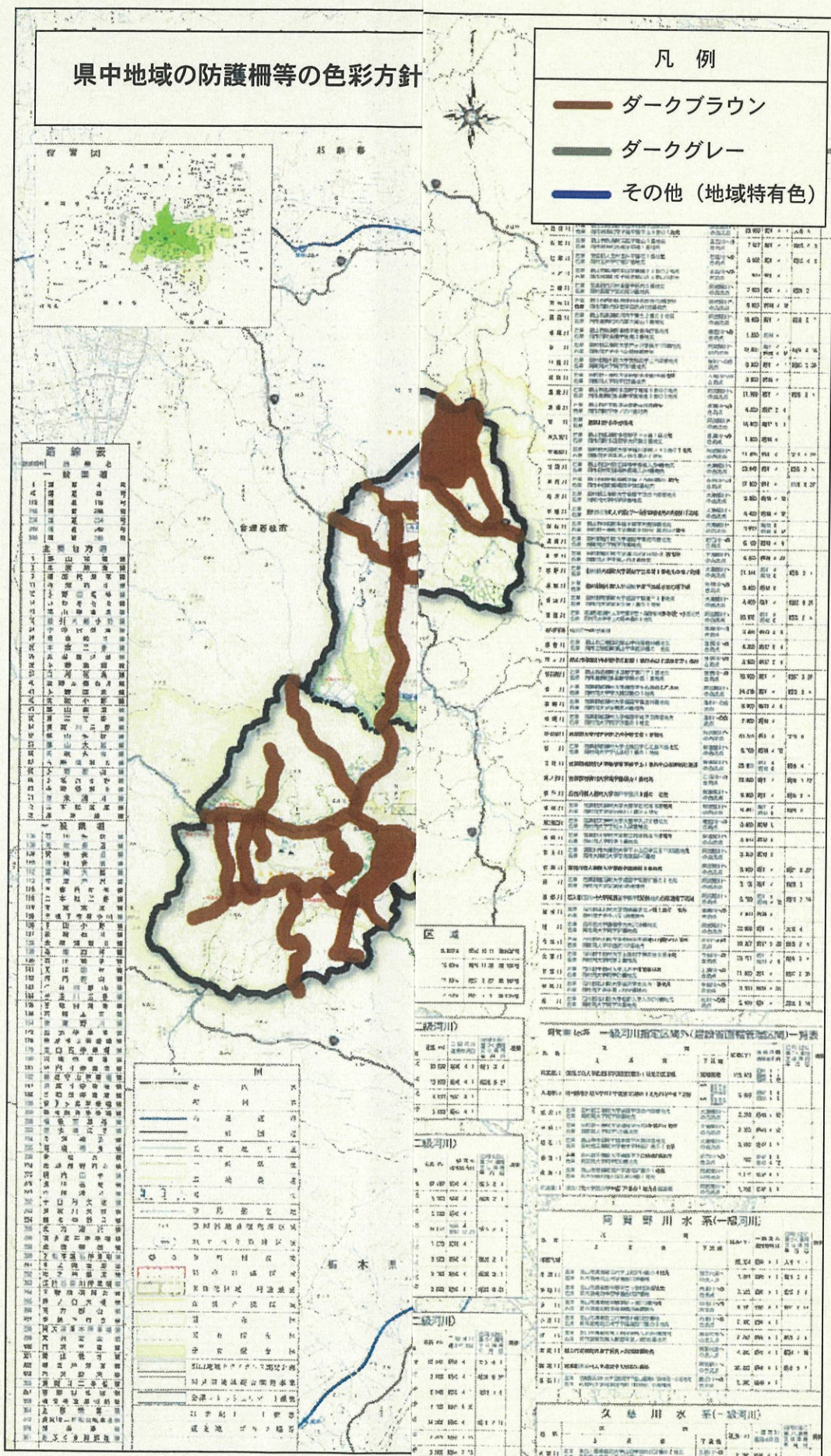
Q

Q

参考2：県中地域の景観基調の区間区分



参考 3 : 県中地域の防護柵等の色彩方

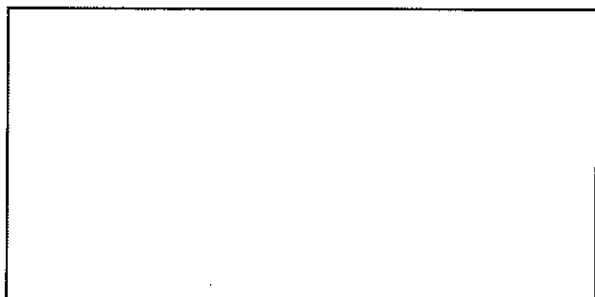


Q

Q

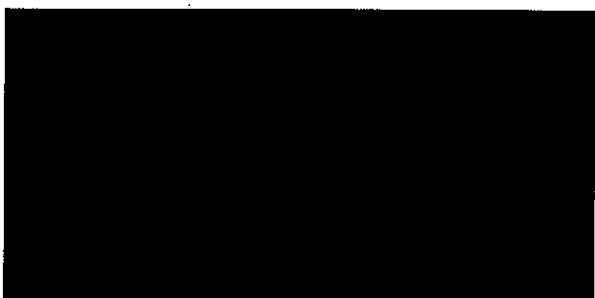
参考 4 : 色見本

防護柵等において基本とする色彩



■ホワイト（白）

- ・ 従来利用されている防護柵の色



■ダークブラウン（こげ茶色）

（標準マンセル値：10YR2.0／1.0 程度）

○選定地域例

- ・ 山間地域や田園地域
- ・ 歴史的な街並みが形成されている地域



■ダークグレー（薄灰茶色）

（標準マンセル値：10YR3.0／0.2 程度）

○選定地域例

- ・ 市街地等で建物が連担する地域
- ・ 歴史的な街並みが形成されている地域

※マンセル値

- ・ マンセル値は、色を「色相 明度／彩度」で表記したもので、色を表現する値として一般に使われる。（例えば、マンセル値 10YR2.0／1.0 とは、色相が 10YR、明度が 2.0、彩度が 1.0 であることを示している。）
- ・ 色相とは色味を示し、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の 10 色相の頭文字と、その変化を表す 0 から 10 までの数字の組み合わせで表示する。
- ・ 明度は、色の明るさを 0～10 の値で示したもので、数値が 10 に近いほど、明るい色であることを示している。
- ・ 彩度は、色の鮮やかさを示し、無彩色を彩度 0 として、数値が増えるほど鮮やかな色であることを示している。

